

大阪市外郭団体等への関与及び監 理事項等に関する条例施行要綱

逐条解説

令和 7 年 4 月

総 務 局

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 趣旨	1
第 2 条 定義	2
第 3 条 外郭団体等に対する関与及び監理に関する事務の分掌	9
第 4 条 監理対象団体監理委員会	11
第 5 条 監理主幹	12

第 2 章 外郭団体の指定

第 6 条 外郭団体の指定	14
---------------	----

第 3 章 外郭団体等に対する関与

第 7 条 外郭団体等に対する関与の内容の変更	19
第 8 条 監理対象団体に対する関与の状況の公表	22

第 4 章 外郭団体等の監理

第 1 節 基本原則

第 9 条 外郭団体等の監理の基本原則	25
---------------------	----

第 2 節 監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性及び透明性の確保

第 10 条 監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性の確保	26
第 11 条 監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性の確保	31

第 3 節 本市の行政目的又は施策の達成のための外郭団体の監理

第 12 条 中期目標	33
第 13 条 中期計画	36
第 14 条 年度計画	40
第 15 条 事業経営の評価等に関する指針	43
第 16 条 中期目標の期間の終了時の検討	46
第 17 条 外郭団体に事前協議を求める事項	48
第 18 条 特定団体の再建に係る監理の特例	50

第 5 章 総務局における総合的な指導及び調整等

第 19 条 所管所属における審議	52
第 20 条 総務局長への事前協議等	53
第 21 条 総務局長に対する報告等	56

第 6 章 雑則

第 22 条 違反事実の公表	58
第 23 条 公表の方法	59
第 24 条 細目の委任	61

附則

施行期日	62
大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱の廃止	63

経過措置	64
準備行為	68

資料

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例	70
大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則	74
大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱	77
大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程	90
大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程	93
監理対象団体が行う大阪市退職者を対象とする役員及び従業員の採用選考に当たっての留意事項	103
大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程	119
本市が資本金等の出資又は出えんをしている法人の関係図	128

第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例(平成25年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関しては、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則(平成25年大阪市規則第160号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

[趣旨]

本条は、この要綱の位置づけとして、本市における外郭団体等の関与及び監理に関する根本規範である大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例(平成25年大阪市条例第10号。以下「条例」といいます。)の施行に関しては、条例において委任された事項を定める大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則(平成25年大阪市規則第160号。以下「施行規則」といいます。)に定める事項のほかは、すべてこの要綱の定めによること、すなわち、この要綱は、本市のすべての外郭団体等に対する関与及び監理に関する細目的事項を定める通則であることを明らかにしたものです。

[解説]

この要綱は、本市のすべての外郭団体等を対象とするものですが、外郭団体等を直接規制するものではなく、外郭団体等に対する関与及び監理に関する業務に従事する本市の各所属の職員が行うべき事項を規定するものです。

外郭団体等に対する必要な規制については、条例において定められているもののほかは、この要綱ではなく、本市が外郭団体等に対する関与を通じて保有することになる影響力に基づく監理行為によって行われることになります。

第2条 定義

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において「外郭団体の指定」とは、条例第2条第1項各号に掲げる法人を外郭団体として同項の市規則において定めることを決定することをいう。
- 3 この要綱において「外郭団体の指定解除」とは、条例第2条第1項の市規則において外郭団体として定められた法人を外郭団体としないことを決定することをいう。
- 4 この要綱において「関与」とは、法人の組織、運営又は事業活動（以下「事業経営」という。）に対する影響力を保有することになる次に掲げるものをいう。
 - (1) 当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）への出資
 - (2) 公開の競争による選考によらずに当該法人を相手方として行われる次に掲げる行為（当該法人を相手方とすることが法令で定められているもの及び実費弁償として行われるものその他の財産上の利益の供与に当たらないものを除く。）（以下「財政的支援」という。）
 - ア 当該法人の運営又は事業活動を援助することを目的として行われる補助金の交付、金銭の貸付けその他の融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下「融資」という。）
 - イ 法令又は条例、規則等に基づく事務の委託及びその対価の支払い。
 - ウ 負担金又は分担金の交付
 - エ 本市の支出の原因となる契約その他の取決めの締結及び当該取決めに基づく対価の支払い。
- (3) 本市の職員を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第3条第2項に規定する派遣職員又は同法第10条第2項に規定する退職派遣者として当該法人の役員（取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は従業員の業務に専ら従事させること（以下「職員派遣等」という。）。
- (4) 本市の職員を当該法人の役員に就任させること（前号に該当するものを除く。）。
- (5) 当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を当該法人の役員に就任させること。
- 5 この要綱において「監理」とは、次に掲げる事項を着実に実施するため、関与による影響力を通じて、外郭団体等の事業経営について、その状況を把握し必要な指導及び調整をすることをいう。
 - (1) 条例第4条、第5条及び第7条から第12条までに定める事項
 - (2) この要綱及びこの要綱に基づき定められた規程の規定により外郭団体等に行わせることとされた事項

(3) その他外郭団体等に対する本市の関与の適正性及び透明性の確保並びに外郭団体を通じた本市の行政目的又は施策の効率的かつ効果的な達成を図るために必要な事項

6 この要綱において「監理対象出資法人」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める関与に関する要件を満たす出資法人及び大阪市住宅供給公社（外郭団体である場合を除く。第2号において同じ。）をいう。

(1) 株式会社 次のいずれかに該当すること。

ア 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の2分の1以上であること。

イ 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の4分の1以上2分の1未満であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

(ア) 本市の財政的支援があること。

(イ) 職員派遣等により本市の職員が役員に就任していること。

(ウ) 本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

エ 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の4分の1未満であり、かつ、次のいずれにも該当すること。

(ア) 一の事業年度における総収入に占める本市の財政的支援による収入の割合又は貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市の融資の割合が2分の1を超えていること。

(イ) 職員派遣等により本市の職員が役員に就任していること又は本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

(2) 非営利法人（大阪市住宅供給公社を除く。） 次のいずれにも該当すること。

ア 本市の財政的支援があること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 本市の職員派遣等があること。

(イ) 職員派遣等によらずに本市の職員が役員に就任していること。

(ウ) 本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

7 この要綱において「監理対象団体」とは、外郭団体及び監理対象出資法人をいう。

8 この要綱において「本市退職者」とは、本市を退職した者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員としての職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）第6条の規定による勤続期間が20年以上であつた者

(2) 職員の退職管理に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第9号）第14条各号に掲げる職に就いていた者

- 9 この要綱において「所属」とは、大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織、大阪市委務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局、危機管理室及び区役所をいう。
- 10 この要綱において「所管所属」とは、外郭団体等に対する関与に係る事務を所掌する所属をいう。

[趣旨]

本条は、この要綱において使用する用語の意義を明らかにするものです。

[解説]

1 条例において使用する用語（第 1 項）

本項は、この要綱において使用する「外郭団体」「出資法人」「外郭団体等」「経営評価」の用語の意義は、それぞれ、条例第 2 条第 1 項から第 3 項までに規定する「外郭団体」「出資法人」「外郭団体等」及び条例第 7 条第 2 項に規定する「経営評価」をいうこととするものです。

2 外郭団体の指定（第 2 項）

条例第 2 条第 1 項は、外郭団体を同項各号に掲げる法人であって市規則で定めるものと規定しており、市規則で規定されることによって初めて外郭団体となることとされていますが、この要綱では、市規則で規定される前の段階である外郭団体として市規則で定めることを決定する行為を市規則で定める行為とは別の独立した概念として設定することとしており、本項は、この市規則で定めることを決定する行為を「外郭団体の指定」ということとするものです。

3 外郭団体の指定解除（第 3 項）

この要綱では、外郭団体とされている法人を外郭団体として位置づけないこととする場合についても、「外郭団体の指定」の場合と同様に、条例第 2 条第 1 項の市規則の改正等により削除される前の段階である当該法人を外郭団体としないことを決定する行為を市規則の改正等とは別の独立した概念として設定することとしており、本項は、この外郭団体とされている法人を外郭団体としないことを決定する行為を「外郭団体の指定解除」ということとするものです。

4 関与（第 4 項）

条例及び施行規則においては「関与」の定義は明らかにされていません。

このため、この要綱において、条例及び施行規則の趣旨を踏まえて「関与」の意義を明らかにすることとし、本項で、「関与」とは、法人の組織、運営又は事業活動（以下「事業経営」といいます。）に対する支配力や影響力の根拠となる行為であって、法人の基本財産に対する支援、事業経営に対する財政的若しくは人的な支援又は事業経営への参画の観点から行われる次の行為をいうこととしています。

(1) 法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものへの出資（第 1 号）

出資については会社法等により株主等の地位が付与され支配力や影響力の根拠となることから、「関与」とすることとしています。

なお、財団法人等に対する基本財産の出えんについては、法律上は寄付に該当し、これによって何らかの地位が付与されるものではなく直接影響力を有することにはならないことから、「関与」の中には含めないこととしています。

- (2) 公開の競争による選考によらずに当該法人を相手方として行われる財政的支援（当該法人を相手方とすることが法令で定められているもの及び実費弁償として行われるものその他の財産上の利益の供与に当たらないものを除く。）（第2号）

公開の競争によらずに任意に選定された相手方に対して行われる財政支出等であって、次のアからエまでに掲げるものについては、その相手方に特別の財産上の利益をもたらすことになり、当該相手方に対する影響力の根拠となり得ることから、「関与」とすることとしています。

ただし、法令に基づく使用料や負担金など当該支出金を対価とするサービスの提供主体が限定され本市に相手方を選択する余地がないものについては、影響力を保有するための意図的なものとなる余地がないと考えられることから、「関与」には含めないこととしています。

また、実費弁償として支払われるものなど相手方に財産上の利益を供与するものでないものについては、影響力の根拠とはなり得ないと考えられることから、「関与」には含めないこととしています。

ア 法人の運営又は事業活動を援助することを目的として行われる補助金の交付及び金銭の貸付けその他の融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）

これらの行為は、法人の運営又は事業活動を支援するものであり、当該法人にとって財産上の利益となるものであることから、「関与」とすることとしています。

イ 法令又は条例、規則等に基づく事務の委託及びその対価の支払い。

事務の委託は、本市の事務を代行してもらうものであり、本市にとってもメリットがあることとなりますが、相手方となる法人は業として当該委託に係る事務を行っており、当該法人にとって財産上の利益となるものであることから、「関与」とすることとしています。

なお、契約ではなく法令又は条例、規則等に基づき行われる委託に係る事務の対価は、通常、交付金として支払われます。

ウ 負担金又は分担金の交付

負担金や分担金としての財政支出についても、その相手方に対する財産上の利益の供与となる場合があることから、「関与」とすることとしています。

ただし、法令の規定により支払いが義務づけられていたり相手方が限定されているものや相手方に財産上の利益を供与するものではないものについては、前記のとおり、「関与」には含めないこととしています。

エ 本市の支出の原因となる契約その他の取決めの締結及び当該取決めにに基づく対価の支払い。

物件の買入れや借入れ、法令又は条例、規則等に基づかない事務の委託など私法上の取引に伴う財政支出をいうものであり、これらの相手方となる法人は、業として当該取引に係る事業や業務を行っており、その対価の支払いは当該法人にとって財産上の利益となるものであることから、「関与」とすることとしています。

- (3) 本市の職員を派遣職員又は退職派遣者として法人の役員又は従業員の業務に専ら従事させること。(第3号)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づく本市による職員派遣等については、役員としての職員派遣等は、本市の職員を法人の事業経営に参画させることとなるものであることから、「関与」とすることとしています。

また、従業員としての職員派遣等は、法人の運営又は事業活動を支援するものであり、当該法人に対する影響力の根拠となり得ることから、「関与」とすることとしています。

- (4) 本市の職員を法人の役員に就任させること（職員派遣等に該当するものを除く。）。(第4号)

本市の職員がその職務に関連するものとして法人の非常勤の役員を受嘱することであり、本市の行政目的又は施策の達成のために本市の職員を当該法人の役員に就任させてその事業経営に参画させるものであることから、「関与」とすることとしています。

- (5) 当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を当該法人の役員に就任させること。(第5号)

本市において法人の監理をするために特定の本市退職者を当該法人の役員に就任させることは、本市として当該本市退職者を当該法人の事業経営に参画させるものであり、役員としての職員派遣等に準ずるものことから、「関与」とすることとしています。

5 監理（第5項）

条例及び施行規則においては「監理」の定義は明らかにされていません。

このため、この要綱において、条例及び施行規則の趣旨を踏まえて「監理」の意義を明らかにすることとし、本項で、「監理」とは、法人の事業経営を条例や本市の行政目的又は施策の方針に沿ったものとするを目的として、法人に対する関与による影響力を通じて、その事業経営の状況を把握し、法人に次の事項を行わせるために必要な指導や調整を行うことをいうこととしています。

- (1) 条例第4条、第5条及び第7条から第12条までに定める事項（第1号）

条例では、第4条、第5条及び第7条から第12条までの各規定において、外郭団体等に関わる事項が定められていますが、これらの規定のうち直接外郭団体等を規制しているのは、経営評価とその結果の報告の義務を課している第7条第3項、役員報酬等の公表及び報告の義務を課している第9条並びに資本金等の減少に関する報告の義務を課している第12条第1項の規定だけであり、その他の規定については、外郭団体等に直接義務を課すのではなく、市長及び所管機関に義務を課しています。

市長や所管機関がこうした条例上の義務を履行するためには、外郭団体等に対する関与による影響力を通じて指導や調整を行い、外郭団体等に必要な事項を行わせることになり、この要綱では、そうした指導や調整を「監理」としています。

- (2) この要綱及びこの要綱に基づき定められた規程の規定により外郭団体等に行わせることとされた事項（第2号）

(1)に掲げた条例で定める事項のほかにも、この要綱において、条例の目的である「外郭団体等への本市の関与の適正性及び透明性の確保」及び「外郭団体を通じて実現しようとする本市の行政目的及び施策の効率的かつ効果的な達成」のために所管所属が外郭団体等に行わ

せるべき事項を定めていますが、所管所属は、外郭団体等に対する関与による影響力を通じて指導や調整を行い、外郭団体等にこれらの事項を行わせることになり、この要綱では、そうした指導や調整を「監理」としています。

また、この要綱では、監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性の確保や外郭団体の事業経営の評価等について監理対象団体に行わせる事項に関する指針を定めることとしていますが（この要綱の第10条第1項及び第15条第2項）、これらの指針自体には監理対象団体に対する拘束力はなく、指針に定められた事項を監理対象団体に着実に実行させるためには、外郭団体等に対する関与による影響力を通じて、指導や調整を行うことになり、この要綱では、そうした指導や調整を「監理」としています。

- (3) その他外郭団体等に対する本市の関与の適正性及び透明性の確保並びに外郭団体を通じた本市の行政目的又は施策の効率的かつ効果的な達成を図るために必要な事項（第3号）

(1)及び(2)に掲げた事項以外にも、条例の目的である「外郭団体等への本市の関与の適正性及び透明性の確保」及び「外郭団体を通じて実現しようとする本市の行政目的及び施策の効率的かつ効果的な達成」のために、外郭団体等に行わせるべき事項があることが考えられることから、この要綱では、こうした事項を外郭団体等に着実に実行させるための指導や調整についても「監理」としています。

6 監理対象出資法人（第6項）

条例は「外郭団体等への本市の関与の適正性及び透明性の確保」を目的としており（第1条）、本市が影響力を有している外郭団体だけでなく、外郭団体に対するのと同等の影響力を本市が有している出資法人についても、当該影響力が不適切に及ぼされることのないようその関係の適正性及び透明性を確保していく必要があります。

こうしたことから、本項で、大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第2号に掲げる本市の影響力に関する基準に該当する出資法人及び大阪市住宅供給公社（外郭団体である場合を除きます。）をこうした外郭団体に対するのと同等の影響力を本市が有している出資法人とし、「監理対象出資法人」ということとしています。

なお、大阪市住宅供給公社については、本市がその基本財産の全額を出資しており、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき本市が設立団体としてその業務を管理することになることから、外郭団体でない場合には、前記の影響力に関する基準に該当するかどうかにかかわらず、監理対象出資法人となるものです。

7 監理対象団体（第7項）

外郭団体及び監理対象出資法人については監理の対象となることから、本項で「監理対象団体」と総称することとしています。

ちなみに、条例及びこの要綱において使用する外郭団体及び出資法人に関する用語を整理すると次のようになります。

出資法人 (条例第2条第2項)	外郭団体以外の法人であって本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し又は出えんしている法人
外郭団体等 (条例第2条第3項)	外郭団体及び出資法人

役員報酬等公表法人 (条例第9条第1項)	外郭団体及び施行規則第3条に規定する出資法人
監理対象出資法人 (要綱第2条第6項)	大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第2号に掲げる本市の影響力に関する基準に該当する出資法人及び大阪市住宅供給公社（外郭団体である場合を除く。）
監理対象団体 (要綱第2条第7項)	外郭団体及び監理対象出資法人
特定団体 (要綱第3条第2項)	株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社及びクリスタ長堀株式会社

8 本市退職者（第8項）

この要綱では、本市を退職した者のうち、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第47条第1項において同項各号に掲げる外郭団体等に就職することができないとされている者を「本市退職者」ということとしています。

9 所管所属（第10項）

外郭団体等に対する関与は、法人の基本財産に対する支援並びに事業経営に対する財政的及び人的支援の観点又は法人の事業経営への参画の観点から本市が行うものであり、こうした支援や事業経営への参画は、外郭団体に対するものだけでなく、出資法人に対するものについても各所属がその所掌事務を実施する上での必要性に基づき行われているものです。

こうしたことから、この要綱では、外郭団体等に対する関与に係る支援や職員による事業経営への参画を行っている所属を当該外郭団体等を所管するものとして「所管所属」ということとしています。

第3条 外郭団体等に対する関与及び監理に関する事務の分掌

(外郭団体等に対する関与及び監理に関する事務の分掌)

第3条 所管所属は、当該所属における外郭団体等に対する本市の関与の適正性及び透明性の確保並びに外郭団体等の監理に関する業務（以下「監理等業務」という。）を所掌する。

2 総務局は、外郭団体の指定及び外郭団体の指定解除に関する事務並びに所管所属の監理等業務の総合的な指導及び調整に関する事務を所掌する。ただし、特定団体（アジア太平洋トレードセンター株式会社、株式会社湊町開発センター及びクリスタ長堀株式会社をいう。以下同じ。）の経営再建のための監理の総合的な指導及び調整に関する事務については、市政改革室が所掌する。

[趣旨]

本条は、外郭団体等に対する関与及び監理についての本市の各所属の役割と責任を明確にするため、各所属の事務の分掌を明らかにするものです。

[解説]

1 所管所属の所掌事務（第1項）

外郭団体等に対する関与は、法人の基本財産に対する支援並びに事業経営に対する財政的及び人的支援の観点又は法人の事業経営への参画の観点から本市が行うものであり、こうした支援や事業経営への参画は、外郭団体に対するものだけでなく、出資法人に対するものについても各所属がその所掌事務を実施する上での必要性に基づき行われているものです。

その意味では、外郭団体等に対する関与や関与による影響力に基づき行われる監理は、出資法人に対するものも含め、当該関与に関する事務を所掌する所管所属の事務そのものであり、当該所管所属の責任において主体的に実施されるべきものです。

こうしたことから、本項においては、外郭団体等への本市の関与の適正性及び透明性の確保に関する業務（関与に関する業務）及び外郭団体等の監理に関する業務（監理に関する業務）は、当該外郭団体等の所管所属が所掌することを改めて明らかにしたものです。

ちなみに、関与に関する業務は、本市(所管所属)がその所掌事務を実施するために行う関与そのものについて、その適正性及び透明性の確保の観点から行われるものであり、関与による影響力が外郭団体等に不適切に及ぼされることのないよう本市と外郭団体等の関係が適正で透明性の高いものとなるようにするために外郭団体等に必要な事項を行わせる業務は、監理に関する業務に該当するものです。

なお、この要綱では、関与に関する業務及び監理に関する業務を「監理等業務」ということとしています。

2 総務局及び市政改革室の所掌事務（第2項）

本項は、本市における外郭団体の監理に関する事務を所掌する総務局が、条例及び施行規則を所管する所属として、外郭団体の指定及び外郭団体の指定解除に関する事務を所掌するとともに、本市において条例及び施行規則並びにこの要綱が適正に運用されるよう、各所管所属に

おける監理等業務の総合的な指導及び調整に関する事務を所掌することを明らかにするものです。

なお、本市との間で特定調停が成立した株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社及びクリスタ長堀株式会社（以下「特定団体」といいます。）の所管所属の監理等業務のうちの経営再建のための監理の総合的な指導及び調整に関する事務については、財務リスクの管理として市政改革室において所掌しており、本項のただし書ではその旨を明らかにしています。

ちなみに、これを受けてこの要綱においては、特定団体の経営再建のための監理に関する業務に関する事項を市政改革室において定めることとする規定を設けています。（この要綱の第18条）

第4条 監理対象団体監理委員会

(監理対象団体監理委員会)

第4条 所管所属における監理対象団体の監理等業務を着実に遂行するため、監理対象団体の所管所属に監理対象団体監理委員会（以下「監理委員会」という。）を置く。

2 監理委員会は、所管所属の所属職員で組織する。

3 監理委員会の長として委員長を置き、所管所属の長（教育委員会事務局にあつては教育次長、危機管理室にあつては危機管理監。以下「所管所属長」という。）をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、監理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所管所属長が定める。

[趣旨]

本条は、監理対象団体の所管所属における監理等業務の適切かつ効果的な実施を図るため、所管所属の監理体制について定めるものです。

[解説]

1 監理対象団体監理委員会の設置及びその構成（第1項及び第2項）

監理等業務については、関与の適正性及び透明性の確保、行政目的又は施策の達成のための監理、関与による影響力が不適切に及ぼされることのないようにするための監理など、多角的な視点に立って行われるべきものであることから、当該所属の複数の関係職員が参画することが望まれます。

このため、監理対象団体の所管所属については、所属職員を構成員とする監理対象団体監理委員会（以下「監理委員会」といいます。）を置くこととしています。

2 監理委員会の長（第3項）

監理委員会の長については、監理等業務は所管所属として責任をもって行うべきものであることから、当該所管所属の長（以下「所管所属長」といいます。）をもって充てることにしています。

3 監理委員会の組織及び運営（第4項）

監理委員会の構成員の定数や選任、監理委員会を意思決定（議決）をする合議体として運営するのか検討・懇談の場として運営するのかといった監理委員会の組織及び運営については、各所管所属における監理対象団体や関与の状況、当該監理対象団体を通じて達成しようとする行政目的又は施策の内容等は様々であると考えられることから、所管所属長のマネジメントに委ねることとしています。

第5条 監理主幹

(監理主幹)

第5条 監理対象団体の所管所属に監理主幹を置く。

2 監理主幹は、所管所属における外郭団体等の監理等業務のうち次に掲げる業務を担当する。

(1) 所管する外郭団体等に対する当該所属による関与の適正性及び透明性の確保に係る総合的な指導及び調整に関すること。

(2) 所管する外郭団体の事業経営に係る本市の事務を担当する課長が行う監理等業務の指導及び調整に関すること。

(3) その他所管所属長が必要と認める業務

3 監理主幹は、課長又はこれに相当する職にある者のうちから所管所属長が選任する。

[趣旨]

本条は、監理対象団体の所管所属における外郭団体等の監理等業務の適切かつ効果的な実施を図るため、当該監理等業務を総括的に担任する実務上の責任者の設置について定めるものです。

[解説]

1 監理主幹の設置（第1項及び第2項）

外郭団体等の監理等業務を適切かつ効果的に実施するため、監理対象団体の所管所属には当該所属における監理等業務を総括的に担任する実務上の責任者として監理主幹を設置することとしています。

外郭団体等の監理等業務については、所属における各外郭団体等に対する関与に係る事務を担当する課長がその実務上の責任者となりますが、監理主幹は、当該所属における監理等業務を総括的に担任する実務上の責任者として、これらの課長が行う監理等業務が適切かつ効果的に行われるよう次の業務を担当することとしています。

(1) 所管する外郭団体等に対する当該所属による関与の適正性及び透明性の確保に係る総合的な指導及び調整に関すること。（関与に関する所属内の各課横断的な指導及び調整）

(2) 所管する外郭団体の事業経営に係る本市の事務を担当する各課長が行う関与の適正性及び透明性の確保並びに行政目的又は施策の達成のための監理等業務の指導及び調整に関すること。（監理に関する各課の個別の指導及び調整）

(3) その他所管所属長が必要と認める業務

なお、監理主幹は、監理対象団体の所管所属に設置されるものですが、その監理等業務の対象は監理対象団体だけではなく外郭団体等であるすべての法人であり、監理対象団体に該当しない役員報酬等公表法人その他の出資法人の監理等業務も併せて担任することになります。

また、監理主幹が設置されない外郭団体等の所管所属においては、当該所属における監理等業務を総括的に担任する実務上の責任者としての監理主幹は設置されませんが、各課長において適切に監理等業務を行うことが求められます。

2 監理主幹の選任（第3項）

監理主幹の選任については、所属における各課長の指導及び調整を行う実務上の責任者であることから、所管所属長が課長級の職員のうちから選任することとしています。その担任業務を踏まえ、適切な職にある者を選任する必要があります。

第6条 外郭団体の指定

(外郭団体の指定)

第6条 総務局長は、外郭団体の指定に関する基準を定めなければならない。

- 2 総務局長は、前項の基準を制定し又は改正しようとするときは、あらかじめ大阪市外郭団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 総務局長は、第1項の基準を制定し又は改正したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 所管所属長は、所管する出資法人について外郭団体の指定をしようとするときは、次に掲げる事項及び当該出資法人が第1項の基準に該当することを具体的に明らかにして総務局長に依頼しなければならない。
 - (1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容
 - (2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては前号の行政目的又は施策を達成することが困難である理由
 - (3) 第1号の行政目的又は施策を達成するために当該法人に求める役割
 - (4) 当該法人に前号の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由
- 5 所管所属長は、所管する外郭団体の事業経営の実施状況その他当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の達成状況、当該外郭団体に求める役割に係る社会の環境変化等に常に留意し、所管する外郭団体が第1項の基準に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を明らかにして総務局長に外郭団体の指定解除の依頼をしなければならない。
- 6 総務局長は、前2項の規定による依頼があったときは、条例第2条第5項の規定による評価委員会からの意見聴取の手続をとらなければならない。

[趣旨]

本条は、外郭団体の指定に関する基準の制定及び改正に係る手続並びに外郭団体の指定に関する手続について定めるものです。

[解説]

1 外郭団体の指定に関する基準の制定（第1項）

外郭団体の指定については、条例第2条第1項において、指定の対象となる法人は「本市が関与による多大な影響力を有している法人」とされ、同項各号において当該法人を「本市の行政目的又は施策を効果的かつ効率的に実施するための本市が果たすべき役割を補完し又は代替する活動」の実施の有無によって分類された上で、個々の指定については市規則に委任されており、また、同条第5項において当該市規則の制定又は改正に当たっては大阪市外郭団体評価委員会（以下「評価委員会」といいます。）の意見を聴くこととされています。

そして、当該市規則の定めとして施行規則において第2条並びに別表第1及び別表第2の規定が設けられています。

外郭団体の指定に当たっては、結論である市規則の定めだけでなくその判断の客観性及び透明性が求められることから、外郭団体の指定をする場合の基準を明らかにし、指定の前提手続となる評価委員会における調査審議についてもこの基準に従って行うことが必要となります。

こうしたことから、本項は、外郭団体の指定に関する条例及び施行規則の細目的事項として、外郭団体の指定は客観的な基準（以下「指定基準」といいます。）に基づき行うこととし、総務局において指定基準を制定することとしています。

2 指定基準の制定及び改正の手続並びに公表（第2項及び第3項）

前記のとおり、条例第2条第5項では、外郭団体の指定をする市規則の制定及び改正に当たっては評価委員会の意見を聴くこととしており、この規定の趣旨を踏まえれば、個々の外郭団体の指定に係る市規則だけでなく、指定のよりどころとなる指定基準の制定及び改正についても評価委員会の意見を聴くこととすることが適当であると考えられます。

こうしたことから、第2項では、総務局長に指定基準の制定又は改正に当たってあらかじめ評価委員会の意見を聴くことを義務づけるとともに、第3項において透明性の観点から制定し又は改正した指定基準を公表することを義務づけることとしています。

3 大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程

指定基準については、第1項の規定に基づき「大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程」（令和2年1月27日総務局長決裁）が制定され、この要綱の第23条の規定に基づき、本市の公式ウェブサイトである大阪市ホームページに掲載されています。

4 外郭団体の指定の手続（第4項）

条例第1条の目的にあるように、外郭団体等は本市の行政目的又は施策の達成のための一つの手段であり、このうち外郭団体については、条例第2条第1項各号にあるように本市がその運営に対する多大な影響力を有している法人であるとされています。

これらの条例の規定からすれば、外郭団体は、本市が当該法人に対して有する影響力を用いて本市の行政目的又は施策を達成するために活用する法人であると整理することができます。

したがって、外郭団体の指定に当たっては、①当該法人を通じた本市の行政目的又は施策の達成という目的、②本市の行政目的又は施策を達成する上で当該法人を活用する必要性、③当該法人に対する影響力を使用するという手段の妥当性が大きな要素になります。

そして、こうした各要素については、第一義的には本市の当該行政目的又は施策に関する事務を所掌する各所属の政策的・行政的判断によることになります。

こうしたことから、本項では、外郭団体の指定に当たっては、所属からの申し出を前提とし、当該申し出の内容を踏まえて指定基準の該当性を判断することとしています。

また、所属からの申し出に際しては、指定の前提となる前記の3つの要素を明らかにするため、次の事項を具体的に明らかにすることとしています。

(1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

本市の行政目的又は施策の内容、つまり、当該法人を通じて達成しようとする当該所属の所掌事務の内容を明らかにするものです。当該法人の設立目的や事業の内容を明らかに

するものではないことに留意する必要があります。

また、この行政目的又は施策の内容については、本市の事務であるといえるものであることは当然として、後記(2)の指定しようとする法人でなければならない理由、後記(3)の当該法人に求める役割及び後記(4)の指導及び調整の必要性等の各事項の前提となるものであることから、抽象的なものではなく、後記(2)から(4)までの事項と関連づけられ、これらの事項の内容が論理的に導き出される具体的なものであることが必要です。

- (2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由（当該法人の唯一性・限定性）

近年、公益法人、NPO など公益的な活動を行う法人その他の団体が様々な分野で活動しており、また、そうした公益的な活動を営利目的で行う営利法人も存在し、本市の行政目的又は施策を達成する上で有益な活動を行っている法人その他の団体は様々であると考えられます。

こうした社会環境を踏まえ、外郭団体の指定をするに当たっては、指定しようとする法人が、様々な活動主体の中で、当該所属の所掌事務に係る行政目的又は施策の内容を達成することができる唯一又は極めて限られた法人である理由を明らかにするものです。

- (3) 本市の行政目的又は施策を達成するために当該法人に求める役割（法人のミッション）

法人は、当然のことながらある特定の目的をもって活動をしており、活動範囲やその対象者など法人の活動目的は本市の行政目的や施策の目的と必ずしも一致しないと考えられます。

このため、外郭団体の指定に当たっては、行政目的又は施策の達成のために本市が当該法人に求める役割については、当該法人においてもしっかりと認識することができるよう客観的に明らかにすることが必要になります。

こうしたことから、外郭団体の指定に当たっては、各所属において、その所掌事務に係る行政目的又は施策の内容及び指定しようとする法人の設立目的や事業活動の内容を踏まえて、当該法人に求める役割（ミッション）を設定することとし、これを具体的に明らかにするものです。

その内容としては、当該法人に求める具体的な役割のほか、当該役割を果たすために当該法人が行う事業活動の具体的な内容、当該事業活動を本市が活用する必要性といった事項が考えられます。

- (4) 当該法人にその役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由（指導及び調整の必要性和監理の手法としての比較優位性）

前記のとおり、近年、公益法人、NPO など公益的な活動を行う法人その他の団体が様々な分野で活動しており、本市の行政目的又は施策の達成に当たっては、こうした法人の事業活動の指導及び調整をする必要がある場合もあれば、必要に応じて事業活動の補助、認証制度、表彰等の顕彰、後援名義の使用承認等を行いながら法人の任意の活動にゆだねておくことで足りる場合もあると考えられます。また、法人に対する指導及び調整が必要と

なる場合であっても、委託や連携協定その他の取決めに締結することにより対応することができる場合も考えられます。

このように、法人その他の団体の事業活動を通じて本市の行政目的又は施策の達成に向けた手法は様々であり、外郭団体の指定をして関与による影響力を通じてその事業経営を監理するという手法はその中の一手法であり、また、条例第3条第1項では、外郭団体への関与は「当該外郭団体を通じて実現しようとする本市の行政目的又は施策の達成のために必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする」とされていることからすれば、関与による影響力を通じてその事業経営を監理するという手法である外郭団体の指定は、本市の行政目的又は施策を達成する上で他の手法よりもより適切かつ効果的であるといえることが求められます。

こうしたことから、外郭団体の指定に当たっては、各所属において、指定しようとする法人を通じて達成しようとする行政目的又は施策の内容に照らして、当該法人の事業経営について指導及び調整をすることが必要な理由（指導及び調整の必要性）及び当該指導及び調整を当該法人に対する関与による影響力を通じて行う「監理」という手法が委託や連携協定その他の取決めの締結といった他の手法と比べてより適切かつ効果的である理由（監理の手法としての比較優位性）を明らかにするものです。

なお、前記の各事項については、外郭団体の指定の客観性や合理性の確保、また、指定の理由についての説明責任や透明性の観点から公表する必要があると考えられることから、この要綱の第8条第1項において、条例第4条の規定により外郭団体に対する関与の状況として公表することとしています。

5 外郭団体の指定の見直し（第5項）

外郭団体については、本市の行政目的又は施策を達成するための監理として、この要綱その他の規程において、所管所属や総務局が行うべき事項や所管所属が外郭団体に求める事項が数多く定められ、協議や報告など様々な手続をとることとされています。

外郭団体の指定後は、当該団体の事業活動の進捗によって行政目的又は施策が達成されることや、社会環境の変化や外郭団体の事業活動内容の変容、本市の施策手法の多様化などにより、外郭団体の指定の前提となっている前記の3つの要素に関する「当該外郭団体の唯一性・限定性」「当該外郭団体に求めるミッションの内容」「当該外郭団体に対する指導及び調整の必要性」「監理の手法としての比較優位性」に変化が生じ、当該外郭団体を通じて行うこととしていた行政目的又は施策の達成を他の法人や他の手法で行う方が効果的となることも考えられます。

このように外郭団体の指定の必要性がなくなった後も漫然と指定された状態が続くことになれば、必要でないにもかかわらず、こうした監理に関する手続が所管所属等や外郭団体の双方に形式的に継続されることとなります。

外郭団体の指定は、本市の行政目的又は施策の達成のために行うものであって、法人に対して「大阪市の関連法人である」というブランドイメージを付与することを目的とするものではないので、指定する理由がなくなれば早急に指定解除をすることが必要です。

こうしたことから、本項では、所管所属において、時宜に応じて適切に外郭団体の指定解除が行われるよう、外郭団体の事業経営の実施状況その他当該外郭団体を通じて達成しようとする

る本市の行政目的又は施策の達成状況、当該外郭団体に求める役割に係る社会の環境変化等に常に留意し、所管する外郭団体が指定基準に該当しなくなったときは、遅滞なく、外郭団体の指定解除の手続をとることを義務づけています。

6 評価委員会からの意見聴取（第6項）

本項は、外郭団体を定める市規則の制定又は改正に当たって市長に評価委員会からの意見聴取を義務づけている条例第2条第5項の規定を受けて、総務局長に、外郭団体の指定及び外郭団体の指定解除の依頼があったときには、同項の規定に基づき評価委員会の意見聴取手続をとることを義務づけるものです。

第7条 外郭団体等に対する関与の内容の変更

(外郭団体等に対する関与の内容の変更)

第7条 所管所属長は、所管する外郭団体等の事業経営に対する影響力を強化することとなる関与の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

2 総務局長は、前項の規定による協議を受けた場合において、条例第3条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、評価委員会の意見を聴くものとする。

3 所管所属長は、前項の規定による評価委員会の意見が述べられたときは、これを勘案しなければならない。

4 所管所属長は、所管する監理対象団体について第1項に規定する関与の内容の変更以外の関与の内容の変更をしたときは、速やかにその旨を総務局長に報告しなければならない。

5 総務局長は、前項の規定による報告を受けた場合において、条例第3条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、所管所属長に意見を述べるものとする。

6 総務局長は、随時、第1項の規定による協議を受けた外郭団体等に対する関与の内容の変更及び第4項の規定による報告を受けた監理対象団体に対する関与の内容の変更を取りまとめ、評価委員会に報告しなければならない。この場合において、前項の規定により意見を述べたときは、その内容を併せて報告しなければならない。

7 所管所属長は、前項の規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、これを勘案して必要な措置をとらなければならない。

[趣旨]

本条は、所管所属において外郭団体等に対する関与の内容の変更を行おうとする場合に必要の手続について定めるものです。

[解説]

1 外郭団体等の事業経営に対する影響力を強化することとなる関与の内容の変更（第1項から第3項まで）

外郭団体及び出資法人に対する関与について条例は、第1条においてその適正性及び透明性の確保を目的とすることを明らかにし、第3条において「必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする」としています。

これらの条例の規定を受けて、第1項では、所管所属において外郭団体等に対する関与の内容を変更しようとする場合において当該変更により本市の影響力を強化することとなるときは、あらかじめ総務局に協議することとし、第2項で、当該協議を受けた総務局において、当該変更により本市の影響力が強化されることが条例第3条の規定の趣旨に照らして適正なものであるかどうかについて、所属横断的な観点から総合的に検討し、必要があると認めるときは、評価委員会の意見を聴くこととしています。

また、第3項では、当該関与の内容の変更に対して評価委員会の意見が述べられたときは、

所管所属長はこれを勘案することとされており、諮問をした総務局においては評価委員会の答申内容を速やかに所管所属に通知し、所管所属においては当該意見に基づき適切な対応をすることが必要となります。

なお、第1項の規定による協議の対象となる関与の内容の変更は、所管所属において影響力を強化することを意図したものに限らず、所管所属が行う関与の内容の変更の結果影響力が強化されることとなるものも含まれるものです。

この点、特に財政的支援などについては、外郭団体の監理の観点とは異なる観点からの必要性に基づき関与の内容の変更が行われる場合も考えられ、そのような場合についても他の場合と同様に、その都度協議手続をとることは非効率であると考えられることから、内容に応じて一定の客観的な基準を設定して当該基準に該当するものについてはあらかじめ包括的な協議をするといった工夫をすることが考えられます。

2 事業経営に対する影響力を強化することとなる関与の内容の変更以外の監理対象団体の関与の内容の変更（第4項及び第5項まで）

外郭団体等に対する関与については、外郭団体だけでなく出資法人についても、本市の行政目的又は施策の必要性により行っているものであることから、その必要性に照らして適切なものであることが求められます。

この点、条例第3条においては、外郭団体等に対する関与は「必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする」とされており、事業経営に対する影響力を強化することとなる関与の内容の変更以外の関与の内容の変更についても、必要以上に影響力が低下することになる場合には「必要最小限」とはいえないことになります。

こうしたことから、第4項では、外郭団体に加え、外郭団体に対するのと同等の影響力を有することになる関与を行っている監理対象出資法人についても、所管所属において事業経営に対する影響力を強化することとなる関与の内容の変更以外の関与の内容の変更をしたときは、総務局に報告することとし、第5項では、報告を受けた総務局において、条例第3条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、所管所属に意見を述べることとしています。

なお、この総務局の意見は参考意見であり、第7項の規定による評価委員会の意見とは異なり、所管所属に必要な措置をとることを義務づけるものではありませんが、第6項の規定により評価委員会に報告されることとしており、必要に応じて所管所属の当該意見に対する考え方を評価委員会に明らかにすることになるものです。

3 評価委員会に対する報告等（第6項及び第7項）

条例第5条では、市長及び所管機関が外郭団体への関与のあり方について必要に応じて評価委員会の意見を聴くこととされており、この規定の趣旨を踏まえれば、本市が相当程度の影響力を有している監理対象団体の関与の内容の変更については、その適正性の確保の観点から評価委員会の意見を聴くことが適当であると考えられます。

この点、影響力を強化することとなる関与の内容の変更については、第2項において総務局長が必要と認めたときはあらかじめ評価委員会の意見を聴くこととしていますが、それ以外の関与の内容の変更についても、評価委員会による審査を受けることが適当であると考えられます。

また、第3項では、影響力を強化することとなる関与の内容の変更についての評価委員会の意見が述べられたときは、所管所属において当該意見を勘案して適切に対応されることとなりますが、その対応結果について評価委員会においても了知しておくことが適当であると考えられます。

こうしたことから、第6項では、総務局において、随時、第1項の規定による協議を受けた外郭団体等に対する関与の内容の変更及び第4項の規定による報告を受けた監理対象団体に対する関与の内容の変更を取りまとめ、第5項の規定により述べた意見とともに、評価委員会に報告することとし、第7項では、第3項と同様に、評価委員会に報告された関与の内容の変更に対して評価委員会の意見が述べられたときは、所管所属長はこれを勘案して必要な措置をとることとしており、報告をした総務局においては評価委員会の意見の内容を速やかに所管所属に通知し、所管所属においては当該意見に基づき適切な対応をすることが必要となります。

なお、第6項の規定による報告の時期については、関与の内容の変更が行われた回数や時期等に応じ、総務局において適切な時期を設定することとなります。

4 外郭団体等及び関与の内容の変更に応じた協議及び報告についての整理

本条の規定による協議及び報告に対象となる外郭団体等及び関与の内容の変更を整理すると次のようになります。

外郭団体等	本市の影響力を強化することとなる関与の内容の変更	本市の影響力を強化することとなる関与の内容の変更以外の関与の内容の変更
外郭団体	協議	報告
監理対象出資法人	協議	報告
監理対象出資法人以外の出資法人	協議	いずれも不要

第8条 監理対象団体に対する関与の状況の公表

(監理対象団体に対する関与の状況の公表)

第8条 条例第4条の規定により外郭団体に対する関与の状況として公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容
 - (2) 当該外郭団体以外の法人その他の団体によっては前号の行政目的又は施策を達成することが困難である理由
 - (3) 第1号の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割
 - (4) 当該外郭団体に前号の役割を果たさせる上で本市が当該外郭団体の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該外郭団体の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由
 - (5) 当該外郭団体に関する次に掲げる事項
 - ア 本市の資本金等の出資又は出えんの額及び資本金等の総額に占める割合（当該外郭団体が株式会社であるときは、本市が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合）
 - イ 本市の財政的支援の内容並びに一の事業年度における当該法人の総収入に占める本市の財政的支援の割合及び貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市の融資の割合
 - ウ 職員派遣等並びに本市の職員及び本市退職者による役員及び評議員への就任の状況
 - エ その他当該法人の事業経営に対する影響力を有する根拠等となる事項
- 2 本市は、条例第4条の規定による外郭団体に対する関与の状況の公表のほか、監理対象出資法人に対する本市の関与の適正性及び透明性を確保するため、同条の規定の例により、監理対象出資法人に関する前項第5号に掲げる事項を公表するものとする。

[趣旨]

本条は、条例第4条の規定により毎年度公表することとされている外郭団体に対する関与の状況の具体的な公表事項について定めるとともに、監理対象出資法人に対する関与の状況の公表について定めるものです。

[解説]

- 1 条例第4条の規定により毎年度公表することとされている外郭団体に対する関与の状況の具体的な公表事項（第1項）

条例第4条では、外郭団体に対する関与の状況の内容を毎年度公表するとされていますが、この趣旨は条例第1条において目的としている本市の関与の適正性及び透明性を確保することであると考えられます。

また、外郭団体に対する関与については本市の行政目的又は施策の達成のために必要最小限のものとするとしている条例第3条第1項の規定の趣旨からすれば、関与の適正性とは「関与

の内容」だけではなく「関与の必要性」についても適切妥当なものであることをいうものであり、本市の行政目的又は施策の達成のために関与をすることが必要である理由についても、関与に関する事項として公表することが適当であると考えられます。

そして、この本市の行政目的又は施策の達成のために関与をすることが必要である理由については外郭団体の指定の理由にほかならず、これを公表することは外郭団体の指定の客観性や合理性の確保、また、指定の理由についての説明責任や透明性の観点からも必要と考えられます。（第6条第4項の解説参照）

こうしたことから、本項では、条例第4条の規定により外郭団体に対する関与の状況として公表する事項として、「本市の行政目的又は施策の達成のために関与をすることが必要である理由（外郭団体の指定の理由）」及び「関与の具体的な内容」とし、それぞれ次の事項を公表することとしています。

【本市の行政目的又は施策の達成のために関与をすることが必要である理由（外郭団体の指定の理由）】

- (1) 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容
- (2) 当該外郭団体以外の法人その他の団体によっては本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由
- (3) 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割
- (4) 当該外郭団体に求める役割を果たさせる上で本市が当該外郭団体の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該外郭団体の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

【関与の具体的な内容】

- (5) 当該外郭団体に関する次に掲げる事項

ア 本市の資本金等の出資又は出えんの額及び資本金等の総額に占める割合（当該外郭団体が株式会社であるときは、本市が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数の占める割合）

なお、財団法人等に対する基本財産の出えんについては、法律上は寄付に該当し、これによって何らかの地位が付与されるものではなく直接影響力を有することにはならないことから、「関与」の定義の中には含めないこととしていますが、法人に対する関与の事実上の淵源となっていることも考えられるので、関与の公表に当たっては、出資と同様に公表事項としています。

イ 本市の財政的支援の内容並びに一の事業年度における当該法人の総収入に占める本市の財政的支援の割合及び貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市の融資の割合

ウ 職員派遣等並びに本市の職員及び本市退職者による役員及び評議員への就任の状況

なお、財団法人の評議員については、法人の事業経営に参画するものではないことから、「関与」の定義の中には含めないこととしていますが、法人の最高意思決定機関であり、役員による法人運営が適切になされているかを監督し牽制する機関である評議員会の構成員という重要な地位にあるので、関与の公表に当たっては、役員と同様

に公表事項としています。

エ その他当該法人の事業経営に対する影響力を有する根拠等となる事項

この事項については、当該外郭団体の形態や運営状況等に応じ、条例第1条及び第3条第1項の規定の趣旨を踏まえ、個々の外郭団体ごとに判断することになります。

なお、「本市の行政目的又は施策の達成のために関与をすることが必要である理由」として公表する事項については、基本的には外郭団体の指定の理由と同様と考えられますが、関与の状況の公表は毎年度行われるものであり、当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の達成状況、当該外郭団体に求める役割に係る社会の環境変化等によってその内容は変遷していくものであることから、毎年度の公表に当たっては、当初の外郭団体の指定の理由と同じ内容を漫然と公表するのではなく、毎年度の公表の時点においてタイムリーな内容としていくことに留意する必要があります。

2 監理対象出資法人に対する関与の状況の公表（第2項）

出資法人については条例上関与の状況の公表についての定めはありませんが、出資法人についても、外郭団体と同様に、本市の関与の適正性及び透明性を確保することを目的とする条例第1条の規定の趣旨を踏まえれば、外郭団体に対するのと同等の影響力を有することになる関与を行っている監理対象出資法人についても、関与の状況を公表することが適当であると考えられます。

こうしたことから、本項では、監理対象出資法人に対する関与の具体的な内容である前記1の(5)の事項について、外郭団体の例により公表することとしています。

第9条 外郭団体等の監理の基本原則

(外郭団体等の監理の基本原則)

第9条 外郭団体等の監理は、本市との関係の適正性及び透明性の確保又は本市の行政目的又は施策の効率的かつ効果的な達成を図ることを目的として行われるものであることを踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 本市退職者の外郭団体等の役員又は従業員としての採用その他本市退職者に関する本市と外郭団体等との関係（以下「本市退職者に関する本市との関係」という。）が適正で透明性の高いものとなるようにすること。
- (2) 外郭団体の事業経営が当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容及び当該行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割に即したものであるようにすること。

[趣旨]

本条は、第4章の規定の解釈及び運用のよりどころとなる外郭団体等の監理についての基本原則について定めるものです。

[解説]

これまでの外郭団体の監理は、外郭団体との競争性のない随意契約などの本市の財政的支援の見直し等に伴う外郭団体の経営悪化・破綻を回避するため、経営改善に向けた役員の経営責任を明確化し、外郭団体の更なる経営の改善・自立化を促すことを主眼として行われてきましたが、この間の外郭団体による主体的・積極的な取組や本市の監理の取組によって外郭団体の経営の改善・自立化が図られ、本市の財政的支援が見直された後もその経営は安定したものとなってきています。

こうした状況を踏まえれば、今後の外郭団体の監理は、外郭団体の指定の本来の目的である本市の行政目的又は施策を効率的かつ効果的に達成するとともに、本市の関与による影響力が不適切に及ぼされることのないようその適正性及び透明性を確保する観点から行っていく必要があると考えられます。

また、外郭団体だけでなく出資法人についても、本市の関与の適正性及び透明性を確保することを目的とする条例第1条の規定の趣旨を踏まえれば、本市の関与による影響力が不適切に及ぼされることのないようその適正性及び透明性を確保する観点からの監理を行っていく必要があると考えられます。

こうしたことから、本条では、今後の外郭団体等の適切かつ効果的な監理に向けて、外郭団体等の監理の基本原則を明らかにすることとし、外郭団体等の監理については、外郭団体等の役員又は従業員としての採用その他本市退職者に関する本市と外郭団体等との関係が適正で透明性の高いものとなるようにすること、加えて、外郭団体の監理については、その事業経営が当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容及び当該行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割に即したものであるようにすることを旨として行われなければならないこととしています。

第 10 条 監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性の確保

(監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性の確保)

第 10 条 総務局長は、監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために監理対象団体に行わせる事項に関する指針（以下「本市退職者に関する指針」という。）を定めなければならない。

2 本市退職者に関する指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本市退職者を監理対象団体の役員又は従業員として採用する場合の手続に関する事項
- (2) 監理対象団体（地方独立行政法人である監理対象団体を除く。次号において同じ。）において本市退職者である役員に支払われる報酬の上限額に関する事項
- (3) 本市退職者である監理対象団体の役員及び従業員の退職金に関する事項
- (4) 本市退職者を監理対象団体の役員及び従業員として在職させることができる年齢の上限に関する事項
- (5) 監理対象団体における本市退職者の役員への就任の状況その他の監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係に関し本市に報告すべき事項
- (6) その他監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために必要な事項

3 総務局長は、本市退職者に関する指針を制定し又は改正しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 総務局長は、本市退職者に関する指針を制定し又は改正したときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、所管所属長を通じて各監理対象団体に通知しなければならない。

5 所管所属長は、所管する監理対象団体が本市退職者に関する指針を遵守するよう適切に監理を行わなければならない。

[趣旨]

本条は、第 9 条の外郭団体等の監理の基本原則を踏まえ、監理対象団体における本市退職者の役員又は従業員としての採用その他本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係が適正なものとなるようにするために必要な事項について定めるものです。

[解説]

1 本市退職者に関する指針の制定（第 1 項）

外郭団体等は、一個の独立した社会的存在でありその運営に当たる役員や従業員の採用については外郭団体等が自らの判断で行うことが基本です。また、本市退職者には憲法により職業選択の自由が保障されています。

一方で、定年又は定年に準じる理由により地方自治体等を退職した公務員が当該地方自治体等が出資又は出えんをしている法人に再就職することについては、当該地方自治体等の影響力を背景とする、いわゆる「天下り」として社会的な批判の対象となり得るものであり、また、本市の外郭団体や出資法人においては、程度の濃淡はあれ、いずれも行政の補完的役割を果た

しており、その役員や従業員の採用において民間出身者に比べ結果的に本市退職者が優位となっている傾向にあることは否めないものと思われます。

こうした中で、本市がその事業経営に対する影響力を有している外郭団体等における本市退職者の採用や採用後の処遇に関し、本市の影響力によって本市退職者が不当に優遇され外郭団体等の適切な運営が阻害されているといった批判を招くことのないようにするためには、外郭団体等が本市退職者を採用する場合の選考手続の外形的・手続的な公正性や採用後の処遇内容の合理性・妥当性が求められると考えられます。

こうしたことから、本項では、外郭団体に外郭団体に対するのと同等の影響力を本市が有している監理対象出資法人も加えた監理対象団体について、本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するため、総務局において、監理対象団体における本市退職者の役員又は従業員としての採用や採用後の処遇に関して当該監理対象団体が行うべき事項を明らかにした指針（以下「本市退職者に関する指針」といいます。）を定め、各監理対象団体に自主的な取組を求めることとしています。

2 本市退職者に関する指針において定める事項（第2項）

本項では、本市退職者に関する指針において定める事項を列挙していますが、その趣旨はそれぞれ次のとおりです。

(1) 本市退職者を監理対象団体の役員又は従業員として採用する場合の手続に関する事項

本市退職者を監理対象団体の役員又は従業員として採用する場合の手続を定めるものですが、本市退職者に関する指針を定める趣旨から、採用の対象が本市退職者等に限定されないよう、採用に対する応募の機会が広く一般に保障されていることが求められます。

なお、採用者の決定についてはあくまでも監理対象団体の主体的な判断によるものであり、本市退職者が選定されることも当然ありますが、当該判断に本市の影響力が不適切に及ぼされているといった批判を招くことのないようにすることが求められます。

(2) 監理対象団体（地方独立行政法人である監理対象団体を除く。）において本市退職者である役員に支払われる報酬の上限額に関する事項

(3) 本市退職者である監理対象団体（地方独立行政法人である監理対象団体を除く。）の役員及び従業員の退職金に関する事項

前記のとおり、定年等により地方自治体等を退職した公務員が当該地方自治体等が出資又は出えんをしている法人に再就職することについて、いわゆる「天下り」として社会的な批判の対象となるのは、採用だけでなく、当該退職した者が受ける役員の報酬や役員及び従業員の退職金についても同様です。

こうしたことから、監理対象団体の本市退職者である役員の報酬や役員及び従業員の退職金に関する事項を指針として定めることとしています。

なお、監理対象団体のうち地方独立行政法人である法人については、地方独立行政法人法において、地方独立行政法人が同法で定められた事項を考慮して役員の報酬及び退職手当並びに職員の退職手当を含む給与の支給基準を定めて設立団体の長に届け出るとともに公表することとされ、当該支給基準については、地方独立行政法人評価委員会が意見を述べるができることとされている（地方独立行政法人法第51条並びに同法第56条第1

項において準用する同法第 48 条及び第 49 条) ことから、こうした法律上の規制に加えて更なる上限規制等を設ける必要はないと考えられるので、指針において定める事項からは除外しています。

- (4) 本市退職者を監理対象団体の役員及び従業員として在職させることができる年齢の上限に関する事項

定年等により地方自治体等を退職した公務員が当該地方自治体等が出資又は出えんをしている法人に再就職することについて、いわゆる「天下り」として社会的な批判の対象となるのは、これらの者の役員又は従業員としての長期間にわたる在職についても同様です。

こうしたことから、監理対象団体の本市退職者である役員及び従業員が在職することができる年齢の上限に関する事項を指針として定めることとしています。

- (5) 監理対象団体における本市退職者の役員への就任の状況その他の監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係に関し本市に報告すべき事項

本市退職者に関する指針において定める前記の(1)から(4)までに掲げる事項の内容が監理対象団体において遵守されているかどうかについては、当該監理対象団体の所管所属における監理行為として把握され、必要な場合は当該所管所属において監理対象団体に対する指導及び調整が行われることになります。

また、この要綱の第 11 条では、本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の透明性を確保するため、毎年度、各監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係に関する事項を公表することとしており、そのためには、本市として監理対象団体における本市退職者に関する事項を把握しておくことが必要となります。

こうしたことから、監理対象団体における本市退職者の役員への就任の状況その他の本市退職者と監理対象団体との関係に関して当該監理対象団体に報告を求める事項を指針として定めることとしています。

- (6) その他監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために必要な事項

この事項については、監理対象団体の運営や事業活動の状況等に応じ、前記 1 の本市退職者に関する指針を制定する趣旨を踏まえ、総務局において定めることとなります。

なお、本市退職者に関する指針を制定する趣旨は、前記 1 のとおり、定年又は定年に準じる理由により本市を退職した者が再就職として監理対象団体の役員又は従業員に採用されることや採用後の処遇について、本市の影響力によって本市退職者が不当に優遇され監理対象団体の適切な運営が阻害されているといった批判を招くことのないようにするため、本市退職者を採用する場合の選考手続の外形的・手続的な公正性や採用後の処遇内容の合理性・妥当性を確保しようとするものです。

一方で、本市においては、この間事業の民営化や地方独立行政法人化が進められてきており、これらの経営形態の変更に伴い本市の職員から当該事業の移管先である監理対象団体の役員又は従業員・職員となった者（以下「転籍役職員」といいます。）が本市退職者に該当する場合も生じてきます。

こうした転籍役職員である本市退職者については、定年等により本市を退職し監理対象団体の役員や従業員・職員として再就職する本市退職者とは本質的に異なるものであると考えられるとともに、本市事業の経営形態の変更の趣旨に鑑みれば、本市退職者も含めた転籍役職員の処遇については事業を移管した法人の自律性・マネジメントに委ねるのが妥当であると考えられます。

こうしたことから、本市退職者に関する指針においては、こうした転籍役職員の特例に関する事項が定められることになります。

3 本市退職者に関する指針の制定及び改正の手續並びに監理対象団体に対する通知及び公表（第3項及び第4項）

本市退職者に関する指針を制定する趣旨は、前記1のとおり、監理対象団体は一個の独立した社会的存在であり、また、本市退職者には憲法により職業選択の自由が保障されている中で、本市退職者が監理対象団体の役員又は従業員に採用されることについて一定の外形的・手続的な公正性を確保しようとするものであり、指針の内容については、客観的で合理的なものであるとともに、そのことについての説明責任が求められます。

また、条例第5条では、市長及び所管機関に外郭団体への関与のあり方について必要に応じて評価委員会の意見を聴くこととされており、この規定の趣旨を踏まえれば、監理対象団体に対する関与による影響力を通じてその内容を遵守させようとする本市退職者に関する指針の制定及び改正についても評価委員会の意見を聴くことが適当であると考えられます。

こうしたことから、第3項では、総務局長に本市退職者に関する指針の制定又は改正に当たってあらかじめ評価委員会の意見を聴くことを義務づけるとともに、第4項において、透明性の観点から制定し又は改正した指針を公表することを義務づけ、また、本市退職者に関する指針は監理対象団体が行うべき事項を定めるものであることから、所管所属を通じて指針を運用することになる監理対象団体にも通知することとしています。

4 大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程

本市退職者に関する指針については、第1項の規定に基づき「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程」（令和2年2月10日総務局長決裁。以下「退職者指針規程」といいます。）が制定され、この要綱の第23条の規定に基づき、本市の公式ウェブサイトである大阪市ホームページに掲載されています。

また、監理対象団体が本市退職者を役員及び従業員として採用するに当たっての選考手續が退職者指針規程の規定にのっとり適正に行われるようにするため、監理対象団体が留意すべき事項として「監理対象団体が行う大阪市退職者を対象とする役員及び従業員の採用選考に当たっての留意事項」が定められています。

5 所管所属長の監理等業務を通じた指針の遵守（第5項）

本市退職者に関する指針は監理対象団体が行うべき事項を定めるものですが、監理対象団体に直接その遵守を義務づけるものではなく、あくまでも指針として定めてその自主的な取組を求めるものです。

しかしながら、その一方で、指針において定められた事項が行われないような事態を防止するため、所管所属において適切に監理をしていく必要があります。

こうしたことから、本項では、所管所属長に所管する監理対象団体が本市退職者に関する指針を遵守するよう適切に監理を行うことを義務づけています。

第 11 条 監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性の確保

(監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性の確保)

第 11 条 総務局長は、監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性を確保するため、毎年度、各監理対象団体の次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 本市退職者に関する指針の定めるところに従い本市退職者に関し監理対象団体から報告を受けた事項（本市において公表され又は公表することが予定されている事項及び大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 7 条の規定に照らして公表することが適当でないと合理的に認められる事項を除く。）
- (2) その他本市退職者に関する指針の定めるところに従い監理対象団体から報告を受けた事項であって、当該監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性を確保するために必要と認める事項

[趣旨]

本条は、本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の透明性の確保の観点から、毎年度、公表する事項について定めるものです。

[解説]

本市退職者に関する指針を制定する趣旨は、監理対象団体における本市退職者の採用や採用後の処遇に関し、本市の影響力によって本市退職者が不当に優遇され外郭団体等の適切な運営が阻害されているといった批判を招くことのないようにするものであり、指針を制定するだけでなく監理対象団体において指針の内容が遵守されている必要があり、また、本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の透明性の確保の観点から、そのことを明らかにする必要があります。

こうしたことから、本条では、本市退職者に関する指針の定めるところにより監理対象団体から報告を受けた指針の遵守状況に関する事項や本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の透明性を確保するために必要と認める事項を毎年度公表することとしています。

なお、この公表については、一覧性をもったわかりやすいものとする観点から、総務局において取りまとめて行うこととしています。各所管所属においても所管する監理対象団体について同一の内容を公表することとしています。

ただし、報告事項の中には、本市退職者である当該団体の役員の氏名及び役職名、報酬額などの個人情報が含まれており、その公表にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）の規定を踏まえ対応していく必要があります。

氏名及び役職名については、すでに本市退職管理制度において公表又は公表することが予定されており、重ねて公表しないこととしています。また、プライバシー性の高い個人情報である報酬額については、別途報酬年額上限額を公表することで透明性の確保を図ることができるため、公表しないこととしています。

なお、公表しない事項についても、所管所属は報告を受けた内容をもとに、指針の遵守状況についてモニタリングを行う必要があります。

第 12 条 中期目標

(中期目標)

第 12 条 所管所属長は、おおむね 3 年以上 5 年以下の期間において所管する外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該外郭団体に提示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で所管所属長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項
- (3) その他当該外郭団体の事業経営に関する事項で本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認めるもの。

3 所管所属長は、中期目標を定め又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その内容について、監理委員会を開催して審議するとともに、総務局長を通じて評価委員会の意見を聴かなければならない。

[趣旨]

本条は、外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために活用するものであることを踏まえ、地方独立行政法人の例にならい、所管所属において制定する中期目標について必要な事項を定めるものです。

[解説]

1 中期目標を制定する趣旨

外郭団体等は、条例第 1 条の目的にも規定されているように、本市の行政目的及び施策の効率的かつ効果的な達成を図ることを目的として活用するものであり、その活用の手法としては、法人の基本財産に対する支援や事業経営に対する財政的若しくは人的な支援等といった関与による影響力を通じてその事業経営を監理するものです。

一方で、本市においては、民間の主体を通じて行政目的又は施策を達成する手法としては、外郭団体等のほかにも本市の事務・事業の委託、行政目的又は施策に資する事務・事業に対する補助金の交付等の財政的支援をする手法がとられているほか、近年では官民協働による連携協定や認証制度等といった手法もとられています。

また、本市が自ら主体となって直接に実施する必要はないが民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある事務・事業については、地方独立行政法人を設立して実施されており、さらには、公益財団法人大阪観光局や公益財団法人大阪産業局のように、地方独立行政法人の対象業務ではない業務について、公益法人を地方独立行政法人のような本市の施策・事業の執行を担う機関と位置づけて、特別な支援を行いながら交付金の交付等を通じて事業を実施させ、その成果を管理するといった新たな手法もとられるようになってきています。

このように民間の主体を通じて行政目的又は施策を達成する手法は様々ですが、このうち本市の関与による影響力を通じてその事業経営を監理するという手法をとる外郭団体等としての活用は、本市が財産を出資して設立しその業務の財源に充てるための金額を交付してその業務を管理する地方独立行政法人や公益財団法人大阪観光局、公益財団法人大阪産業局と類似性が高いと考えられます。

この点、地方独立行政法人については、設立団体である本市において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、当該中期目標を地方独立行政法人に指示し、当該地方独立行政法人において中期目標を基に中期計画及び年度計画を作成して業務を運営することとされています。（地方独立行政法人法第3章第2節）

こうしたことから、外郭団体等のうち、本市が行政目的又は施策を達成するために関与による影響力を積極的に行使し、明確な役割を与えて監理をすることとしている外郭団体については、地方独立行政法人の例にならい、所管所属において中期目標を制定することとしています。

2 中期目標の制定及び公表（第1項）

本項では、前記1のとおり、地方独立行政法人法第25条第1項の規定に準じて、中期目標の制定及び変更は所管所属長において行い、外郭団体に提示するとともに、公表することとしています。

なお、地方独立行政法人が作成する中期計画の前提となる中期目標の期間については、地方独立行政法人法第25条第1項の規定では「3年以上5年以下の期間」とされていますが、外郭団体については、地方独立行政法人とは異なり、本市の出資の割合は様々であり、また、設立目的が本市の行政目的や施策の目的と必ずしも一致するとは限らないことから外郭団体の事業経営の方針との調整などを考慮し、一定の幅を持たせて「おおむね3年以上5年以下の期間」としています。

3 中期目標において定める事項（第2項）

中期目標において定める事項についても、地方独立行政法人法第25条第2項の規定に準じることとしています。前記2のとおり、外郭団体については、地方独立行政法人とは異なり、本市の出資の割合は様々であり、設立目的が本市の行政目的や施策の目的と必ずしも一致するとは限らないとともに、条例第6条において外郭団体等の監理については、外郭団体等の自律的な運営等に十分に配慮するものとするされています。

こうしたことから、本項では、中期目標としてすべての外郭団体に共通して定める事項としては、中期目標の期間のほかは、当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の達成のために必要な事項に限定することとし、地方独立行政法人法第25条第2項第3号及び第4号において中期目標として定めることとされている「事業経営の改善及び効率化に関する事項」や「財務内容の改善に関する事項」についてはすべての外郭団体に共通して定める事項とはしていません。

もっとも、外郭団体によっては、本市の行政目的又は施策の達成のためにこれらの事項を中期目標に定める必要があるものや本市の行政目的又は施策の達成のために行われる事業活動に係るこれらの事項を中期目標に定める必要があるものもあると考えられるので、こうした外郭団体については、本項第3号の規定に基づき中期目標においてこれらの事項を定めることにな

ります。

また、前記の事項以外の外郭団体の事業経営に関する事項であって本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認める事項についても、本項第3号の規定に基づき中期目標において定めることとなります。

4 中期目標の制定及び変更の手続（第3項）

地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第25条第3項において、設立団体の長が中期目標の制定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経ることとしていることから、本項においても、所管所属において中期目標を制定し又は変更しようとするときは、地方独立行政法人の例に準じて、総務局を通じてあらかじめ評価委員会の意見を聴くこととしています。

なお、中期目標の制定又は変更は所管所属における外郭団体の監理に関する業務の中でも極めて重要な業務であり、当該所管所属においてその内容について多角的な視点に立って慎重に検討することが望まれることから、中期目標の制定又は変更について評価委員会の意見を聴くに当たっては、あらかじめ当該所管所属の監理委員会において審議することとしています。

第 13 条 中期計画

(中期計画)

第 13 条 所管所属長は、所管する外郭団体に対し、本市と協議して、中期目標に基づき当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成するよう求めなければならない。

2 中期計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業経営の実施に関する事項
- (2) 中期目標の期間における各事業年度の前号の事業経営についての目標
- (3) その他所管所属長が当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために必要と認める事業経営に関する事項

3 所管所属長は、所管する外郭団体が作成する中期経営計画その他の事業経営に関する中期的な計画（以下この項及び次項において「中期経営計画」という。）において前項各号に掲げる事項に相当する事項が定められているときは、当該中期経営計画を中期計画とみなすことができる。

4 所管所属長は、所管する外郭団体が中期計画（前項の規定により中期経営計画が中期計画とみなされる場合にあっては、当該中期経営計画のうち第 2 項各号に掲げる事項に相当する事項に係る部分。以下同じ。）を変更しようとするときは、あらかじめ本市に協議するよう求めなければならない。

5 所管所属長は、第 1 項又は前項の規定による協議を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催し、その内容について審議しなければならない。

6 所管所属長は、第 1 項又は第 4 項の規定による協議を受けた場合において、これに同意したときは、速やかに、当該中期計画又は変更後の中期計画を公表するとともに、当該中期計画又は変更後の中期計画の内容を総務局長に報告しなければならない。

7 総務局長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、所管所属長に意見を述べるものとする。

8 総務局長は、第 1 項又は第 4 項の規定による協議を経て作成し又は変更された中期計画の内容を評価委員会に報告しなければならない。この場合において、前項の規定により意見を述べたときは、その内容を併せて報告しなければならない。

9 所管所属長は、前項の規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、所管する外郭団体に対し、これを勘案するよう求めなければならない。

10 所管所属長は、所管する外郭団体の中期計画が前条第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、当該外郭団体に対し、中期計画を変更すべきことを求めるものとする。

[趣旨]

本条は、外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために活用するものであることを踏まえ、

地方独立行政法人の例にならい、所管所属から提示された中期目標に基づき外郭団体において定める中期計画について必要な事項を定めるものです。

[解説]

1 中期計画の作成要求（第1項）

地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第26条第1項において、設立団体の長から中期目標の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けることとされています。

本項では、地方独立行政法人の例に準じて、所管所属において、外郭団体に対する監理の一環として、外郭団体に当該所管所属が制定し提示した中期目標に基づき中期計画を作成することを求めることとしています。

なお、地方独立行政法人法第26条第1項では、地方独立行政法人に中期計画の作成を義務づけるとともに、設立団体の長の認可をその効力発生の要件とし、設立団体が中期計画の作成にかかわることとされています。

本項では、これにならい、地方独立行政法人における設立団体の長の認可に代わるものとして、所管所属との協議という手続を設けています。

2 中期計画において定める事項（第2項）

中期計画において定める事項についても、地方独立行政法人法第25条第2項の規定に準じることとしていますが、この要綱の第12条第2項の中期目標において定める事項の解説において記載したように、外郭団体については、地方独立行政法人とは異なり、本市の出資の割合は様々であり、設立目的が本市の行政目的や施策の目的と必ずしも一致するとは限らないとともに、条例第6条において外郭団体等の監理については、外郭団体等の自律的な運営等に十分に配慮するものとするとしてます。

こうしたことから、本項では、すべての外郭団体が共通して中期計画に定める事項としては、当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業経営に関する事項に限定することとし、地方独立行政法人法第26条第2項第2号から第6号までにおいて中期計画に定めることとされている事項に相当する事項についてはすべての外郭団体が共通して定める事項とはしていません。

一方で、外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動その他の事業経営については、中期目標の期間における各事業年度ごとに適切にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、そのためには、中期計画において、中期目標の期間における各事業年度の当該事業経営についての目標を明らかにし、中期計画に基づき作成される年度計画に反映するとともに、外郭団体の事業経営の評価においても活用することが必要となると考えられます。

こうしたことから、本項では、中期目標の期間における各事業年度の当該事業経営についての目標をすべての外郭団体が共通して定める事項として特記しています。

なお、本項では、前記のとおり、すべての外郭団体が共通して中期計画に定める事項としては、当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行

う事業経営に関する事項に限定することとし、地方独立行政法人法第26条第2項第2号から第6号までにおいて中期計画として定めることとされている事項に相当する事項についてはすべての外郭団体が共通して定める事項とはしていませんが、中期目標の場合と同様に、外郭団体によっては、当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を着実に果たすためこれらの事項を中期計画に定める必要があるものや当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行われる事業活動に係るこれらの事項を中期計画に定める必要があるものもあると考えられるので、こうした外郭団体については、本項第3号の規定に基づき中期計画においてこれらの事項を定めることとなります。

また、前記の事項以外の外郭団体の事業経営に関する事項であって当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために必要と認める事項についても、本項第3号の規定に基づき中期計画において定めることとなります。

3 中期計画とみなすことができる中期経営計画（第3項）

外郭団体は、本市とは別の独立した法人であり、その設立目的が本市の行政目的や施策の目的と必ずしも一致するとは限らないことから、外郭団体の中には、独自に事業経営に関する中期的な計画（以下「中期経営計画」といいます。）を作成しているものや事業経営の内容のすべてが本市から求められる役割にかかわるものにならないものもあると考えられ、本市においてこうした外郭団体についても一律的に中期計画の作成を求めることになれば、外郭団体によっては、中期経営計画とは別に中期計画を作成することになり、非効率であるとともに事業経営上の混乱を招くことも考えられます。

こうしたことから、本項では、外郭団体が作成する中期経営計画において第2項各号に掲げる事項に相当する事項が定められているときは、当該中期経営計画を中期計画とみなすことができることとしています。

もっとも、中期経営計画を中期計画とみなす場合であっても、中期経営計画のうちの第2項各号に掲げる事項に相当する部分についてあらかじめ協議し、必要な場合にはその変更を求めることとなります。

4 中期計画の変更についての協議（第4項）

前記1のとおり、地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第26条第1項において設立団体の長の認可を受けることとされるとともに、中期計画を変更しようとするときも同様とされています。

こうしたことから、本項では、外郭団体の中期計画（第3項の規定により中期経営計画が中期計画とみなされる場合にあっては、当該中期経営計画のうちの第2項各号に掲げる事項に相当する部分。以下同様とします。）を変更しようとするときは、所管所属においてあらかじめ本市に協議するよう求めることとしています。

5 協議に際しての監理委員会における審議（第5項）

所管所属において中期計画の作成及びその変更の協議を受けるに当たっては、中期目標との整合性をはじめとするその内容の妥当性について多角的な視点に立って内容について慎重に検討することが望まれることから、本項では、中期目標の場合と同様に、あらかじめ当該所管所属の監理委員会において審議することとしています。

6 中期計画の公表及び評価委員会への報告等（第6項から第9項まで）

地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第26条第4項において、設立団体の長の認可を受けたときは、地方独立行政法人において遅滞なく公表することとされており、外郭団体の中期計画についても地方独立行政法人の例にならい、公表することが適当であると考えられます。

また、外郭団体の中期計画は、当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を着実かつ的確に果たすために作成することとしているものであることから、その作成又は変更についての協議は、当該行政目的又は施策に係る事務を所掌する所管所属の判断と責任において行うことが基本となりますが、外郭団体の事業経営に対する本市の評価については、条例第7条第4項において評価委員会の意見を聴いて行うこととされていることから、評価の前提となる中期計画についても評価委員会の意見を反映することが適当であると考えられます。

こうしたことから、第6項では、所管所属において、中期計画の作成又は変更についての外郭団体からの協議に同意したときは、速やかに、当該中期計画又は変更後の中期計画を公表するとともに、当該中期計画又は変更後の中期計画の内容を総務局に報告することとし、第7項では、当該報告を受けた総務局において、当該外郭団体の事業経営に対する評価その他の適切かつ効果的な監理の観点及び所属横断的な観点から総合的に検討し、必要があると認めるときは所管所属に意見を述べることとするとともに、第8項では、総務局において、第6項の規定による報告を受けた中期計画又は変更後の中期計画の内容を、第7項の規定により述べた意見とともに、評価委員会に報告することとしています。

また、第9項では、報告のあった中期計画又は変更後の中期計画の内容に対して評価委員会の意見が述べられたときは、所管所属長は外郭団体に対しこれを勘案するよう求めることとしており、評価委員会に報告をした総務局においては評価委員会の意見の内容を速やかに所管所属に通知し、所管所属においては外郭団体に対して当該意見に基づき中期計画の変更その他の適切な対応をすることを求めることが必要となります。

なお、第7項の規定による総務局の意見は参考意見であり、第9項の規定による評価委員会の意見とは異なり、所管所属に何らかの対応を義務づけるものではありませんが、第8項の規定により評価委員会に報告されることとしており、必要に応じて所管所属の当該意見に対する考え方を評価委員会に明らかにすることになるものです。

7 事情変更による中期計画の変更要求（第10項）

地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第26条第3項において、設立団体の長は、中期計画が中期目標において定めている事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができることとされ、設立団体の側から中期計画の変更求める手続が設けられています。

これにならい、第10項では、外郭団体の中期計画について、所管所属において、中期目標で定めている事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その変更すべきことを求めることとしています。

第 14 条 年度計画

(年度計画)

第 14 条 所管所属長は、所管する外郭団体に対し、毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後 1 月を経過する日までに、中期計画に基づき、当該事業年度の事業経営に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、本市に提出するよう求めなければならない。

2 出資法人について新たに外郭団体の指定をする場合における当該出資法人の外郭団体の指定に係る市規則の規定の施行の日の以後最初に開始する事業年度の年度計画についての前項の規定の適用については、同項中「毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後 1 月を経過する日」とあるのは「期限を定めて」とする。

3 所管所属長は、所管する外郭団体が年度計画を変更したときは、当該外郭団体に対し、変更後の年度計画を本市に提出するよう求めなければならない。

4 所管所属長は、第 1 項又は前項の規定により年度計画の提出を受けたときは、速やかに、当該年度計画を公表し、その内容を総務局長に報告するとともに、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、当該外郭団体に対し、助言等を行い又は必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

[趣旨]

本条は、外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために活用するものであることを踏まえ、地方独立行政法人の例にならい、外郭団体において中期計画に基づき定める年度計画について必要な事項を定めるものです。

[解説]

1 年度計画の作成及び提出の要求（第 1 項）

地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第 27 条第 1 項において、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づきその事業年度の業務運営に関する年度計画を定め、設立団体の長に届け出ることとされています。

本項では、地方独立行政法人の例に準じて、所管所属において、外郭団体に対し、毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後 1 月を経過する日までに、当該所管所属と協議して作成した中期計画に基づき、当該事業年度の事業経営に関する年度計画を作成し本市に提出することを求めることとしています。

なお、年度計画の提出期限については、個々の外郭団体において特別の事情が生じることも想定して事業年度開始後 1 月以内としています。年度計画の趣旨及び地方独立行政法人の年度計画の届出期限が事業年度開始前とされていることに鑑みれば、事業年度開始前に提出するよう求めることが基本であり、特別の事情がある場合であっても、所管所属において、年度計画の趣旨等を踏まえ、その責任において適切な期限を設定しなければならないことに留意する必要があります。

2 新たに外郭団体となった出資法人の最初の年度計画の提出時期の特例（第 2 項）

新たに外郭団体を指定するに当たっては、所管所属において、この要綱の第6条第5項の規定による総務局への依頼と併行して、指定をしようとする出資法人に係る中期目標の検討が進められ、外郭団体の指定がされた場合には、速やかに中期目標の制定、中期計画についての当該出資法人との協議、当該出資法人における年度計画の作成が順次行われることになり、年度計画の作成は中期目標の制定とそれに引き続く中期計画の作成の時期に大きく影響されることになります。

こうした新たに指定される外郭団体について第1項をそのまま適用した場合、外郭団体となる日と年度計画の提出期限とされる事業年度開始後1月を経過する日が極めて近接することも考えられ、このような場合や中期計画の作成が遅れているような場合には年度計画の第1項の提出期限までの提出が極めて困難になると考えられます。

こうしたことから、本項では、出資法人について新たに外郭団体の指定をする場合の最初の事業年度の年度計画の提出期限について特例を設け、所管所属において提出期限を設定することとしています。

もっとも、本項は、主として、新たに出資法人を設立して外郭団体とするといった場合であって中期計画及び年度計画の作成が法人設立後になるなどの特別の場合（こうした場合であっても、外郭団体となる日（当該出資法人の外郭団体の指定に係る市規則の規定の施行の日）を設立後にするといった対応も考えられます。）を想定したものであって、こうした場合以外は、年度計画の趣旨及び地方独立行政法人の年度計画の届出期限が事業年度開始前とされていることに鑑みれば、外郭団体となる日（当該出資法人の外郭団体の指定に係る市規則の規定の施行の日）までに提出するよう求めることが基本であり、また、外郭団体となる日までに年度計画の提出ができない特別な事情がある場合であっても、所管所属において、年度計画の趣旨等を踏まえ、その責任において適切な期限を設定しなければならないことに留意する必要があります。

3 変更があった場合の変更後の年度計画の提出（第3項）

前記1のとおり、地方独立行政法人の年度計画については、地方独立行政法人法第27条第1項において設立団体の長に届け出ることとされるとともに、年度計画を変更したときも同様とされています。

こうしたことから、本項では、外郭団体が年度計画を変更したときは、所管所属において変更後の年度計画を本市に提出するよう求めることとしています。

なお、本項では変更後の年度計画の提出期限についての定めは設けていませんが、提出を求める趣旨に鑑みれば、変更後速やかに提出される必要があり、所管所属においては、年度計画に関し、変更の有無や変更する際の提出期限などについて外郭団体と日常から緊密な連携を図っていくことが求められることになります。

4 年度計画の公表等（第4項）

地方独立行政法人の年度計画については、地方独立行政法人法第27条第1項において、設立団体の長への届出と合わせて地方独立行政法人において公表することとされており、外郭団体の年度計画についても地方独立行政法人の例にならい、公表することが適当であると考えられます。

こうしたことから、本項では、所管所属において、外郭団体から提出を受けた年度計画及び変更後の年度計画を公表するとともに、年度計画についても外郭団体の事業経営の評価の前提となるものであることに鑑み、総務局にその内容を報告することとしています。

また、年度計画については中期計画と異なり外郭団体限りで作成されるものであることから、外郭団体から報告を受けた所管所属において、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、当該外郭団体に対し、助言等を行い又は必要な措置を講ずるよう求めることとしています。

第 15 条 事業経営の評価等に関する指針

(事業経営の評価等に関する指針)

第 15 条 条例第 7 条第 2 項に規定する指針(以下「事業経営の評価等に関する指針」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価の対象とする事項及び評価の視点
- (2) 外郭団体が行う毎事業年度の経営評価の実施方法
- (3) 外郭団体が行う中期目標の期間を通じた経営評価の実施方法
- (4) 外郭団体が行った経営評価の結果に対する本市の評価の実施方法
- (5) 経営評価及び本市の評価の結果の外郭団体の事業経営への反映に関する事項

2 前項に定めるもののほか、事業経営の評価等に関する指針については、総務局長が定める。

3 総務局長は、前項の規定により事業経営の評価等に関する指針を制定しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。事業経営の評価等に関する指針を改正しようとするときも、同様とする。

4 総務局長は、事業経営の評価等に関する指針を制定し又は改正したときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、所管所属長を通じて各外郭団体に通知しなければならない。

5 所管所属長は、所管する外郭団体が事業経営の評価等に関する指針を遵守するよう適切に監理を行わなければならない。

[趣旨]

本条は、条例第 7 条第 2 項において市長が定めることとされている指針について定めるものです。

[解説]

1 外郭団体の事業経営の評価について

外郭団体については、この間の監理の取組によって経営の改善・自立化が図られ、本市の財政的支援が見直された後もその経営は安定したものとなってきており、今後の外郭団体の監理は、その本来の目的である本市の関与の適正性及び透明性の確保並びに行政目的又は施策の達成の観点から行うことを旨として行うべきであることからすれば、外郭団体の監理の一環として行う事業経営の評価についても、これまでのような本市からの自立に向けた経営状況に関する評価から、本市の行政目的又は施策の達成への貢献度の観点からの評価にその重点をシフトしていくことが適当であると考えられます。

また、条例第 7 条では、外郭団体の事業経営の評価について、外郭団体が自ら行う経営評価(同条第 2 項及び第 3 項)と市長が評価委員会の意見を聴いて行う評価(同条第 4 項)の 2 段階とするとともに、評価結果を受けて外郭団体に対して行う助言等や講じる措置、これらの公表等について定めており(同条第 5 項から第 7 項まで)、条例第 7 条第 2 項において市長が定めることとされている指針においては、これらの事項に関する内容を定めることとなります。

2 条例第7条第2項に規定する指針として定めるべき事項（第1項）

条例第7条第2項に規定する指針（以下「事業経営の評価等に関する指針」といいます。）は市長が定めることとされており、本項では、この規定を受けて事業経営の評価等に関する指針として定める事項を列挙しています。

各事項の趣旨はそれぞれ次のとおりです。

(1) 評価の対象とする事項及び評価の視点

前記1のとおり、今後の外郭団体の事業経営の評価については、本市の行政目的又は施策の達成への貢献度の観点からの評価にその重点をシフトしていくことが適当であり、その中心となるのは、外郭団体が行う事業活動に関する評価であると考えられます。

また、評価の視点は、当該外郭団体の事業活動の行政目的又は施策への貢献度となり、具体的には、条例第4条の規定による外郭団体への関与の状況として公表する「行政目的又は施策の達成のために本市が当該外郭団体に求める役割」（この要綱の第8条第1項第3号）をどこまで果たしたのかといった点になると考えられます。

こうしたことを明らかにするために、評価の対象とする事項及び評価の視点を指針として定めることとしています。

(2) 外郭団体が行う毎事業年度の経営評価の実施方法

外郭団体が行う毎事業年度の経営評価の具体的な実施方法を定めるものであり、評価の指標や目標の設定と年度計画への反映、中間振り返りを含む評価の時期等に関し外郭団体が行うべき内容について定めることとしています。

(3) 外郭団体が行う中期目標の期間を通じた経営評価の実施方法

毎事業年度の評価を踏まえて外郭団体が行う中期目標の期間を通じた経営評価の具体的な実施方法について定めるものであり、中期目標の期間を通じた実績についての評価や評価の時期等に関し外郭団体が行うべき内容について定めることとしています。

(4) 外郭団体が行った経営評価の結果に対する本市の評価の実施方法

毎事業年度及び中期目標の期間を通じて外郭団体が行った経営評価の結果を受けて本市が行う評価の具体的な実施方法について定めるものであり、所管所属及び総務局が行うべき内容や評価委員会の役割等について定めることとしています。

(5) 経営評価及び本市の評価の結果の外郭団体の事業経営への反映に関する事項

毎事業年度外郭団体が行った経営評価及び本市の評価の結果の翌年度の年度計画や中期計画への反映に関する事項について定めることとしています。

3 指針の細目的事項についての総務局長への授権（第2項）

本項は、第1項の規定を受けた事業経営の評価等に関する指針として定める細目的事項については総務局長が定めることとするものです。

4 事業経営の評価等に関する指針の制定及び改正の手續並びに外郭団体に対する通知及び公表（第3項及び第4項）

外郭団体の事業経営の評価については、条例第7条第4項及び第5項において、評価結果について評価委員会の意見を聴くこととされており、こうした条例の規定の趣旨を踏まえれば、

事業経営の評価等に関する指針の制定及び改正についても評価委員会の意見を聴くことが適当であると考えられます。

こうしたことから、第3項では、総務局長に事業経営の評価等に関する指針の制定又は改正に当たってあらかじめ評価委員会の意見を聴くことを義務づけるとともに、第4項において透明性の観点から制定し又は改正した指針を公表することを義務づけ、また、事業経営の評価等に関する指針は外郭団体の行う経営評価に関する事項について定めるものであることから、所管所属を通じて指針を運用することになる外郭団体にも通知することとしています。

5 大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程

第2項の規定により総務局長が定める事業経営の評価等に関する指針については、「大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程」（令和2年2月10日総務局長決裁）が制定され、この要綱の第23条の規定に基づき、本市の公式ウェブサイトである大阪市ホームページに掲載されています。

6 所管所属長の監理等業務を通じた指針の遵守（第5項）

事業経営の評価等に関する指針は外郭団体の行う経営評価に関する事項について定めるものですが、外郭団体に直接その遵守を義務づけるものではなく、あくまでも指針として定めてその自主的な取組を求めるものです。

しかしながら、その一方で、指針において定められた事項が行われないような事態を防止するため、所管所属において適切に監理をしていく必要があります。

こうしたことから、本項では、外郭団体の所管所属長に所管する外郭団体が事業経営の評価等に関する指針を遵守するよう適切に監理を行うことを義務づけています。

7 特定団体の経営再建に係る特例

条例第7条第2項の規定に基づき市長が定める事業経営の評価等に関する指針は、特定団体の経営再建のための監理の一環として行われる経営再建に係る事業経営の評価も対象とするものであり、当該評価についても本条の規定が原則として適用されることになります。

一方で、外郭団体の監理のうち特定団体の所管所属が行う経営再建のための監理の総合的な指導及び調整に関する事務については、この要綱の第3条第2項において市政改革室が所掌することとしていることから、この要綱の第18条では、外郭団体の監理のうち特定団体の所管所属が行う経営再建のための監理についての特例を設けることとするとともに、当該特例が適用される場合には、本条の規定を読み替えて適用することとしています。（この要綱の第18条の[解説]参照）

第 16 条 中期目標の期間の終了時の検討

(中期目標の期間の終了時の検討)

第 16 条 所管所属長は、所管する外郭団体について事業経営の評価等に関する指針に基づき中期目標の期間を通じた評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、中期目標の期間における当該外郭団体の事業経営による本市の行政目的又は施策の達成状況、当該行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割に係る社会の環境変化その他本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、外郭団体の指定解除その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 所管所属長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、総務局長を通じて評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 所管所属長は、第 1 項の検討の結果及び前項の規定による評価委員会の意見並びに第 1 項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

[趣旨]

本条は、地方独立行政法人の例にならい、中期目標の期間の終了時における外郭団体の指定の必要性の検討について定めるものです。

[解説]

1 中期目標の期間の終了時における外郭団体の指定の必要性の検討（第 1 項）

地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第 30 条第 1 項において、設立団体の長は、中期目標の期間の終了時に見込まれる当該期間における地方独立行政法人業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じることとされています。

外郭団体については、地方独立行政法人と同様に、行政目的又は施策の達成の手段として活用するものであって、法人に対して「大阪市の関連法人である」というブランドイメージを付与することを目的とするものではなく、また、外郭団体の指定の必要性がなくなったにもかかわらず、漫然と指定された状態が続くことになれば、必要のない監理が形式的に継続され所管所属等や外郭団体の双方の負担になることになります。

こうしたことから、この要綱の第 6 条第 5 項で、所管所属において、時宜に応じて適切に外郭団体の指定解除が行われるよう、外郭団体の事業経営の実施状況その他当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の達成状況、当該外郭団体に求める役割に係る社会の環境変化等に常に留意し、所管する外郭団体が指定基準に該当しなくなったときは、遅滞なく、外郭団体の指定解除の手続をとることを義務づけているところです。（この要綱の第 6 条の[解説]の 5 参照）

本項では、地方独立行政法人の例にならない、この要綱の第6条第5項の特則として、中期目標の期間の終了時に、所管所属において外郭団体の指定の必要性を検討することとしています。

2 検討に当たっての評価委員会の意見聴取及び検討結果等の公表（第2項及び第3項）

地方独立行政法人に関する中期目標の期間の終了時の検討については、地方独立行政法人法第30条第2項において、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、検討結果及び講じる措置の内容を公表することとされています。

外郭団体についても、地方独立行政法人の例にならない、第2項で、所管所属の検討に当たっては、総務局長を通じて評価委員会の意見を聴くこととし、第3項で、所管所属において、所管所属における検討結果及び評価委員会の意見並びに講じる措置の内容を公表することとしています。

3 外郭団体の指定を継続していく場合の留意事項

第1項の規定による検討の結果、外郭団体の指定を継続していく場合には、所管所属においては、中期目標の期間終了後に引き続く次期中期目標の制定、次期中期計画の作成の協議及び次期中期計画に基づく年度計画の作成要求といった一連の手続がとられることとなりますが、これらの手続が円滑に進められ、中期目標の期間終了後に引き続く事業年度の外郭団体の年度計画の作成が当該事業年度開始前までに行われるよう適切な監理を行っていくことに留意する必要があります。

第 17 条 外郭団体に事前協議を求める事項

(外郭団体に事前協議を求める事項)

第 17 条 所管所属長は、所管する外郭団体が次に掲げる事項を行おうとするときは、当該外郭団体に対し、あらかじめ本市に協議するよう求めなければならない。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める合併、会社分割、株式交換、株式移転その他これらに相当する事項又は解散
- (2) 資本金等の変更
- (3) 役員又は評議員の定員の変更
- (4) 多額の借財
- (5) 当該外郭団体以外の法人の資本金等への出資又は出えん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ又は当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがあると認める事項
- (7) 監査役、監事その他の法人の業務執行の適正性を監査する役員の全員の弁護士、公認会計士又は税理士以外の者からの選任

2 前項に定めるもののほか、所管所属長は、所管する外郭団体が条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人であるものが、次に掲げる事項で当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動に係るものを行おうとするときは、当該外郭団体に対し、あらかじめ本市に協議するよう求めなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業の譲渡及び譲受け
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動に影響を及ぼすおそれがあると認める事項

[趣旨]

本条は、外郭団体が主体的に行おうとする事項のうち、本市が第 9 条の基本原則を踏まえて外郭団体の監理を適切かつ効果的に行っていくために本市に協議することを求める事項について定めるものです。

[解説]

1 当該外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ又は当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある事項（第 1 項）

外郭団体は、本市が関与による影響力を通じて行政目的又は施策を達成するために活用するものであり、そのためには、本市は外郭団体に対する影響力を保有していることや行政目的又は施策を達成するために本市が求める役割を果たすための事業活動を行うことができる財政的な基盤を有していることが必要になります。

一方で、外郭団体は一個の独立した法人であり、その組織や運営について主体的に様々な判

断をすることが想定され、その内容によっては、本市の影響力に変更を生じ又は当該外郭団体の本市が求める役割を果たすための事業活動に係る財務運営に影響を及ぼすおそれがあるものが含まれることも考えられます。

こうしたことから、本項では、外郭団体における、本市の影響力に変更を生じさせるおそれがある「法人としての存続」「本市の出資割合の変更」「役員構成の変更」などに関する事項、また、当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある「財務運営」「財務運営の監督体制」に関する事項について、あらかじめ、本市に協議することを求めることとしています。

2 当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動に影響を及ぼすおそれがある事項（第2項）

外郭団体のうち条例第2条第1項第1号に掲げる法人である外郭団体については、当該外郭団体が行う本市が果たすべき役割を補完し又は代替する活動のうち当該外郭団体の指定の理由となっている本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動（以下「本市の補完・代替活動」といいます。）を活用して当該行政目的又は施策を達成しようとするものであって、本市としては、当該外郭団体によって本市の補完・代替活動が確実かつ的確に行われることが必要となります。

こうしたことから、本項では、第1項に掲げる事項に加え、本市の補完・代替活動に影響を及ぼすおそれがある事業運営に関する事項について、あらかじめ、本市に協議することを求めることとしています。

第 18 条 特定団体の経営再建のための監理の特例

(特定団体の経営再建のための監理の特例)

第 18 条 特定団体の経営再建のための監理については、この節（第 15 条（第 3 項を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、市政改革室長の定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条第 1 項第 3 号中「外郭団体が行う中期目標の期間」とあるのは「特定団体が行う中期経営再建目標の期間（おおむね 3 年以上 5 年以下の期間の範囲内で所管所属長が定める期間において当該特定団体が達成すべきものとして当該所管所属長が定める経営再建に関する目標における所管所属長が定めた当該期間をいう。）」と、同条第 2 項及び第 4 項中「総務局長」とあるのは「市政改革室長」とする。

[趣旨]

本条は、特定団体の経営再建のための監理の総合的な指導及び調整に関する事務については市政改革室が所掌することとしていることから、特定団体の経営再建のための監理については市政改革室長がこの要綱の第 12 条から第 17 条までの規定の特例を定めることとするものです。

[解説]

1 特例を設ける趣旨

本条では、外郭団体の監理のうち特定団体の所管所属が行う経営再建のための監理の総合的な指導及び調整に関する事務については、この要綱の第 3 条第 2 項において市政改革室が所掌することとしていることから、第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項及び第 5 項の規定を除き、この要綱の第 12 条から第 17 条までの規定は適用せず、市政改革室長が必要な事項を別に定めることとしています。

一方で、この要綱の第 15 条の規定は、条例第 7 条第 2 項の規定に基づき市長が定める事業経営の評価等に関する指針に関する規定であり、条例上、当該指針は特定団体の経営再建のための監理の一環として行われる経営再建に係る事業経営の評価も対象とするものであることから、本条において適用除外とする規定の対象には含めないこととしています。

もっとも、事業経営の評価等に関する指針の細目的事項の制定及び改正に当たって評価委員会の意見を聴くこととしているこの要綱の第 15 条第 3 項については、特定団体の経営再建に関し外部有識者からの意見又は助言を求める場として評価委員会とは別に大阪市特定団体経営監視会議が開催されていることに鑑み、適用しないこととしています。

2 この要綱の第 15 条第 1 項第 3 号の規定の読替えについて

特定団体の経営再建のための監理についても適用することとしているこの要綱の第 15 条第 1 項第 3 号の規定では、「外郭団体が行う中期目標の期間を通じた経営評価の実施方法」を事業経営の評価等に関する指針において定めるべき事項としていますが、一方で、この要綱では特定団体の経営再建のための監理については中期目標に関する第 12 条の規定は適用せず、市政改革室長が別に定めることとしています。

この趣旨は、特定団体の経営再建のための監理に当たっては、経営再建のための事業経営は

他の行政目的又は施策の達成のための事業経営とはその内容が異なるものであることに鑑み、所管所属において中期的な期間における目標（中期経営再建目標）を定めることとするものの、この要綱の第 12 条の規定による中期目標の制定を義務づけるのではなく、その内容等について市政改革室長の合理的な裁量にゆだねるとともに、特定団体の事業経営の評価については中期経営再建目標の期間を通じた評価を行うこととし、市政改革室長に、本条の規定により特定団体の経営再建のための監理に関する定めをする際には、所管所属において中期経営再建目標を制定することとするとともに、この要綱の第 15 条第 2 項の規定により定める事業経営の評価等に関する指針に中期経営再建目標の期間を通じた評価の実施方法を定めることを義務づけることとするものです。

こうしたことから、本条では、この要綱の第 15 条第 1 項第 3 号の「中期目標の期間」の読替規定を設けています。

3 第 15 条第 2 項及び第 4 項の規定の読替えについて

特定団体の経営再建のための監理についても適用することとしているこの要綱の第 15 条第 2 項及び第 4 項の規定では、総務局長に、細目的事項を含む事業経営の評価等に関する指針を制定するとともに、当該指針を制定し又は改正したときは、その内容を公表し所管所属長を通じて各外郭団体に通知することとしています。が、特定団体の経営再建のための監理の総合的な指導及び調整に関する事務については、この要綱の第 3 条第 2 項において市政改革室が所掌することとしていることから、特定団体の経営再建のための監理に係る事業経営の評価等に関する指針については、総務局長が行うこととしている事務を市政改革室長が行うこととし、本条にその読替規定を設けています。

第 19 条 所管所属における審議

(所管所属における審議)

第 19 条 所管所属長は、所管する監理対象団体から本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意を求められたとき又は第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による協議を受けたときは、監理委員会を開催し、その内容について審議しなければならない。

[趣旨]

本条は、所管所属が監理対象団体から協議を受けた場合の当該所管所属におけるの検討の手続について定めるものです。

[解説]

所管所属では、監理対象団体に対する監理に当たって、この要綱やこの要綱に基づき定められる指針において定められる様々な事項について、監理対象団体との間で協議を行うことになります。

こうした協議に当たっては、この要綱の第 9 条に定める基本原則に則り、多角的な視点に立った慎重な検討が求められることになります。

こうしたことから、本項では、所管所属における協議事項の検討に当たっては、監理委員会を開催し審議することとしています。

第 20 条 総務局長との事前協議等

(総務局長への事前協議等)

- 第 20 条 所管所属長は、所管する監理対象団体から本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意を求められた場合又は所管する外郭団体から第 17 条第 1 項の規定による協議を受けた場合において、これに同意しようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。
- 2 総務局長は、前項の規定により本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意についての協議を受けたときは、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、総務局長は、第 1 項の規定により第 17 条第 1 項各号に掲げる事項についての協議を受けた場合において必要があると認めるときは、評価委員会の意見を聴くものとする。
- 4 所管所属長は、前 2 項の規定による評価委員会の意見が述べられたときは、監理対象団体に対し、これを勘案するよう求めなければならない。
- 5 所管所属長は、第 17 条第 2 項の規定による協議を受けた場合において、これに同意したときは、速やかにその旨を総務局長に報告しなければならない。
- 6 総務局長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、所管所属長に意見を述べるものとする。
- 7 総務局長は、随時、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議を経て行われた同条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる事項を取りまとめ、評価委員会に報告しなければならない。この場合において、前項の規定により意見を述べたときは、その内容を併せて報告しなければならない。
- 8 所管所属長は、前項の規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、外郭団体に対し、これを勘案するよう求めなければならない。

[趣旨]

本条は、所管所属が、監理対象団体から協議を受けた場合に、本市における各所管所属の監理等業務の総合的な指導及び調整に関する事務を所掌する総務局に対して協議及び報告をしなければならないこととする事項について定めるものです。

[解説]

- 1 本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意を求められた場合又は外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ若しくは外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある事項についての協議を受けた場合の総務局との協議（第 1 項）

本市退職者に関する監理対象団体と本市との関係の適正性を確保するために定められる本市退職者に関する指針の運用や外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ又は当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある事項の判断については、各所属や個々の外郭団体特有の問題ではなく監理対象団体全体に共通する問題であることから、本市

において所属横断的に整合性をもって行われる必要があると考えられます。

こうしたことから、本項では、所管所属が本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意を求められた場合又は所管する外郭団体からこの要綱の第 17 条第 1 項の規定による協議を受けた場合において、この要綱の第 19 条の定めるところにより監理委員会を開催して審議した結果、これに同意しようとするときは、総務局において所属横断的な観点から総合的に検討するため、あらかじめ総務局に協議することとしています。

2 所管所属から協議を受けた場合の総務局における評価委員会からの意見聴取（第 2 項から第 4 項まで）

第 2 項では、第 1 項の規定による所管所属からの協議のうち本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意に係る協議については、この要綱の第 10 条第 3 項において本市退職者に関する指針の制定及び改正に当たって評価委員会の意見を聴くこととしていることに鑑み、総務局において評価委員会の意見を聴くこととしています。

また、第 3 項では、外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ又は当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある事項についても、総務局において専門的な観点からの検討が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くこととしています。

さらに、第 4 項では、これらの意見聴取に対して評価委員会から意見が述べられたときは、所管所属長は監理対象団体に対しこれを勘案するよう求めることとしており、総務局においては評価委員会の意見の内容を速やかに所管所属に通知し、所管所属においては監理対象団体に対して当該意見に基づき適切な対応をすることを求めることが必要となります。

3 本市の補完・代替活動に影響を及ぼすおそれがある事業運営に関する事項についての協議を受けた場合の総務局への報告（第 5 項及び第 6 項）

本市の補完・代替活動に影響を及ぼすおそれがある事業運営に関する事項の判断については、当該本市の補完・代替活動により達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容に応じて個々のケースに応じて判断されるものであると考えられます。

こうしたことから、本市の補完・代替活動に影響を及ぼすおそれがある事業運営に関する事項に関する協議については、基本的には当該行政目的又は施策に関する事務を所掌する所管所属において行うこととし、第 5 項では、所管所属が協議を受けて同意した後に総務局に報告することとしています。

また、第 6 項では、報告を受けた総務局において報告の内容について所属横断的な観点から総合的に検討した結果、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、所管所属に意見を述べることとしています。

なお、この第 6 項の規定による総務局の意見は参考意見であり、第 8 項の規定による評価委員会の意見とは異なり、所管所属に何らかの対応を義務づけるものではありませんが、第 7 項の規定により評価委員会に報告されることとしており、必要に応じて所管所属の当該意見に対する考え方を評価委員会に明らかにすることになるものです。

4 評価委員会に対する報告等（第 7 項及び第 8 項）

外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ又は当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある事項のうち第 3 項の規定により評価委員会の意見を聴いた

事項以外の事項や総務局への報告事項としている本市の補完・代替活動に影響を及ぼすおそれがある事業運営に関する事項については、その妥当性について評価委員会の審査を受けることが適当であると考えられます。

また、外郭団体から協議を受けた外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ又は当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある事項のうち、第3項の規定による評価委員会の意見が述べられた事項については、第4項の規定に基づき所管所属において外郭団体に当該意見を勘案して適切な対応をすることを求めることになりますが、その対応結果について評価委員会においても了知しておくことが適当であると考えられます。

こうしたことから、第7項では、総務局において、随時、外郭団体が本市との協議を経て行ったこの要綱の第17条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を取りまとめ、第6項の規定により述べた意見とともに、評価委員会に報告することとし、第8項では、第4項と同様に、評価委員会に報告された事項に対して評価委員会の意見が述べられたときは、所管所属長は外郭団体に対しこれを勘案するよう求めることとしており、総務局においては評価委員会の意見の内容を速やかに所管所属に通知し、所管所属においては外郭団体に対して当該意見に基づき適切な対応をすることを求めることが必要となります。

なお、第7項の規定による報告の時期については、所管所属から協議又は報告を受けた回数や時期等に応じ、総務局において適切な時期を設定することになります。

第 21 条 総務局長に対する報告等

(総務局長に対する報告等)

第 21 条 総務局長は、所管所属における監理対象団体の監理等業務の適切かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、所管所属長に対し、所管する監理対象団体の次に掲げる事項について報告を求めることができる。

- (1) 年次ごとの経営状況
- (2) 予算、決算、事業計画及び事業実績に関する事項
- (3) 監査役又は監事の監査報告及び会計監査人の監査報告に関する事項
- (4) 諸規程の整備及び改廃等に関する事項
- (5) 解散に伴う清算に関する事項
- (6) 事件、事故等に関する事項
- (7) 報道発表等により公表を行う事項
- (8) 役員及び従業員の報酬、給与、在職期間等の状況及びこれらに関する規程

2 総務局長は、監理対象団体の監理等業務に係る連絡調整を図るため、随時、関係する所属長を招集して監理会議を行うものとする。

3 総務局行政部法人担当課長は、監理対象団体の監理等業務の効果的かつ効率的な実施を図るため、随時、監理主幹又は関係所属の主管課長を招集して監理主幹会議を行うものとする。

[趣旨]

本条は、所管所属の監理等業務の総合的な指導及び調整に関する事務を所掌する総務局が、本市における監理対象団体の適切かつ効果的で整合性のある監理等業務に向けて所属横断的な観点からの総合的な指導及び調整として行う事項について定めるものです。

[解説]

1 総務局長からの報告要求（第 1 項）

所管所属における監理対象団体の監理等業務については、本市全体として整合性をもって行われる必要があります。

このため、本項では、所管所属の監理等業務の総合的な指導及び調整に関する事務を所掌する総務局において、所属横断的な観点から、所管所属に所管する監理対象団体の事業経営に関する事項の報告を求めることができることとしています。

なお、本項の規定による報告要求は、監理対象団体の監理等業務に必要な場合に限られるものであり、報告を求める事項については、本項各号に掲げる事項のうち外郭団体及び監理対象出資法人に応じてそれぞれ次の観点から必要な事項となるものです。

【外郭団体】

- ・ 本市の関与が適正で透明性の高いものとなるようにすること。
- ・ 本市退職者に関する本市との関係が適正で透明性の高いものとなるようにすること。

- ・ 事業経営が当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容及び当該外郭団体に求める役割に即したものとなるようにすること。

【監理対象出資法人】

- ・ 本市の関与が適正で透明性の高いものとなるようにすること。
- ・ 本市退職者に関する本市との関係が適正で透明性の高いものとなるようにすること。

前記のとおり、本項の規定に基づく総務局長からの報告要求は、監理対象団体の監理等業務に必要な場合に限られるものであることから、各監理対象団体ごとに必要の都度行うことを基本としていますが、監理対象団体における役員体制については、本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係が適正なものとなるようにする観点から、監理対象団体の役員のポストが本市退職者のいわゆる「天下り」の受け皿として設置されるといったことのないように継続的にチェックするため、この要綱の第 17 条第 1 項第 3 号において外郭団体の役員の定員の変更を本市との事前協議事項とすることに加え、本項第 8 号の規定に基づき、毎年度、各監理対象団体の次に掲げる事項を所管所属長から総務局長に報告することとしています。

- ・ 役員の体制及びその担当業務
- ・ 常勤・非常勤の別
- ・ 本市退職者である非常勤役員の報酬
- ・ 固有職員であった者・その他の者（本市退職者・本市退職者以外）の別
- ・ 監査役又は監事としての通算在任期間

2 監理会議及び監理主幹会議（第 2 項及び第 3 項）

第 2 項及び第 3 項では、所管所属における監理対象団体の監理等業務に係る連絡調整及び効果的かつ効率的な実施を図るため、総務局において、随時、関係する所属長による監理会議及び監理主幹や関係課長による監理主幹会議を開催することとしています。

第 22 条 違反事実の公表

(違反事実の公表)

第 22 条 所管所属長は、監理対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該監理対象団体に対し改善措置を講ずべきことを求めるとともに、当該監理対象団体の名称、当該該当する事実の内容及び当該監理対象団体が講じた改善措置の内容を総務局長に報告しなければならない。

(1) この要綱の規定に基づく本市の求めに応じないとき。

(2) 本市退職者に関する指針又は事業経営の評価等に関する指針に違反したとき。

2 総務局長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

[趣旨]

本条は、監理対象団体に対する監理に関し、その実効性を確保するとともに説明責任を果たすために行う改善要求及び公表について定めるものです。

[解説]

監理対象団体に対する監理については、条例により義務を課したり行為を制限することによって行われるものではなく、監理対象団体の自主性・自律性を尊重しながら、関与による影響力を通じた指導及び調整によって行われるものです。

したがって、所管所属においては、監理対象団体がこの要綱の規定に基づく本市の求めに応じるとともに、本市退職者に関する指針又は事業経営の評価等に関する指針を遵守するようにするため、関与による影響力を通じた必要な指導及び調整を行っていくことが基本となります。

しかしながら、監理対象団体がこうした所管所属の指導及び調整に従わずに、この要綱の規定に基づく本市の求めに応じなかったり、本市退職者に関する指針又は事業経営の評価等に関する指針に違反したときには、本市としては、適切な監理の観点から改善を求めることが必要となるとともに、監理という本市の行政活動についての説明責任の観点からその事実を明らかにする必要があります。

こうしたことから、本条では、所管所属において指導及び調整をしたにもかかわらず、監理対象団体がこれに従わずに、この要綱の規定に基づく本市の求めに応じなかったり、本市退職者に関する指針又は事業経営の評価等に関する指針に違反したときには、所管所属において監理対象団体に対する改善措置の要求を行うとともに、当該事実や監理対象団体が講じた改善措置の内容を、各所管所属における監理対象団体に対する監理に関する業務の総合的な調整に関する事務を所掌する総務局において一元的に公表することとしています。

第 23 条 公表の方法

(公表の方法)

第 23 条 条例及びこの要綱の規定に基づく公表は、本市のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

[趣旨]

本条は、条例及びこの要綱の規定に基づき本市が行うこととされている公表の方法について定めるものです。

[解説]

公表の方法については、即時性、公表情報へのアクセスの容易性の観点から本市の公式ウェブサイトである大阪市ホームページに掲載する方法により行うこととしています。

本市ホームページへの掲載については、特定団体の経営再建のための監理に関するものを除き、本市の外郭団体等に関する公表事項を一覧できるようにするため、総務局において一元的に行うこととするほか、各所管所属において所管する外郭団体等に関する公表事項を掲載することとします。

なお、条例及びこの要綱の規定により本市において公表することとされている事項及びその根拠規定は、次のとおりです。

【条例】

- ・ 外郭団体に対する関与の状況（第 4 条及び要綱第 8 条第 1 項）
- ・ 外郭団体の事業経営の評価等に関する指針（第 7 条第 2 項及び要綱第 15 条第 4 項）
- ・ 特定団体の経営再建に係る事業経営の評価等に関する指針（第 7 条第 2 項及び要綱第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条第 4 項）
- ・ 外郭団体の評価結果を踏まえて行った助言等及び講じるよう求めた措置（第 7 条第 7 項）
- ・ 役員報酬等公表法人による公表の実施状況（第 10 条）

【この要綱】

- ・ 外郭団体の指定に関する基準（第 6 条第 3 項）
- ・ 外郭団体に対する関与の状況（第 8 条第 1 項及び条例第 4 条）（再掲）
- ・ 監理対象出資法人に対する関与の状況（第 8 条第 2 項）
- ・ 本市退職者に関する指針（第 10 条第 4 項）
- ・ 本市退職者に関する指針の定めるところに従い監理対象団体から報告を受けた事項（第 11 条）
- ・ 外郭団体に係る中期目標（第 12 条第 1 項）
- ・ 外郭団体の中期計画（第 13 条第 6 項）
- ・ 外郭団体の年度計画（第 14 条第 4 項）
- ・ 外郭団体の事業経営の評価等に関する指針（第 15 条第 4 項及び条例第 7 条第 2 項）

(再掲)

- ・ 特定団体の経営再建に係る事業経営の評価等に関する指針（第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条第 4 項及び条例第 7 条第 2 項）（再掲）
- ・ 外郭団体に係る中期目標の期間の終了時の検討結果等（第 16 条第 3 項）
- ・ 監理対象団体の違反の事実（第 22 条第 2 項）

第 24 条 細目の委任

(細目の委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のための手続その他この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

[趣旨]

本条は、この要綱の実施のための手続その他この要綱の施行に関する細目的事項は、総務局長が定めることとするものです。

本条の規定に基づき総務局において定める事項としては、次のような事項が想定されます。

- ・ 第 6 条第 4 項の規定による外郭団体の指定の依頼手続
- ・ 第 6 条第 5 項の規定による外郭団体の指定解除の依頼手続
- ・ 第 7 条第 1 項の規定による所管所属から総務局に対する協議の手続
- ・ 第 7 条第 4 項の規定による所管所属から総務局に対する報告の手続
- ・ 第 12 条第 1 項に規定する中期目標の様式等
- ・ 第 20 条第 1 項の規定による所管所属から総務局に対する協議の手続
- ・ 第 22 条第 1 項の規定による所管所属から総務局に対する報告の手続

附則第 1 項 施行期日

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項の規定は、この要綱の制定の日から施行する。

[趣旨]

本項は、この要綱の施行期日を定めるものです。

[解説]

本項で、この要綱の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日としており、同日からこの要綱の効力が生じることになります。

もっとも、令和 2 年 4 月 1 日からこの要綱に基づく監理等業務を行っていくためには、この要綱の規定に基づく少なくとも次の行為については令和 2 年 4 月 1 日までに終えておく必要があります。

- ・ 監理対象団体監理委員会の組織及び運営に関し必要な事項の制定（第 4 条）
- ・ 監理主幹の選任（第 5 条）
- ・ 外郭団体の指定に関する基準の制定に関する行為及び外郭団体の指定（第 6 条）
- ・ 本市退職者に関する指針の制定に関する行為（第 10 条）
- ・ 外郭団体に係る中期目標の制定に関する行為等（第 12 条）
- ・ この要綱の第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を盛り込んだ外郭団体の事業経営の評価等に関する指針の制定に関する行為（第 15 条）
- ・ この要綱の第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を盛り込んだ特定団体の経営再建に係る事業経営の評価等に関する指針の制定に関する行為（第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条）

こうしたことから、この要綱の附則では、本項においてこの要綱の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とすることに伴い必要となる経過措置に関する規定（附則第 3 項から第 6 項まで）や施行に当たって必要となる準備行為をこの要綱の施行期日前にすることができることとする規定

（附則第 7 項）を設けており、このうち施行期日前に準備行為をすることができることとする規定（附則第 7 項）については、この要綱の制定の日から施行することとしています。

附則第 2 項 大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱の廃止

(大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱の廃止)

2 大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱（平成 25 年 7 月 1 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

[趣旨]

本項は、この要綱の施行に伴い、条例第 3 条から第 6 条までの規定による外郭団体への関与及び監理に関し必要な事項を定めていた「大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱」を廃止することとするものです。

附則第3項及び第4項 監理対象団体監理委員会及び監理主幹に係る経過措置

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第4条第1項の規定に基づき所管所属に設置されている外郭団体監理委員会は、第4条第1項の規定に基づき設置された監理対象団体監理委員会とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第5条第1項の規定に基づき監理主幹に選任されている者は、第5条第3項の規定に基づき選任された監理主幹とみなす。

[趣旨]

附則第3項及び第4項は、この要綱が令和2年4月1日から施行されることに伴う経過措置として、それまで所管所属において設置されていた外郭団体監理委員会及び選任されていた監理主幹の取扱いに関する特例を定めるものです。

[解説]

この要綱の附則第2項の規定により廃止される「大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱」(以下「旧要綱」といいます。)に基づき、所管所属に外郭団体の監理を行う外郭団体監理委員会及び監理主幹が設置されていますが、この要綱の施行に伴い、旧要綱に基づく外郭団体監理委員会及び監理主幹はその根拠を失い、この要綱に基づき監理対象団体監理委員会が設置され、所管所属長が新たにその構成員を選任しその組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、監理主幹を選任することになります。

附則第3項及び第4項では、所管所属におけるこうした新たな選任等の手続を省力化するため、旧要綱に基づき設置されている外郭団体監理委員会及び旧要綱に基づき監理主幹に選任されている者について、それぞれこの要綱に基づき設置された監理対象団体監理委員会及びこの要綱に基づき選任された監理主幹とみなす特例を設けることとしています。

なお、所管所属において旧要綱に基づく外郭団体監理委員会とは別に改めて監理対象団体監理委員会を設置する場合や旧要綱に基づき選任していた監理主幹とは別に新たな監理主幹を選任する場合には、この要綱の施行後にこの要綱の規定に基づきこれらの手続を行うことになります。

附則第 5 項 中期経営計画に係る経過措置

(経過措置)

- 5 この要綱の施行の際現に第 13 条第 3 項に規定する中期経営計画を作成している外郭団体であって当該中期経営計画の期間が令和 3 年 3 月 31 日までに終了する外郭団体については、当該中期経営計画の期間が終了するまでの間は、同条及び第 14 条の規定は、適用しない。

[趣旨]

本項は、この要綱が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴う経過措置として、現在外郭団体が中期経営計画を作成している場合の外郭団体に作成を求める中期計画及び年度計画に関する特例を定めるものです。

[解説]

この要綱では、第 13 条第 1 項で、所管所属において外郭団体に対し当該所管所属が制定した中期目標に基づく中期計画の作成を求めることとしています。一方、この要綱に基づき指定される外郭団体の中には、既に中期経営計画を作成しており、その期間と所管所属が制定する中期目標の期間が整合しないものもあり得ると考えられます。

このような外郭団体に、中期経営計画の期間中であるにもかかわらず当該期間と整合しない期間の中期計画を新たに作成することを求めることは、当該外郭団体にとって負担になるとともにその事業経営に混乱をきたすことも考えられ、また、外郭団体の監理についてはその自律的な運営等に十分に配慮するとする条例第 6 条の規定の趣旨からも適当ではないと考えられます。

こうしたことから、本項では、この要綱に基づき指定される外郭団体であって、既に中期経営計画を作成しており、その期間が終了する日がこの要綱の施行の日から 1 年以内であるものについては、所管所属において作成を求める中期計画の期間を現在の中期経営計画の期間の終了後の期間とすることができる特例を設けることとし、当該中期経営計画の期間が終了するまでの間は、中期計画の作成を求めるこの要綱の第 13 条及び中期計画に基づく年度計画の作成を求めるこの要綱の第 14 条の規定は適用しないこととしています。

もっとも、外郭団体は本市の行政目的又は施策の達成のために活用するものであることから、本項の規定によりこの要綱の第 13 条及び第 14 条の規定が適用されない外郭団体についても、所管所属においてこの要綱の第 12 条の規定に基づき中期目標を制定する必要がある、中期目標の期間の設定において現在の中期経営計画の期間の終了後に当該外郭団体に作成を求める中期計画の期間を特記するなどしてこうした事情に配慮するとともに、中期計画が作成されない中期経営計画の期間の終了までの期間についても、この要綱の第 14 条の規定に基づく年度計画は作成されないものの、当該中期経営計画に基づき作成されている年度計画に中期目標の内容を反映するよう求めるなど適切な監理をしていく必要があります。

また、本項では、中期経営計画の期間が終了するまでの間この要綱の第 13 条及び第 14 条の

規定を適用しないこととしていますが、中期経営計画の期間の終了後に引き続く中期計画の作成に当たっては、中期経営計画の期間の終了後に中期計画の協議を開始するのではなく、当該期間の終了前から中期計画の協議を開始し、中期経営計画の期間の終了時には中期計画及び当該中期計画に基づく年度計画も作成され、中期経営計画の期間の終了に引き続いて中期計画の期間が開始され年度計画に基づく事業経営が行われるよう適切な監理を行っていくことに留意する必要があります。

附則第6項 年度計画に係る経過措置

(経過措置)

- 6 前項に規定する外郭団体以外の外郭団体のこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に開始する事業年度の年度計画についての第14条第1項の規定の適用については、同項中「毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後1月を経過する日」とあるのは「期限を定めて」とする。

[趣旨]

本項は、この要綱が令和2年4月1日から施行されることに伴う経過措置として、外郭団体に作成を求める年度計画のうちこの要綱の施行後最初に開始する事業年度の年度計画に関する特例を定めるものです。

[解説]

この要綱では、第14条第1項で、所管所属において、外郭団体に対し、毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後1月を経過する日までに、年度計画を作成し本市に提出するよう求めることとしていますが、この要綱の施行期日である令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度の初日が令和2年4月1日である外郭団体は多数存在すると考えられます。

こうした外郭団体について、この要綱の第14条第1項をそのまま適用した場合、当該外郭団体は令和2年4月30日までに年度計画を作成し本市に提出することを求められることとなりますが、年度計画は中期計画に基づき作成するものであり、また、中期計画は所管所属が制定する中期目標に基づき作成するものであって、年度計画の作成は中期目標の制定とそれに引き続く中期計画の作成の時期に大きく影響されることになります。

この要綱に基づく中期目標の制定については、この要綱の施行のための準備行為としてこの要綱の附則第7項において施行期日である令和2年4月1日前から行うことができることとしていますが、その制定の時期によっては中期計画や年度計画の作成時期に影響が出ることが考えられます。

こうしたことから、本項では、この要綱に基づき指定される外郭団体（この要綱の附則第5項の規定によりこの要綱の施行期日である令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度の年度計画についてこの要綱の第14条の規定が適用されない外郭団体は除きます。）の同日以後最初に開始する事業年度の年度計画の提出期限について特例を設け、提出期限を所管所属において設定することとしています。

もっとも、所管所属においては、年度計画の趣旨及び地方独立行政法人の年度計画の届出期限が事業年度開始前とされていることを踏まえ、年度計画ができる限り早期に提出されるよう中期目標の制定作業及び中期計画の作成についての協議を精力的に行い、年度計画の提出期限を設定する場合には、その責任において適切な期限を設定しなければならないものであることに留意する必要があります。

附則第7項 準備行為

(準備行為)

7 第6条第1項の規定による基準、第10条第1項及び第15条第2項（第18条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指針並びに第12条第1項の規定による中期目標の制定、第6条第2項、第10条第3項、第12条第3項及び第15条第3項の規定による評価委員会への諮問その他この要綱の施行のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

[趣旨]

本項は、この要綱において定める事項を施行と同時に確実かつ円滑に実施するため、この要綱の施行のために必要な準備行為を、この要綱の施行期日である令和2年4月1日前に、この要綱の規定の例により行うことができることとするものです。

[解説]

この要綱は、条例を施行するための本市の外郭団体等に対する関与及び監理に関する細目的事項を定めるものであり、この要綱の施行と同時に、条例の目的に則った関与及び監理が行われることとなりますが、この要綱においては当該関与及び監理を行う前提となる様々な手続その他の行為が定められており、この要綱の施行と同時にこの要綱に基づく関与及び監理を行っていくためには、こうした関与及び監理の前提となる手続その他の行為はこの要綱の施行前に終えておく必要があります。

こうしたことから、本項では、この要綱に基づく関与及び監理の前提となる手続その他の行為のうち経過措置として対応したもの以外のものについて、この要綱の施行期日である令和2年4月1日前に、この要綱の規定の例により行うことができることとしています。

なお、本項では、この要綱の施行前に終えておく必要がある準備行為を例示していますが、これらの事項以外の事項であっても必要と認められるものについては、本項の規定に基づきこの要綱の規定の例により行うことができるものです。

本項の規定に基づきこの要綱の施行前に終えておく必要がある準備行為としては、次の事項が考えられます。

- ・ 外郭団体の指定に関する基準の制定（第6条第1項）
- ・ 外郭団体の指定に関する基準の制定に当たっての評価委員会からの意見聴取（第6条第2項）
- ・ 外郭団体の指定に関する基準の公表（第6条第3項）
- ・ 外郭団体の指定のための諸手続（第6条第4項及び第6項）
- ・ 外郭団体の指定のための施行規則の改正
- ・ 本市退職者に関する指針の制定（第10条第1項）
- ・ 本市退職者に関する指針の制定に当たっての評価委員会からの意見聴取（第10条第3項）

- ・ 本市退職者に関する指針の公表及び監理対象団体への通知（第 10 条第 4 項）
- ・ 外郭団体に係る中期目標の制定、外郭団体への提示及び公表（第 12 条第 1 項）
- ・ 外郭団体に係る中期目標の制定に当たっての評価委員会からの意見聴取（第 12 条第 3 項）
- ・ 第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を盛り込んだ外郭団体の事業経営の評価等に関する指針の制定（第 15 条第 2 項）
- ・ この要綱の第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を盛り込んだ特定団体の経営再建に係る事業経営の評価等に関する指針の制定（第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条第 2 項）
- ・ 第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を盛り込んだ外郭団体の事業経営の評価等に関する指針の制定に当たっての評価委員会からの意見聴取（第 15 条第 3 項）
- ・ 第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を盛り込んだ外郭団体の事業経営の評価等に関する指針の公表及び外郭団体への通知（第 15 条第 4 項）
- ・ この要綱の第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を盛り込んだ特定団体の経営再建に係る事業経営の評価等に関する指針の公表及び特定団体への通知（第 18 条の規定により読み替えて適用される第 15 条第 4 項）

ちなみに、この要綱の第 13 条第 1 項の規定による中期計画の作成に係る協議については、この要綱の施行前に終えておく必要があるとまではいえませんが、年度計画の前提となるものであり、この要綱に基づく監理を適切かつ効果的に行うためには中期計画及び年度計画は早急に作成される必要があると考えられることから、可能な限り、令和 2 年 4 月 1 日までに、この要綱の第 13 条第 1 項から第 6 項までの規定の例により作成されていることが望まれます。

資料

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例

公 布 平成 25 年 3 月 4 日 条例第 10 号

現在、行政活動の諸分野において、民間事業者等の活用の可能性が拡大しており、大阪市においても、「民間でできることは民間に委ねる」を基本とした施策を推進し、地域全体で公共の福祉の増進を担う社会構造への転換を図ることが必要とされている。

ここに、大阪市は、外郭団体等と大阪市との間における時機に応じた関係性を構築するための規範を定め、もって公正で透明性の高い、効率的な市政の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、外郭団体等への本市の関与及び監理に関する事項等を定めることにより、外郭団体等への本市の関与の適正性及び透明性を確保し、もって外郭団体等を通じて実現しようとする本市の行政目的及び施策の効率的かつ効果的な達成を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、「外郭団体」とは、次に掲げる法人であって、市規則で定めるものをいう。

(1) 本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う法人であって、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、本市が資本金等を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしている法人

2 この条例において、「出資法人」とは、外郭団体以外の法人であって本市が資本金等を出資している法人をいう。

3 この条例において、「外郭団体等」とは、外郭団体及び出資法人をいう。

4 この条例において、「所管機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 7 章の規定に基づいて設置される本市の執行機関（権限を有するものに限る。）又は公営企業管理者であって、外郭団体等を所管するものをいう。

5 市長は、第 1 項の市規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ大阪市外郭団体評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(外郭団体等への関与の原則)

第 3 条 本市の外郭団体に対する資本金等の出資又は出えん、財政的関与、人的関与その他の関与（以下「外郭団体への関与」という。）については、当該外郭団体を通じて実現しようとする

る本市の行政目的又は施策の達成のために必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする。

- 2 本市の出資法人に対する資本金等の出資又は出えん、財政的関与、人的関与その他の関与については、当該関与の目的に応じて必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする。

(外郭団体への関与の公表)

第4条 市長は、所管機関からその所管する外郭団体に係る外郭団体への関与の状況について報告を徴し、その内容を取りまとめて、毎年度公表するものとする。

(外郭団体への関与に係る委員会への諮問)

第5条 所管機関は、当該所管機関が必要であると認めたとき又は市長が必要があるとして当該所管機関に求めたときは、その所管する外郭団体に係る外郭団体への関与の状況について委員会に報告し、外郭団体への関与のあり方について意見を聴くものとする。この場合において、市長以外の所管機関は、市長を通じて委員会の意見を聴くものとする。

(外郭団体等の監理の原則)

第6条 外郭団体等の監理については、本市の外郭団体等に対する関与の程度に応じて行うことを原則とし、外郭団体等の自律的な運営等に十分に配慮するものとする。

(外郭団体の報告、評価等)

- 第7条 市長は、予算の執行の適正を期するため、本市が資本金等の4分の1以上を出資し、又は出えんしている外郭団体に対し、当該外郭団体における毎事業年度終了後、経営評価を行い、その結果を当該外郭団体を所管する所管機関を通じて報告するよう求めるものとする。
- 2 前項の経営評価とは、あらかじめ市長が定めて公表する指針（以下「指針」という。）に基づき、法人の事業の成果、業務遂行の効率性その他法人の経営の目的に応じて必要な視点から、当該法人自らが経営全体を分析し、その結果に関し総合的に行う評価をいう。
 - 3 第1項に規定する外郭団体は、同項の規定により報告を求められたときは、速やかに経営評価を行い、その結果を所管機関を通じて市長に報告しなければならない。
 - 4 市長は、指針に基づき、前項の規定により報告された経営評価の結果について審査を行い、委員会の意見を聴いた上で、当該外郭団体の事業の実施状況、経営状況その他の事項を評価して、その結果を所管機関を通じて当該外郭団体に対して通知するものとする。
 - 5 所管機関は、前項の規定による市長の評価の結果を踏まえて、当該外郭団体において改善を要する点があると認めたときは、委員会の意見を聴いた上で、当該外郭団体に対し、助言等を行うとともに、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合において、市長以外の所管機関は、市長を通じて委員会の意見を聴くものとする。
 - 6 所管機関は、前項の規定により助言等を行ったとき及び必要な措置を講ずるよう求めたときは、当該助言等及び講ずるよう求めた措置の内容について市長に報告しなければならない。

- 7 市長は、前項の規定により報告を受けた助言等及び措置の内容について、市会に報告するとともに、公表するものとする。
- 8 市長及び所管機関は、第1項に規定する外郭団体以外の外郭団体の経営に係る評価等について、前各項の規定の例により取り扱うよう努めなければならない。

(統廃合等に関する助言等)

第8条 所管機関は、その所管する外郭団体について、その目的の達成の程度、事業の実施状況、経営状況、組織の実体等を考慮し、必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いた上で、当該外郭団体に対し、統廃合、解散又は法人の形態の転換について助言等を行うものとする。この場合において、市長以外の所管機関は、市長を通じて委員会の意見を聴くものとする。

(役員報酬等の公表)

- 第9条 出資法人のうち本市と本市の事務若しくは事業に係る契約を締結し、又は本市の補助金、負担金等の交付を受ける法人であって市規則で定めるもの及び外郭団体（以下これらを「役員報酬等公表法人という。」）は、本市から当該契約に係る支払又は当該交付を受ける役員報酬等公表法人における事業年度の前年度（外郭団体にあつては、当該外郭団体における毎事業年度）に係る役員の個人ごとの報酬（賞与その他の職務執行の対価として役員報酬等公表法人から受ける財産上の利益を含む。）及び退職金（退職する際に役員報酬等公表法人から受ける財産上の利益をいう。）並びに貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類について、役員報酬等公表法人における決算確定後公表しなければならない。
- 2 役員報酬等公表法人は、前項の規定による公表の状況について、速やかに、所管機関を通じて市長に報告しなければならない。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、前条第2項の規定により役員報酬等公表法人から報告があつたときは、同条第1項の規定による公表の状況について公表するものとする。

(公表を行わない役員報酬等公表法人に対する措置)

第11条 所管機関は、その所管する役員報酬等公表法人が、第9条第1項の規定による公表を行わないときは、当該役員報酬等公表法人に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(資本金等の減少に関する報告)

第12条 外郭団体等は、1事業年度において資本金等の額の減少をしたときは、当該減少額及びその理由について、当該外郭団体等における当該事業年度に係る決算確定後速やかに、所管機関を通じて市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告の内容について、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付す決算に併せて、市会に報告しなければならない。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経営評価に関する規定の適用）

- 2 第 7 条第 1 項及び第 8 項の規定は、これらの規定の適用を受ける外郭団体におけるこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了した事業年度に係る同条第 2 項に規定する経営評価について適用する。

（準備行為）

- 3 第 2 条第 1 項の市規則の制定及びこれに係る委員会への諮問その他必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則

制 定 平成 25 年 7 月 1 日 規則第 160 号

最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(外郭団体)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人であって市規則で定めるものは、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる法人であって市規則で定めるものは、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(役員報酬等の公表を行う出資法人)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の市規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これに準ずるものの 3 パーセント以上を出資し、又は出えんしている法人のうち、各事業年度において次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市と本市の事務若しくは事業に係る業務の委託に関する随意契約（公募に応じ、又は指名を受けた者に対し企画、技術等の提案を求めて契約の相手方を選定するものを除く。）を締結し、若しくは締結する予定であり、又は本市から当該随意契約に係る支払を受け、若しくは受ける予定であること。
- (2) 本市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を行い、又は行う予定であること。

(施行の細目)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日規則第 176 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 26 日規則第 186 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 89 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 16 日規則第 132 号）
この規則は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日規則第 146 号）
この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規則第 187 号）
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 111 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 29 日規則第 191 号）
この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 67 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 28 日規則第 121 号）
この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 53 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日規則第 138 号）
この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 58 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 31 号）
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 28 日規則第 7 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日規則第 12 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 28 日規則第 120 号）
この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日規則第 9 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 56 号）
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

大阪市高速電気軌道株式会社

大阪市住宅供給公社
大阪シティバス株式会社
株式会社大阪水道総合サービス
クリアウォーターOSAKA株式会社
公益財団法人大阪国際平和センター
公益財団法人大阪市救急医療事業団
社会福祉法人大阪社会医療センター
阪神国際港湾株式会社

別表第2（第2条関係）

アジア太平洋トレードセンター株式会社
株式会社湊町開発センター
クリスタ長堀株式会社

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱

制 定 令和 2 年 1 月 23 日

最近改正 令和 3 年 6 月 9 日

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）

第 2 章 外郭団体の指定（第 6 条）

第 3 章 外郭団体等に対する関与（第 7 条・第 8 条）

第 4 章 外郭団体等の監理

第 1 節 基本原則（第 9 条）

第 2 節 監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性及び透明性の確保
（第 10 条・第 11 条）

第 3 節 本市の行政目的又は施策の達成のための外郭団体の監理（第 12 条―第 18 条）

第 5 章 総務局における総合的な指導及び調整等（第 19 条―第 21 条）

第 6 章 雑則（第 22 条―第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。

以下「条例」という。）の施行に関しては、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成 25 年大阪市規則第 160 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において「外郭団体の指定」とは、条例第 2 条第 1 項各号に掲げる法人を外郭団体として同項の市規則において定めることを決定することをいう。
- 3 この要綱において「外郭団体の指定解除」とは、条例第 2 条第 1 項の市規則において外郭団体として定められた法人を外郭団体としないことを決定することをいう。
- 4 この要綱において「関与」とは、法人の組織、運営又は事業活動（以下「事業経営」という。）に対する影響力を保有することになる次に掲げるものをいう。
 - (1) 当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）への出資
 - (2) 公開の競争による選考によらずに当該法人を相手方として行われる次に掲げる行為（当該法人を相手方とすることが法令で定められているもの及び実費弁償として行われるものその他の財産上の利益の供与に当たらないものを除く。）（以下「財政的支援」という。）

- ア 当該法人の運営又は事業活動を援助することを目的として行われる補助金の交付、金銭の貸付けその他の融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下「融資」という。）
 - イ 法令又は条例、規則等に基づく事務の委託及びその対価の支払い。
 - ウ 負担金又は分担金の交付
 - エ 本市の支出の原因となる契約その他の取決めの締結及び当該取決めにに基づく対価の支払い。
- (3) 本市の職員を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 3 条第 2 項に規定する派遣職員又は同法第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者として当該法人の役員（取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、監査役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は従業員の業務に専ら従事させること（以下「職員派遣等」という。）。
- (4) 本市の職員を当該法人の役員に就任させること（前号に該当するものを除く。）。
- (5) 当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を当該法人の役員に就任させること。
- 5 この要綱において「監理」とは、次に掲げる事項を着実に実施するため、関与による影響力を通じて、外郭団体等の事業経営について、その状況を把握し必要な指導及び調整をすることをいう。
- (1) 条例第 4 条、第 5 条及び第 7 条から第 12 条までに定める事項
 - (2) この要綱及びこの要綱に基づき定められた規程の規定により外郭団体等に行わせることとされた事項
 - (3) その他外郭団体等に対する本市の関与の適正性及び透明性の確保並びに外郭団体を通じた本市の行政目的又は施策の効率的かつ効果的な達成を図るために必要な事項
- 6 この要綱において「監理対象出資法人」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める関与に関する要件を満たす出資法人及び大阪市住宅供給公社（外郭団体である場合を除く。第 2 号において同じ。）をいう。
- (1) 株式会社 次のいずれかに該当すること。
 - ア 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の 2 分の 1 以上であること。
 - イ 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 本市の財政的支援があること。
 - (イ) 職員派遣等により本市の職員が役員に就任していること。
 - (ウ) 本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。
 - ウ 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の 4 分の 1 未満であり、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 一の事業年度における総収入に占める本市の財政的支援による収入の割合又は貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市の融資の割合が 2 分の

1 を超えていること。

(イ) 職員派遣等により本市の職員が役員に就任していること又は本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

(2) 非営利法人（大阪市住宅供給公社を除く。） 次のいずれにも該当すること。

ア 本市の財政的支援があること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 本市の職員派遣等があること。

(イ) 職員派遣等によらずに本市の職員が役員に就任していること。

(ウ) 本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

7 この要綱において「監理対象団体」とは、外郭団体及び監理対象出資法人をいう。

8 この要綱において「本市退職者」とは、本市を退職した者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員としての職員の退職管理に関する条例（平成 24 年大阪市条例第 72 号）第 6 条の規定による勤続期間が 20 年以上であった者

(2) 職員の退職管理に関する規則（平成 24 年大阪市人事委員会規則第 9 号）第 14 条各号に掲げる職に就いていた者

9 この要綱において「所属」とは、大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局、危機管理室及び区役所をいう。

10 この要綱において「所管所属」とは、外郭団体等に対する関与に係る事務を所掌する所属をいう。

（外郭団体等に対する関与及び監理に関する事務の分掌）

第 3 条 所管所属は、当該所属における外郭団体等に対する本市の関与の適正性及び透明性の確保並びに外郭団体等の監理に関する業務（以下「監理等業務」という。）を所掌する。

2 総務局は、外郭団体の指定及び外郭団体の指定解除に関する事務並びに所管所属の監理等業務の総合的な指導及び調整に関する事務を所掌する。ただし、特定団体（アジア太平洋トレードセンター株式会社、株式会社湊町開発センター及びクリスタ長堀株式会社をいう。以下同じ。）の経営再建のための監理の総合的な指導及び調整に関する事務については、市政改革室が所掌する。

（監理対象団体監理委員会）

第 4 条 所管所属における監理対象団体の監理等業務を着実に遂行するため、監理対象団体の所管所属に監理対象団体監理委員会（以下「監理委員会」という。）を置く。

2 監理委員会は、所管所属の所属職員で組織する。

- 3 監理委員会の長として委員長を置き、所管所属の長（教育委員会事務局にあっては教育次長、危機管理室にあっては危機管理監。以下「所管所属長」という。）をもって充てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、監理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所管所属長が定める。

（監理主幹）

第5条 監理対象団体の所管所属に監理主幹を置く。

- 2 監理主幹は、所管所属における外郭団体等の監理等業務のうち次に掲げる業務を担当する。
 - (1) 所管する外郭団体等に対する当該所属による関与の適正性及び透明性の確保に係る総合的な指導及び調整に関すること。
 - (2) 所管する外郭団体の事業経営に係る本市の事務を担当する課長が行う監理等業務の指導及び調整に関すること。
 - (3) その他所管所属長が必要と認める業務
- 3 監理主幹は、課長又はこれに相当する職にある者のうちから所管所属長が選任する。

第2章 外郭団体の指定

（外郭団体の指定）

第6条 総務局長は、外郭団体の指定に関する基準を定めなければならない。

- 2 総務局長は、前項の基準を制定し又は改正しようとするときは、あらかじめ大阪市外郭団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 総務局長は、第1項の基準を制定し又は改正したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 所管所属長は、所管する出資法人について外郭団体の指定をしようとするときは、次に掲げる事項及び当該出資法人が第1項の基準に該当することを具体的に明らかにして総務局長に依頼しなければならない。
 - (1) 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容
 - (2) 当該法人以外の法人その他の団体によっては前号の行政目的又は施策を達成することが困難である理由
 - (3) 第1号の行政目的又は施策を達成するために当該法人に求める役割
 - (4) 当該法人に前号の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由
- 5 所管所属長は、所管する外郭団体の事業経営の実施状況その他当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の達成状況、当該外郭団体に求める役割に係る社会の環境変化等に常に留意し、所管する外郭団体が第1項の基準に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を明らかにして総務局長に外郭団体の指定解除の依頼をしなければならない。
- 6 総務局長は、前2項の規定による依頼があったときは、条例第2条第5項の規定による評価委員会からの意見聴取の手続をとらなければならない。

第3章 外郭団体等に対する関与

(外郭団体等に対する関与の内容の変更)

第7条 所管所属長は、所管する外郭団体等の事業経営に対する影響力を強化することとなる関与の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

2 総務局長は、前項の規定による協議を受けた場合において、条例第3条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、評価委員会の意見を聴くものとする。

3 所管所属長は、前項の規定による評価委員会の意見が述べられたときは、これを勘案しなければならない。

4 所管所属長は、所管する監理対象団体について第1項に規定する関与の内容の変更以外の関与の内容の変更をしたときは、速やかにその旨を総務局長に報告しなければならない。

5 総務局長は、前項の規定による報告を受けた場合において、条例第3条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、所管所属長に意見を述べるものとする。

6 総務局長は、随時、第1項の規定による協議を受けた外郭団体等に対する関与の内容の変更及び第4項の規定による報告を受けた監理対象団体に対する関与の内容の変更を取りまとめ、評価委員会に報告しなければならない。この場合において、前項の規定により意見を述べたときは、その内容を併せて報告しなければならない。

7 所管所属長は、前項の規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、これを勘案して必要な措置をとらなければならない。

(監理対象団体に対する関与の状況の公表)

第8条 条例第4条の規定により外郭団体に対する関与の状況として公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

(2) 当該外郭団体以外の法人その他の団体によっては前号の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

(3) 第1号の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

(4) 当該外郭団体に前号の役割を果たさせる上で本市が当該外郭団体の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該外郭団体の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(5) 当該外郭団体に関する次に掲げる事項

ア 本市の資本金等の出資又は出えんの額及び資本金等の総額に占める割合（当該外郭団体が株式会社であるときは、本市が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合）

イ 本市の財政的支援の内容並びに一の事業年度における当該法人の総収入に占める本市の財政的支援の割合及び貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市の融資の割合

ウ 職員派遣等並びに本市の職員及び本市退職者による役員及び評議員への就任の状況

エ その他当該法人の事業経営に対する影響力を有する根拠等となる事項

- 2 本市は、条例第4条の規定による外郭団体に対する関与の状況の公表のほか、監理対象出資法人に対する本市の関与の適正性及び透明性を確保するため、同条の規定の例により、監理対象出資法人に関する前項第5号に掲げる事項を公表するものとする。

第4章 外郭団体等の監理

第1節 基本原則

(外郭団体等の監理の基本原則)

第9条 外郭団体等の監理は、本市との関係の適正性及び透明性の確保又は本市の行政目的又は施策の効率的かつ効果的な達成を図ることを目的として行われるものであることを踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 本市退職者の外郭団体等の役員又は従業員としての採用その他本市退職者に関する本市と外郭団体等との関係（以下「本市退職者に関する本市との関係」という。）が適正で透明性の高いものとなるようにすること。
- (2) 外郭団体の事業経営が当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容及び当該行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割に即したものであるようにすること。

第2節 監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性及び透明性の確保

(監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性の確保)

第10条 総務局長は、監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために監理対象団体に行わせる事項に関する指針（以下「本市退職者に関する指針」という。）を定めなければならない。

- 2 本市退職者に関する指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本市退職者を監理対象団体の役員又は従業員として採用する場合の手続に関する事項
- (2) 監理対象団体（地方独立行政法人である監理対象団体を除く。次号において同じ。）において本市退職者である役員に支払われる報酬の上限額に関する事項
- (3) 本市退職者である監理対象団体の役員及び従業員の退職金に関する事項
- (4) 本市退職者を監理対象団体の役員及び従業員として在職させることができる年齢の上限に関する事項
- (5) 監理対象団体における本市退職者の役員への就任の状況その他の監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係に関し本市に報告すべき事項
- (6) その他監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために必要な事項

- 3 総務局長は、本市退職者に関する指針を制定し又は改正しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

- 4 総務局長は、本市退職者に関する指針を制定し又は改正したときは、遅滞なく、その内容を

公表するとともに、所管所属長を通じて各監理対象団体に通知しなければならない。

- 5 所管所属長は、所管する監理対象団体が本市退職者に関する指針を遵守するよう適切に監理を行わなければならない。

(監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性の確保)

第 11 条 総務局長は、監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性を確保するため、毎年度、各監理対象団体の次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 本市退職者に関する指針の定めるところに従い本市退職者に関し監理対象団体から報告を受けた事項（本市において公表され又は公表することが予定されている事項及び大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 7 条の規定に照らして公表することが適当でないと合理的に認められる事項を除く。）
- (2) その他本市退職者に関する指針の定めるところに従い監理対象団体から報告を受けた事項であって、当該監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の透明性を確保するために必要と認める事項

第 3 節 本市の行政目的又は施策の達成のための外郭団体の監理

(中期目標)

第 12 条 所管所属長は、おおむね 3 年以上 5 年以下の期間において所管する外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該外郭団体に提示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で所管所属長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項
- (3) その他当該外郭団体の事業経営に関する事項で本市の行政目的又は施策の達成のために必要と認めるもの。

- 3 所管所属長は、中期目標を定め又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その内容について、監理委員会を開催して審議するとともに、総務局長を通じて評価委員会の意見を聴かななければならない。

(中期計画)

第 13 条 所管所属長は、所管する外郭団体に対し、本市と協議して、中期目標に基づき当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成するよう求めなければならない。

- 2 中期計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業経営の実施に関する事項
- (2) 中期目標の期間における各事業年度の前号の事業経営についての目標
- (3) その他所管所属長が当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役

割を果たすために必要と認める事業経営に関する事項

- 3 所管所属長は、所管する外郭団体が作成する中期経営計画その他の事業経営に関する中期的な計画（以下この項及び次項において「中期経営計画」という。）において前項各号に掲げる事項に相当する事項が定められているときは、当該中期経営計画を中期計画とみなすことができる。
- 4 所管所属長は、所管する外郭団体が中期計画（前項の規定により中期経営計画が中期計画とみなされる場合にあつては、当該中期経営計画のうち第2項各号に掲げる事項に相当する事項に係る部分。以下同じ。）を変更しようとするときは、あらかじめ本市に協議するよう求めなければならない。
- 5 所管所属長は、第1項又は前項の規定による協議を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催し、その内容について審議しなければならない。
- 6 所管所属長は、第1項又は第4項の規定による協議を受けた場合において、これに同意したときは、速やかに、当該中期計画又は変更後の中期計画を公表するとともに、当該中期計画又は変更後の中期計画の内容を総務局長に報告しなければならない。
- 7 総務局長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、所管所属長に意見を述べるものとする。
- 8 総務局長は、第1項又は第4項の規定による協議を経て作成し又は変更された中期計画の内容を評価委員会に報告しなければならない。この場合において、前項の規定により意見を述べたときは、その内容を併せて報告しなければならない。
- 9 所管所属長は、前項の規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、所管する外郭団体に対し、これを勘案するよう求めなければならない。
- 10 所管所属長は、所管する外郭団体の中期計画が前条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、当該外郭団体に対し、中期計画を変更すべきことを求めるものとする。

（年度計画）

- 第14条 所管所属長は、所管する外郭団体に対し、毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後1月を経過する日までに、中期計画に基づき、当該事業年度の事業経営に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、本市に提出するよう求めなければならない。
- 2 出資法人について新たに外郭団体の指定をする場合における当該出資法人の外郭団体の指定に係る市規則の規定の施行の日の以後最初に開始する事業年度の年度計画についての前項の規定の適用については、同項中「毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後1月を経過する日」とあるのは「期限を定めて」とする。
 - 3 所管所属長は、所管する外郭団体が年度計画を変更したときは、当該外郭団体に対し、変更後の年度計画を本市に提出するよう求めなければならない。
 - 4 所管所属長は、第1項又は前項の規定により年度計画の提出を受けたときは、速やかに、当該年度計画を公表し、その内容を総務局長に報告するとともに、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、当該外郭団体に対し、助言等を行い又は必要な措

置を講ずるよう求めるものとする。

(事業経営の評価等に関する指針)

第 15 条 条例第 7 条第 2 項に規定する指針（以下「事業経営の評価等に関する指針」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価の対象とする事項及び評価の視点
 - (2) 外郭団体が行う毎事業年度の経営評価の実施方法
 - (3) 外郭団体が行う中期目標の期間を通じた経営評価の実施方法
 - (4) 外郭団体が行った経営評価の結果に対する本市の評価の実施方法
 - (5) 経営評価及び本市の評価の結果の外郭団体の事業経営への反映に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、事業経営の評価等に関する指針については、総務局長が定める。
- 3 総務局長は、前項の規定により事業経営の評価等に関する指針を制定しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。事業経営の評価等に関する指針を改正しようとするときも、同様とする。
- 4 総務局長は、事業経営の評価等に関する指針を制定し又は改正したときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、所管所属長を通じて各外郭団体に通知しなければならない。
- 5 所管所属長は、所管する外郭団体が事業経営の評価等に関する指針を遵守するよう適切に監理を行わなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第 16 条 所管所属長は、所管する外郭団体について事業経営の評価等に関する指針に基づき中期目標の期間を通じた評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、中期目標の期間における当該外郭団体の事業経営による本市の行政目的又は施策の達成状況、当該行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割に係る社会の環境変化その他本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、外郭団体の指定解除その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 所管所属長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、総務局長を通じて評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 所管所属長は、第 1 項の検討の結果及び前項の規定による評価委員会の意見並びに第 1 項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(外郭団体に事前協議を求める事項)

- 第 17 条 所管所属長は、所管する外郭団体が次に掲げる事項を行おうとするときは、当該外郭団体に対し、あらかじめ本市に協議するよう求めなければならない。
- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める合併、会社分割、株式交換、株式移転その他これらに相当する事項又は解散
 - (2) 資本金等の変更
 - (3) 役員又は評議員の定員の変更

- (4) 多額の借財
 - (5) 当該外郭団体以外の法人の資本金等への出資又は出金
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれ又は当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがあると認める事項
 - (7) 監査役、監事その他の法人の業務執行の適正性を監査する役員の全員の弁護士、公認会計士又は税理士以外の者からの選任
- 2 前項に定めるもののほか、所管所属長は、所管する外郭団体で条例第2条第1項第1号に掲げる法人であるものが、次に掲げる事項で当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動に係るものを行おうとするときは、当該外郭団体に対し、あらかじめ本市に協議するよう求めなければならない。
- (1) 定款の変更
 - (2) 事業の譲渡及び譲受け
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動に影響を及ぼすおそれがあると認める事項

(特定団体の経営再建のための監理の特例)

第18条 特定団体の経営再建のための監理については、この節(第15条(第3項を除く。))を除く。)の規定にかかわらず、市政改革室長の定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条第1項第3号中「外郭団体が行う中期目標の期間」とあるのは「特定団体が行う中期経営再建目標の期間(おおむね3年以上5年以下の期間の範囲内で所管所属長が定める期間において当該特定団体が達成すべきものとして当該所管所属長が定める経営再建に関する目標における所管所属長が定めた当該期間をいう。)」と、同条第2項及び第4項中「総務局長」とあるのは「市政改革室長」とする。

第5章 総務局における総合的な指導及び調整等

(所管所属における審議)

第19条 所管所属長は、所管する監理対象団体から本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意を求められたとき又は第17条第1項若しくは第2項の規定による協議を受けたときは、監理委員会を開催し、その内容について審議しなければならない。

(総務局長への事前協議等)

第20条 所管所属長は、所管する監理対象団体から本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意を求められた場合又は所管する外郭団体から第17条第1項の規定による協議を受けた場合において、これに同意しようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

- 2 総務局長は、前項の規定により本市退職者に関する指針の規定に基づく本市の同意についての協議を受けたときは、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、総務局長は、第1項の規定により第17条第1項各号に掲げる事項

についての協議を受けた場合において必要があると認めるときは、評価委員会の意見を聴くものとする。

- 4 所管所属長は、前2項の規定による評価委員会の意見が述べられたときは、監理対象団体に対し、これを勘案するよう求めなければならない。
- 5 所管所属長は、第17条第2項の規定による協議を受けた場合において、これに同意したときは、速やかにその旨を総務局長に報告しなければならない。
- 6 総務局長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該外郭団体の適正かつ効果的な監理のため必要があると認めるときは、所管所属長に意見を述べるものとする。
- 7 総務局長は、随時、第17条第1項及び第2項の規定による協議を経て行われた同条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項を取りまとめ、評価委員会に報告しなければならない。この場合において、前項の規定により意見を述べたときは、その内容を併せて報告しなければならない。
- 8 所管所属長は、前項の規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、外郭団体に対し、これを勘案するよう求めなければならない。

(総務局長に対する報告等)

第21条 総務局長は、所管所属における監理対象団体の監理等業務の適切かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、所管所属長に対し、所管する監理対象団体の次に掲げる事項について報告を求めることができる。

- (1) 年次ごとの経営状況
 - (2) 予算、決算、事業計画及び事業実績に関する事項
 - (3) 監査役又は監事の監査報告及び会計監査人の監査報告に関する事項
 - (4) 諸規程の整備及び改廃等に関する事項
 - (5) 解散に伴う清算に関する事項
 - (6) 事件、事故等に関する事項
 - (7) 報道発表等により公表を行う事項
 - (8) 役員及び従業員の報酬、給与、在職期間等の状況及びこれらに関する規程
- 2 総務局長は、監理対象団体の監理等業務に係る連絡調整を図るため、随時、関係する所属長を招集して監理会議を行うものとする。
 - 3 総務局行政部法人担当課長は、監理対象団体の監理等業務の効果的かつ効率的な実施を図るため、随時、監理主幹又は関係所属の主管課長を招集して監理主幹会議を行うものとする。

第6章 雑則

(違反事実の公表)

第22条 所管所属長は、監理対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該監理対象団体に対し改善措置を講ずべきことを求めるとともに、当該監理対象団体の名称、当該該当する事実の内容及び当該監理対象団体が講じた改善措置の内容を総務局長に報告しなければならない。

- (1) この要綱の規定に基づく本市の求めに応じないとき。
 - (2) 本市退職者に関する指針又は事業経営の評価等に関する指針に違反したとき。
- 2 総務局長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 23 条 条例及びこの要綱の規定に基づく公表は、本市のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(細目の委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のための手続その他この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 項の規定は、この要綱の制定の日から施行する。

(大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱の廃止)

- 2 大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱（平成 25 年 7 月 1 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき所管所属に設置されている外郭団体監理委員会は、第 4 条第 1 項の規定に基づき設置された監理対象団体監理委員会とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき監理主幹に選任されている者は、第 5 条第 3 項の規定に基づき選任された監理主幹とみなす。
- 5 この要綱の施行の際現に第 13 条第 3 項に規定する中期経営計画を作成している外郭団体であつて当該中期経営計画の期間が令和 3 年 3 月 31 日までに終了する外郭団体については、当該中期経営計画の期間が終了するまでの間は、同条及び第 14 条の規定は、適用しない。
- 6 前項に規定する外郭団体以外の外郭団体のこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に開始する事業年度の年度計画についての第 14 条第 1 項の規定の適用については、同項中「毎事業年度、遅くとも当該各事業年度開始後 1 月を経過する日」とあるのは「期限を定めて」とする。

(準備行為)

- 7 第 6 条第 1 項の規定による基準、第 10 条第 1 項及び第 15 条第 2 項（第 18 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指針並びに第 12 条第 1 項の規定による中期目標の制定、第 6 条第 2 項、第 10 条第 3 項、第 12 条第 3 項及び第 15 条第 3 項の規定による評価

委員会への諮問その他この要綱の施行のために必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則（令和３年６月９日総務局長決裁）
この改正要綱は、令和３年７月１日から施行する。

大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程

制 定 令和2年1月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「施行要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、外郭団体の指定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）及び施行要綱において使用する用語の例による。

(条例第2条第1項第1号に掲げる法人に係る外郭団体の指定基準)

第3条 条例第2条第1項第1号に掲げる法人に該当するものとして外郭団体の指定をする法人は、地方独立行政法人である出資法人以外の出資法人で次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 本市が果たすべき役割を補完し又は代替する事業活動であって次のいずれにも該当するものを行うことを目的としていること。

ア 次のいずれかに該当し、かつ、当該事業活動を活用するという方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難であるもの。

(イ) 実施することができる他の民間の主体（営利法人、公益法人、NPO等をいう。以下同じ。）が見いだし難いもの。

(ロ) 他の民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの。

(ハ) 民間の主体のみでは実施することが困難であり、軌道に乗るまでの間、本市が財政的支援、職員派遣等、職員による役員就任その他の支援をする必要があるもの。

(ニ) 本市の主導の下で本市の事務又は事業と連携して実施する必要があるもの。

(ホ) その他本市の関与を必要とする客観的で合理的な理由があるもの。

イ 本市の行政目的又は施策を達成する上で指導及び調整をする必要があるもの。

ウ 本市の行政目的又は施策を達成する上で監理という手法が他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるもの。

(2) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 株式会社 次のいずれかに該当すること。

(イ) 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の2分の1以上であること。

(ロ) 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の4分の1以上2分の1未満であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A 本市の財政的支援があること。

B 職員派遣等により本市の職員が役員に就任していること。

C 本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

(ウ) 本市が保有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権の数の4分の1未満であり、かつ、次のいずれにも該当すること。

A 一の事業年度における総収入に占める本市の財政的支援による収入の割合又は貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市からの融資の割合が2分の1を超えていること。

B 職員派遣等により本市の職員が役員に就任していること又は本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

イ 非営利法人 次のいずれにも該当すること。

(ア) 本市の財政的支援があること。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

A 本市の職員派遣等があること。

B 職員派遣等によらずに本市の職員が役員に就任していること。

C 本市が当該法人の監理をする上で必要があるものとして本市退職者を役員に就任させていること。

2 大阪市住宅供給公社を条例第2条第1項第1号に掲げる法人に該当するものとして外郭団体の指定をするときは、前項第2号の規定は、適用しない。

(条例第2条第1項第2号に掲げる法人に係る外郭団体の指定基準)

第4条 条例第2条第1項第2号に掲げる法人に該当するものとして外郭団体の指定をする法人は、地方独立行政法人である出資法人以外の出資法人で次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 当該法人の事業経営に関し本市が次のいずれにも該当する行政目的を有していること。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 損失補償、債務保証等により本市が当該法人のために負担している債務に係る債権の発生を回避すること。

(イ) 当該法人に対する本市の多額の貸付金債権が回収不能にならないようにすること。

(ウ) その他本市が果たすべき役割を補完し又は代替する事業活動に係る業務以外の本市の業務であって当該法人の事業経営に関連するものを適切に実施すること（当該業務を当該法人の事業経営を通じて行う必要があることについて客観的に合理的な理由がある場合に限る。）。

イ 当該行政目的を達成する上で当該法人の事業経営の指導及び調整をする必要があること。

ウ 当該行政目的を達成する上で監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であること。

(2) 前条第1項第2号に掲げる要件

(指定の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、本市以外のものによる事業経営に対する影響力が大きく、本市がその事業経営に対する影響力を行使することができる範囲が狭い出資法人については、外郭団体の指定をしないことができる。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 大阪市外郭団体の指定及び指定解除について（平成25年7月1日制定）は、廃止する。

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程

制 定 令和2年2月10日

最近改正 令和5年9月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「施行要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、本市退職者の採用等における本市と監理対象団体との関係の適正性を確保するために監理対象団体が行うべき事項に関する指針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）及び施行要綱において使用する用語の例による。

(本市退職者を役員及び従業員として採用する場合の手続)

第3条 監理対象団体は、役員及び従業員の採用に際して本市退職者を選考の対象に含めるときは、公募による選考により採用する者を決定するものとする。

2 前項の規定による公募による役員の選考は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 募集に係る役員に期待される職務内容を具体的に明らかにするとともに、本市退職者が選考に際して有利となるような募集要件を付さないこと。
- (2) 募集期間は1か月以上とし、就職支援会社等を活用するなどより多くの応募があるよう工夫すること。
- (3) 募集情報を本市のウェブサイトに掲載することができるよう必要な情報を本市に提供するとともに、当該監理対象団体のウェブサイトから本市のウェブサイト上の当該提供された情報を掲載したウェブページを閲覧できるようにすること。
- (4) 本市退職者に対する求人に係る情報の提供は、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第47条第5項に規定する人材データベース制度を利用して行うこと。
- (5) 選考に際しては、次に定めるところにより、役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その議を経ること。

ア 選考委員会は、当該監理対象団体の事務又は事業に係る業界に通じ、かつ、当該監理対象団体からの独立性を有する外部有識者を含む3人以上の者で組織されること。

イ 選考委員会の委員のうち次に掲げる者及び当該監理対象団体の従業員である委員（ウにおいて「内部委員等」という。）の合計は、現に在任する委員の総数の2分の1以下であること。

(7) 当該監理対象団体の役員（社外取締役及び社外監査役並びにこれらに相当するものを

除く。以下この号において同じ。)及び役員であった者

- (イ) 当該監理対象団体の相談役、顧問等（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず報酬その他の対価を得て当該監理対象団体の業務を行う者をいい、役員に該当する者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の専門的知識及び技術に関する資格を有する者で当該監理対象団体との間で締結した当該監理対象団体の事務又は事業に係る当該専門的知識及び技術に関する事項に関する契約に基づき就任しているもの（当該契約を締結している者が専門的知識及び技術に関する資格を有する者を社員とする法人である場合における当該契約に基づく業務に従事するものとして就任している当該法人の社員を含む。）を除く。以下同じ。）及び相談役、顧問等であった者

- (ウ) (ア)及び(イ)に該当しない本市職員及び本市退職者

ウ 選考委員会は、現に在任する委員の過半数が出席し、かつ、出席する委員の2分の1以上が内部委員等以外の委員でなければ、会議を開き、議決することができないこと。

エ 選考委員会の選考は評点方式で行うとともに、あらかじめ選考委員会において選考の実施回数、各回における書類審査、面接その他の選考方法、評価項目、配点、合否判定基準及び各回における合格者数（第7項において「選考基準」という。）を定めること。

- (6) 本市退職者を役員に採用しようとするときは、大阪市職員基本条例所定の手続を経ていることを確認すること。

- (7) 他の監理対象団体の役員である本市退職者の役員への採用は、当該役員の職務の遂行に支障がなく、かつ、必要最小限のものとすること。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、公募による選考によらずに本市退職者を役員に採用することができる。

- (1) 当該役員には報酬を支給しないこととされているとき。

- (2) 施行要綱第3条第2項に規定する特定団体の役員に採用する場合であって、本市が当該特定団体の事業経営を監理する上で当該本市退職者を役員に就任させる必要があるものとして同意しているとき。

- (3) 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、本市が当該監理対象団体の事務又は事業を実施する上で当該本市退職者を役員に就任させる必要があるものとして同意しているとき。

- (4) 本市退職者である役員で当該監理対象団体の事務又は事業に係る特定の事項に関する特別の知識又は経験を有するものをその任期が満了した後に引き続いて役員に採用する場合であって、本市が当該特定の事項に関する業務を実施する上で当該本市退職者が必要であることについて客観的に合理的な理由があるものとして同意しているとき。

- (5) 本市が、役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により専ら当該監理対象団体の事業経営を支援するため暫定的に就任するものとして同意しているとき。

- 4 監理対象団体は、第1項の規定により役員の公募をしようとするときは、あらかじめ当該公募に係る役員の職務内容及び募集要件を本市に報告するものとする。この場合において、本市は、当該報告に係る役員の職務内容及び募集要件が第2項第1号の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、大阪市外郭団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を

聴くものとする。

- 5 本市は、前項の規定による評価委員会の意見が述べられたときは、その意見の内容を当該監理対象団体に通知するとともに、公表するものとする。
- 6 監理対象団体は、前項の規定による通知を受けたときは、評価委員会の意見を勘案して第1項の規定による役員の公募を行うものとする。
- 7 監理対象団体は、本市退職者を役員に採用したときは、速やかに選考委員会における選考基準、選考の経過及び結果並びに当該本市退職者を役員に採用した理由（当該本市退職者が選考委員会の選考結果と異なる者である場合に限る。）を本市に報告するものとする。この場合において、役員に採用した本市退職者が他の監理対象団体の役員を兼ねることとなるときは、当該他の監理対象団体の役員を兼ねることによって当該監理対象団体の役員としての職務の遂行に支障が生じるおそれがない理由を明らかにするものとする。
- 8 本市は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を評価委員会に報告するものとする。この場合において、評価委員会は、当該監理対象団体における本市退職者に関する本市との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、当該報告の内容について調査審議し、意見を述べるものとする。
- 9 第5項の規定は、前項の規定による評価委員会の意見について準用する。
- 10 第1項の規定による従業員の公募による選考は、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 公共職業安定所の職業紹介事業による募集をすること。
 - (2) 募集期間は2週間以上とすること。
 - (3) 募集情報を本市のウェブサイトに掲載することができるよう必要な情報を本市に提供するとともに、当該監理対象団体のウェブサイトから本市のウェブサイト上の当該提供された情報を掲載したウェブページを閲覧できるようにすること。
 - (4) 本市退職者に対する求人に係る情報の提供は、大阪市職員基本条例第47条第5項に規定する人材データベース制度を利用して行うこと。
 - (5) 本市退職者を従業員に採用しようとするときは、大阪市職員基本条例所定の手続を経ていることを確認すること。
- 11 第1項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、公募による選考によらずに本市退職者を従業員に採用することができる。
 - (1) 1週間の労働時間及び1か月の労働日数が正社員の4分の3以上であり、かつ、2か月以上雇用される見込みがあるものとして法人等に雇用される従業員ではないこと。
 - (2) 非常勤又は臨時の従業員の給与について、給与表等、具体的な支給額が明記され、裁量の余地なく客観的に算定しうる当該監理対象団体が定めた規程の適用を受けること。
 - (3) 第7条に定める相談役、顧問等への専任又は顧問契約等に該当しないこと。

（本市退職者である役員に支払われる報酬の上限額等）

- 第4条 監理対象団体は、本市退職者である役員に支払う報酬の年額について、次の各号に掲げる役員の区分に応じ当該各号に定める金額を超えない範囲内において、その上限とする金額（次項から第5項までにおいて「報酬年額上限額」という。）を定めるものとする。

- (1) 当該監理対象団体を代表する権限を有する役員 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額
- ア 当該監理対象団体の従業員の最高の職位の基本給の最低の号給の月額に 14 を乗じて得た金額（その額に 10 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「報酬基礎額」という。）に 10 分の 21 を乗じて得た金額
- イ 1,000 万円
- (2) 副社長、副理事長、専務取締役、専務理事その他これらに相当する役員（前号に該当する役員を除く。） 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額
- ア 報酬基礎額に 10 分の 17 を乗じて得た金額
- イ 800 万円
- (3) 常務取締役、常務理事その他これらに相当する役員（第 1 号に該当する役員を除く。） 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額
- ア 報酬基礎額に 10 分の 15 を乗じて得た金額
- イ 800 万円
- (4) 前 3 号に掲げる役員以外の役員 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額
- ア 報酬基礎額に 10 分の 12 を乗じて得た金額
- イ 700 万円
- 2 監理対象団体は、前項の規定により定めた本市退職者である役員の同項各号に掲げる区分ごとの報酬年額上限額を本市に報告するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- 3 監理対象団体において役員の報酬にその業績を連動させる制度（以下この項から第 5 項までにおいて「業績連動報酬制度」という。）が設けられる場合において、本市退職者である役員の業績連動報酬制度が適用された報酬の年額（以下この項及び第 5 項において「業績連動報酬年額」という。）が当該役員の報酬年額上限額を超える金額となるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該報酬年額上限額に 100 分の 105 を乗じて得た金額（その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。第 5 項において「業績連動報酬年額の上限額」という。）を限度として、業績連動報酬年額を当該役員に支払う報酬の年額とすることができるものとする。
- 4 外郭団体において業績連動報酬制度とは別に役員の報酬に条例第 7 条第 2 項の規定に基づき市長が定める指針の定めるところにより本市の行政目的又は施策の実現に相当程度寄与するものであると本市が評価した事業経営の実績に係る当該役員の業績を連動させる制度（以下この項及び次項において「行政貢献インセンティブ制度」という。）が設けられる場合において、本市退職者である役員の行政貢献インセンティブ制度が適用された報酬の年額（以下この項及び次項において「行政貢献連動報酬年額」という。）が当該役員の報酬年額上限額を超える金額となるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該報酬年額上限額に 100 分の 105 を乗じて得た金額（その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。次項において「行政貢献連動報酬年額の上限額」という。）を限度として、行政貢献連動報酬年額を当該役員に支払う報酬の年額とすることができるものとする。
- 5 外郭団体において行政貢献インセンティブ制度及び業績連動報酬制度が設けられ、本市退職者である役員に行政貢献インセンティブ制度及び業績連動報酬制度の双方が適用される場合において、当該適用を受けた報酬の年額（以下この項において「行政貢献等連動報酬年額」とい

う。)が当該役員の報酬年額上限額を超える金額となるときは、第1項又は前2項の規定にかかわらず、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加えた金額から第3号に掲げる金額を控除した残額を限度として、行政貢献等連動報酬年額を当該役員に支払う報酬の年額とすることができるものとする。

(1) 当該役員の業績連動報酬年額の上限額（当該役員の業績連動報酬年額が業績連動報酬年額の上限額を下回るときは、業績連動報酬年額）

(2) 当該役員の行政貢献連動報酬年額の上限額（当該役員の行政貢献連動報酬年額が行政貢献連動報酬年額の上限額を下回るときは、行政貢献連動報酬年額）

(3) 当該役員の報酬年額上限額

6 本市退職者である監理対象団体の役員が他の監理対象団体の役員として当該他の監理対象団体から報酬の支払いを受けるときは、当該本市退職者が各監理対象団体から支払いを受けることになる全ての報酬の年額の合計額は、報酬の支払いを受ける各監理対象団体における第1項及び前3項の規定による報酬の年額の上限額のうち最も高い金額を超えてはならないものとする。

7 監理対象団体は、本市退職者である役員に第1項又は第3項から前項までの規定による報酬の年額の上限額を超える金額の報酬を支払おうとするときは、あらかじめ本市の同意を得なければならないものとする。

8 監理対象団体は、本市退職者である役員及び従業員並びに相談役、顧問等には、退職慰労金、退職金その他これに類する金員は支給しないものとする。

（本市退職者を役員及び従業員として在職させることができる年齢の上限）

第5条 監理対象団体は、本市退職者である役員を当該役員が65歳に達する日の属する事業年度に関する定時株主総会、定時社員総会若しくは定時評議員会の終結の時（地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社にあっては、65歳に達する日以後のその任期が満了する日）を超えて在任させないものとする。

2 監理対象団体は、本市退職者である従業員を当該従業員が65歳に達する日の属する事業年度の終了する日を超えて在職させないものとする。

3 次に掲げる職員であった本市退職者である役員及び従業員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「65歳」とあるのは「本市を退職した時に退職に係る定年とされていた年齢に5年を加えた年齢」とする。

(1) 令和5年3月31日までに本市を退職した職員であって、大学教員など本市を退職した時に退職に係る定年が60歳とされていなかったもの

(2) 医師及び歯科医師

4 本市退職者である従業員のうち、次のいずれにも該当する者については、前2項の規定は適用しない。

(1) 1週間の労働時間及び1か月の労働日数が正社員の4分の3以上であり、かつ、2か月以上雇用される見込みがあるものとして当該監理対象団体に雇用される従業員ではないこと。

(2) 非常勤又は臨時の従業員の給与について、給与表等、具体的な支給額が明記され、裁量の

余地なく客観的に算定しうる当該監理対象団体が定めた規程の適用を受けること。

(3) 第7条に定める相談役、顧問等又は顧問契約等の相手方に該当しないこと。

- 5 監理対象団体は、本市退職者である役員又は従業員を第1項又は第2項の規定（これらの規定が第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による期限を超えて役員に在任させ又は従業員として在職させようとするときは、あらかじめ本市の同意を得なければならないものとする。
- 6 前項の規定は、監理対象団体の本市退職者である役員又は従業員が当該監理対象団体を退職した後、1年以内に再び当該監理対象団体の役員又は従業員に採用される場合においても適用する。

（適用除外等）

第6条 本市退職者のうち次に掲げる者については、前3条の規定は、適用しない。

- (1) 本市の事業の経営形態の見直しにより当該事業が監理対象団体に移管されたことに伴い、法令の規定に基づく本市から当該監理対象団体への職員の引継ぎにより当該監理対象団体の役員又は従業員となった者
- (2) 前号に掲げる者のほか、本市の事業の経営形態の見直しにより当該事業が監理対象団体に移管された際に当該事業に係る業務に相当する業務を行う本市の内部組織の職員であった本市退職者で当該監理対象団体への事業の移管に伴い本市を退職して当該監理対象団体の役員又は従業員に採用された者
- 2 地方独立行政法人については、第4条（第6項及び第7項を除く。）の規定は、適用しない。
- 3 本市退職者である地方独立行政法人の役員に対する第4条第6項及び第7項の規定の適用については、同条第6項中「他の監理対象団体の役員」とあるのは「監理対象団体（地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）の役員」と、「他の監理対象団体から」とあるのは「監理対象団体から」と、「各監理対象団体から」とあるのは「当該地方独立行政法人及び当該各監理対象団体から」と、「報酬の支払いを受ける各監理対象団体」とあるのは「当該地方独立行政法人の役員としての報酬の年額並びに報酬の支払いを受ける当該各監理対象団体」と、同条第7項中「第1項又は第3項から前項まで」とあるのは「前項」とする。

（本市退職者の顧問、相談役等への就任等に係る報告）

第7条 監理対象団体は、本市退職者を相談役、顧問等に選任し、又は本市退職者との間で顧問契約等（顧問契約、業務委託契約その他いかなる名称であるかを問わず、当該監理対象団体の事務又は事業に関し対価を得て役務を提供することを約する契約をいう。以下同じ。）を締結し若しくは当該顧問契約等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を本市に報告するものとする。この場合において、本市は、当該報告の内容が本市退職者に関する本市と監理対象団体との関係の適正性の確保の観点から適当なものであるかどうかについて、評価委員会の意見を聴くものとする。

- (1) 当該本市退職者の氏名並びに本市を退職した時の所属及び補職
- (2) 当該相談役、顧問等が行う業務又は当該顧問契約等に基づき当該本市退職者から提供を受

ける役務の内容

- (3) 当該本市退職者を相談役、顧問等に選任し、又は顧問契約等（顧問契約等の内容を変更しようとするときは、変更後の顧問契約等）の相手方とする理由（当該本市退職者が第3条第2項の規定の例により公募による選考によって相談役、顧問等に選任された場合及び公開の競争による選考によって顧問契約等の相手方とされた場合を除く。）
 - (4) 当該本市退職者に支払う報酬その他の対価の額
 - (5) その他本市が必要と認める事項
- 2 本市は、前項後段の規定による評価委員会の意見が述べられたときは、その意見の内容を当該監理対象団体に通知するとともに、公表するものとする。
 - 3 監理対象団体は、前項の規定による通知を受けたときは、当該相談役、顧問の選任又は顧問契約等の締結若しくは変更に関し、評価委員会の意見を勘案して必要な措置をとるものとする。
 - 4 監理対象団体は、本市退職者を相談役、顧問等に選任し、又は本市退職者との間で顧問契約等を締結し若しくは当該顧問契約等の内容を変更しようとするに当たり、第1項の規定により本市に報告をした事項を変更したときは、速やかにその旨及び変更した理由を本市に報告するものとする。

（本市の求めに対する報告）

第8条 監理対象団体は、毎年度、本市の求めに応じて、次に掲げる事項を本市に報告するものとする。

- (1) 本市退職者である役員及び相談役、顧問等の氏名及び役職名（当該年度に新たに就任した本市退職者については、その旨を含む。）
- (2) 本市退職者である役員及び相談役、顧問等に支払う報酬その他の対価の額
- (3) 本市退職者との間で締結された顧問契約等に関する次に掲げる事項
 - ア 相手方である本市退職者の氏名（当該年度に新たに顧問契約等を締結した本市退職者については、その旨を含む。）
 - イ 当該本市退職者から提供を受ける役務の内容
 - ウ 当該本市退職者に支払う対価の額
- 2 監理対象団体は、本市が本市退職者である役員若しくは相談役、顧問等（役員若しくは相談役、顧問等であった者を含む。以下同じ。）の職務の執行状況又は本市退職者との間で締結された顧問契約等の履行状況について報告を求めたときは、速やかに報告書を作成し、必要に応じて出社票、会議等の議事録、業務報告書その他の事実を証明することができる書面を添付してこれを本市に提出するものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、監理対象団体は、本市が本市退職者である役員若しくは相談役、顧問等に支払われた報酬その他の対価又は顧問契約等に基づき本市退職者に支払われた対価の額について報告を求めたときは、速やかに報告書を作成し、必要に応じて事業報告、法人税申告書別表「役員報酬手当等の内訳書」、支出伝票その他の事実を証明することができる書面を添付してこれを本市に提出するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、監理対象団体は、本市が本市退職者に関する本市と監理対象団

体との関係の適正性を確保するために必要があるとして報告を求めたときは、速やかに求められた事項について報告書を作成し、必要に応じて関係書類その他の当該求められた事項に係る事実を証明することができる書面を添付してこれを本市に提出するものとする。

(本市による公表等のために講ずべき措置)

第9条 監理対象団体は、本市退職者である役員及び相談役、顧問等並びに顧問契約等を締結した本市退職者の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む。以下この項において同じ。）が、この規程の規定に基づき本市に提供され、本市において施行要綱第11条の定めるところに従い公表されることについて、あらかじめ、当該個人に関する情報の本人である本市退職者の同意を得る手続をとるものとする。

2 前項に定めるもののほか、監理対象団体は、第3条から前条までに規定する事項を着実に行うために必要な規程の整備その他の措置を講ずるものとする。

(施行の細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドラインの廃止)

2 大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドライン（平成18年6月5日市長決定。以下「旧ガイドライン」という。）は、廃止する。

(監理対象団体の役員及び従業員の採用に関する経過措置)

3 この規程の施行の日以後に行われる監理対象団体の役員及び従業員の採用であって、同日前に選考手続が終了しているものについては、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(本市退職者である監理対象団体の役員の報酬に関する経過措置)

4 この規程の施行の際現に監理対象団体の役員である本市退職者及びこの規程の施行の日前に監理対象団体による選考手続が終了し同日以後に役員に採用される本市退職者であって、第4条第1項の規定により当該監理対象団体が定める同項に規定する報酬年額上限額が同日以後に支払いを受けることとなっていた報酬の年額を下回ることとなる者に支払う報酬の年額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 本市退職者である外郭団体の役員のうち前項の規定によりなお従前の例によることとされた者の報酬の年額に対する第4条第3項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「当該役員の報酬年額上限額」とあるのは「附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた当該役員の報酬の年額の上限額（以下「従前の例による報酬年額上限額」という。）」

と、「第1項の規定」とあるのは「同項の規定によりなお従前の例によることとされた当該役員の報酬についての旧ガイドラインの定め」と、「当該報酬年額上限額」とあるのは「従前の報酬年額上限額」と、同条第4項中「当該役員の報酬年額上限額」とあるのは「従前の例による報酬年額上限額」と、「第1項の規定」とあるのは「附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた当該役員の報酬についての旧ガイドラインの定め」と、「当該報酬年額上限額」とあるのは「従前の例による報酬年額上限額」と、同条第5項中「当該役員の報酬年額上限額を」とあるのは「当該役員の従前の例による報酬年額上限額を」と、「第1項又は」とあるのは「附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた当該役員の報酬についての旧ガイドラインの定め又は附則第5項の規定により読み替えられた」と、同項第3号中「当該役員の報酬年額上限額」とあるのは「当該役員の従前の例による報酬年額上限額」と、同条第6項中「第1項及び」とあるのは「当該本市退職者の従前の例による報酬年額上限額及び附則第6項の規定により読み替えられた第4条第3項に規定する従前の例による報酬年額並びに第1項及び前3項（附則第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第7項中「第1項又は」とあるのは「従前の例による報酬年額上限額又は附則第5項の規定により読み替えられた」とする。

- 6 本市退職者である監理対象出資法人の役員のうち附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた者の報酬の年額に対する第4条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、同条第3項中「当該役員の報酬年額上限額」とあるのは「附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた当該役員の報酬の年額（以下「従前の例による報酬年額」という。）」と、「第1項の規定にかかわらず、当該報酬年額上限額」とあるのは「当該監理対象出資法人が当該本市退職者に支払う業績連動報酬年額は、従前の例による報酬年額」と、「限度として、業績連動報酬年額を当該役員に支払う報酬の年額とすることができる」とあるのは「超えてはならない」と、同条第6項中「第1項及び前3項」とあるのは「当該本市退職者の従前の例による報酬年額及び附則第5項の規定により読み替えられた第4条第3項に規定する従前の例による報酬年額上限額並びに第1項及び前3項（附則第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第7項中「第1項又は第3項から前項まで」とあるのは「従前の例による報酬年額又は附則第6項の規定により読み替えられた第3項若しくは前項」とする。

附 則（令和2年11月6日総務局長決裁）

この改正規程は、令和2年11月6日から施行する。

附 則（令和3年12月9日総務局長決裁）

この改正規程は、令和3年12月9日から施行する。

附 則（令和4年4月27日総務局長決裁）

この改正規程は、令和4年4月27日から施行する。

附 則（令和5年9月12日総務局長決裁）

この改正は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

監理対象団体が行う大阪市退職者を対象とする役員及び従業員の採用選考に当たって
の留意事項

制 定 令和2年11月10日

最近改正 令和4年10月3日

1 趣旨

この留意事項は、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程（以下「退職者指針規程」という。）第10条の規定に基づき、大阪市の監理対象団体が大阪市退職者（大阪世外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「条例施行要綱」という。）第2条第8項に規定する本市退職者に該当する者をいう。以下同じ。）を役員及び従業員として採用するに当たっての選考手続が退職者指針規程第3条の規定にのっとり適正に行われるようにするため、監理対象団体が留意すべき事項を定めるものです。

2 大阪市退職者を役員として採用する場合の留意事項

(1) 役員公募への応募者の募集に当たっての留意事項

ア 募集に係る役員の職務内容や当該役員に期待する行動特性等を募集情報に具体的に明らかにするとともに、大阪市退職者が選考に際して有利となるような募集要件を付さないこと。なお、募集要件について、経歴や公的資格の有無など『応募資格』として応募の受付の段階で客観的に判断する事項」と知識や能力など「募集の段階で『求める人物像』として明示しておき選考過程においてその有無や程度を判断する事項」の双方を挙げるときは、応募しようとする者の誤解を生じることのないよう、これらの区別を明らかにすること。

なお、監理対象団体の運営上支障となるような考慮すべき事項（以下「消極的事項」という。）がある場合には、あらかじめ当該消極的事項を募集要件に明示しておくこと。

イ 募集情報に掲載する募集に係る役員の職務内容や当該役員に期待する行動特性等及び募集要件については、あらかじめ大阪市の別紙1「役員公募に係る職務内容及び募集要件報告書」の例により報告し、大阪世外郭団体評価委員会の意見が述べられたときは、その意見を勘案して必要な変更を行うこと。

ウ 応募者が知り得る情報について大阪市退職者が有利になることのないようその公平性を確保するため、大阪市との関係に関する情報も含め応募者に提供する自団体の情報はすべてウェブサイトに掲載情報として掲載すること。

エ 募集期間は1か月以上とするとともに、就職支援会社を活用するなどして募集情報が周知されるようにすること。

オ 就職支援会社の活用に当たっては、就職支援の態様は定年退職者の再就職支援を目的としたものや転職を目的としたものなど、その目的に応じて様々であると考えられることを踏まえ、役員として求めている人材に即した就職支援会社を適切に選択すること。

カ 募集情報を大阪市のウェブサイトに掲載することができるよう必要な情報を別紙2「役員及び従業員公募連絡票」の例により大阪市の提供するとともに、自団体のウェブサイト

から大阪市のウェブサイト上の当該提供された情報を掲載したウェブページを閲覧できるようにすること。

キ 大阪市退職者に対する募集情報の提供は、大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号）第 47 条第 5 項に規定する人材データバンク制度（以下「大阪市人材データバンク」という。）を利用して行うこと。

ク 大阪市退職者が役員に採用された場合における次に掲げる事項のすべてについて、採用された大阪市退職者である応募者については退職者指針規程第 9 条第 1 項、当該大阪市退職者以外の応募者については同条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ本人である応募者の同意を得ておくこと。なお、同意が得られないときは、応募を受け付けないこと。

(ア) 大阪市退職者が役員に採用されたときは、退職者指針規程第 3 条第 7 項の規定による報告として、応募者の個人情報のうち、役員に採用された大阪市退職者にあつては、その氏名、年齢（当該大阪市退職者の役員としての任期の途中に退職者指針規程第 5 条第 1 項の規定（同条第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。(5)のアにおいて同じ。）による期限が到来する場合に限る。）、大阪市を退職した時の所属及び補職並びに選考過程における評価に関する情報が、当該大阪市退職者以外の応募者にあつては、選考過程における評価に関する情報を特定の個人が識別されないよう加工したものが、それぞれ大阪市に提供されること。

(イ) 大阪市に提供された(ア)記載の情報は、条例施行要綱第 11 条第 1 号の規定に基づき大阪市により公表されるとともに、退職者指針規程第 3 条第 8 項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会に提供され、同委員会において自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、その内容について調査審議されること。

(ウ) (ア)記載の情報のほか、大阪市退職者が役員に採用された場合において大阪市が当該大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、退職者指針規程第 8 条第 4 項の規定に基づき、応募者の個人情報である応募書類その他の応募に関する情報及び選考書類その他の選考に関する情報（以下「応募・選考情報」という。）が大阪市に提供され、大阪市外郭団体評価委員会において退職者指針規程第 3 条第 8 項の規定による調査審議の一環としての検証に利用されること。

(エ) 大阪市に提供された応募・選考情報のうち役員に採用された大阪市退職者に関するものについては、条例施行要綱第 11 条第 1 号の規定に基づき公表されること。

(オ) 大阪市に提供された応募・選考情報のうち役員に採用された大阪市退職者以外の応募者に関するもの（特定の個人が識別されるもの及び特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）については、大阪市が自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の透明性を確保するために必要と認めるときは、条例施行要綱第 11 条第 2 号の規定に基づき大阪市により公表されること。

ケ 応募書類に自団体の課題とその対処方法などを記載させて選考過程における評価の対象とする場合に、そのための記載欄を設けずに自己 P R 欄などの自由記載欄に記載させると

きは、記載例を設けるなどして応募者が当該自由記載欄に記載する内容が選考過程において評価の対象とされることを容易に理解できるようにすること。

(2) 役員選考委員会の設置に当たっての留意事項

ア 役員に採用する者の選考に当たっては、役員選考委員会を設置し、その議を経ること。

イ 役員選考委員会は、自団体からの独立性を有する外部有識者を含む3人以上の委員（以下「選考委員」という。）で組織し、次に掲げる者及び自団体の従業員である選考委員（以下「内部委員等」という。）の合計が現に在任する選考委員の総数の2分の1以下となるようにすること。

(ア) 自団体の役員（社外取締役及び社外監査役並びにこれらに相当するものを除く。）である者及びこれらの役員であった者

(イ) 自団体の相談役、顧問等の役職（報酬その他の対価を得て自団体の業務を行う役職で、役員並びに弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識及び技術に関する資格を有する者が自団体における当該専門的知識及び技術に関する事項に関して就任している役職以外のものをいう。）にある者及びこれらの相談役、顧問等の役職にあった者

(ウ) (ア)及び(イ)に該当しない大阪市職員及び大阪市退職者

ウ 次に掲げる事項のすべてについて、退職者指針規程第9条第2項の規定に基づき、あらかじめ選考委員に就任する者の同意を得ておくこと。なお、同意が得られないときは、選考委員に選任しないこと。

(ア) 役員選考委員会における選考は各選考委員による評点方式で行い、大阪市退職者が役員に採用されたときは、退職者指針規程第3条第7項の規定に基づき、選考委員の個人情報である各選考委員ごとの評点に関する情報が、特定の個人が識別されない形で大阪市に提供されること。

(イ) 大阪市に提供された(ア)記載の情報は、条例施行要綱第11条第1号の規定に基づき大阪市により公表されるとともに、退職者指針規程第3条第8項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会に提供され、同委員会において自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、その内容について調査審議されること。

(ウ) (ア)記載の情報のほか、大阪市退職者が役員に採用された場合において大阪市が当該大阪市退職者に関する大阪市と監理対象団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、退職者指針規程第8条第4項の規定に基づき、選考委員の個人情報である職歴等（内部委員等以外の選考委員に限る。）及び役員選考における各選考委員の個々の評価の内容や結果を含む選考に関する情報が、特定の個人が識別されない形で大阪市に提供され、大阪市外郭団体評価委員会において退職者指針規程第3条第8項の規定による調査審議の一環としての検証に利用されること。

(エ) 大阪市に提供された(ウ)記載の情報であって大阪市が自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の透明性を確保するために必要と認めるものについては、条例施行要綱第11条第2号の規定に基づき公表されること。

(3) 役員選考委員会の運営その他の役員選考委員会における選考の実施に当たっての留意事項

- ア 役員選考委員会の会議を開催するときは、現に在任する選考委員の過半数が出席し、かつ、出席する選考委員の2分の1以上が内部委員等以外の者であることを確認すること。
 - イ 役員選考委員会における選考は各選考委員による評点方式で行うこと。
 - ウ あらかじめ役員選考委員会において選考の実施回数、各回における書類審査、面接その他の選考方法、評価項目、配点、合否判定基準及び各回における合格者数（以下「選考基準」という。）を議決すること。
 - エ 選考基準を議決するに当たっては、募集情報に記載された募集要件との整合性に留意することとし、特に募集要件のうち「求める人物像」として掲げた事項については、選考過程において適切に評価が行われるよう評価項目を設定すること。
 - オ 選考委員に、選考に当たって退職者指針規程第5条第1項、第3項及び第5項の規定の趣旨を考慮してもらうよう、これらの規定の趣旨を説明すること。
 - カ 外郭団体及び大阪市職員基本条例第47条第1項第2号又は第3号に掲げる法人その他の団体に該当する監理対象出資法人にあっては、大阪市退職者である応募者が大阪市人材データバンクを利用して応募していることを確認すること。
 - キ 他の監理対象団体の役員である大阪市退職者を選考における最終合格者とするにについては、当該他の監理対象団体の役員を兼ねることによって募集に係る役員としての職務の遂行に支障が生じるおそれがなく、かつ、必要最小限の場合に限ること。
- (4) 採用者の決定に当たっての留意事項
- ア 役員に採用しようとする大阪市退職者が大阪市職員基本条例第47条第3項第1号の承認を受けていることその他同条例所定の手続を経ていることを確認すること。
 - イ 役員に採用しようとする大阪市退職者が他の監理対象団体の役員であるときは、当該他の監理対象団体の役員を兼ねることによって自団体の役員としての職務の遂行に支障が生じるおそれがないことを確認すること。
- (5) 選考基準等の報告に当たっての留意事項
- ア 役員に採用した大阪市退職者が当該役員としての任期の途中に退職者指針規程第5条第1項の規定による期限が到来することとなるときは、退職者指針規程第3条第7項の規定に基づく選考の結果の報告として、その旨を報告すること。
 - イ 役員選考委員会における選考過程において、募集要件に明示していなかった消極的事項が判明し、不合格と判断した事例が生じた場合は、退職者指針規程第3条第7項の規定に基づく選考基準の報告として、その旨を報告すること。
 - ウ その他退職者指針規程第3条第7項の規定に基づく役員選考委員会における選考基準、選考の経過及び結果の報告は、別紙3「役員公募選考手続報告書」の例により行うこと。

3 大阪市退職者を従業員として採用する場合の留意事項

(1) 応募者の募集に当たっての留意事項

- ア 公共職業安定所の職業紹介事業による募集をすること。
- イ 募集期間は2週間以上とすること。
- ウ 募集情報を大阪市のウェブサイトに掲載することができるよう必要な情報を別紙2「役

員及び従業員公募連絡票」の例により大阪市に提供するとともに、自団体のウェブサイトから大阪市のウェブサイト上の当該提供された情報を掲載したウェブページを閲覧できるようにすること。

エ 大阪市退職者に対する募集情報の提供は、大阪市人材データベースを利用して行うこと。

(2) 選考に当たっての留意事項

ア 外郭団体及び大阪市職員基本条例第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる法人その他の団体に該当する監理対象出資法人にあっては、大阪市退職者である応募者が大阪市人材データベースを利用して応募していることを確認すること。

(3) 採用者の決定に当たっての留意事項

ア 従業員に採用しようとする大阪市退職者が大阪市職員基本条例第 47 条第 3 項第 1 号の承認を受けていることその他同条例所定の手続を経ていることを確認すること。

4 チェックシート

(1) 役員の採用選考用

別紙 4 「役員の採用選考に当たってのチェックシート」のとおり。

(2) 従業員の採用選考用

別紙 5 「従業員の採用選考に当たってのチェックシート」のとおり。

役員公募に係る職務内容及び募集要件報告書（例）

令和 年 月 日

所管所属長様

監理対象団体名

当団体の役員の採用に際して、大阪市退職者を選考の対象に含め公募選考手続を行うこととしたので、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 役員の役職

- (1) 役職
- (2) 就任予定日及び任期

2 職務内容（期待する行動特性等）

- (1)
- (2)

3 募集要件

- (1) 応募資格
 - ア
 - イ
- (2) 求める人物像
 - ア
 - イ

役員及び従業員公募連絡票（例）

所管所属名		監理対象団体名	
-------	--	---------	--

※既報告案件を削除しないでください。

項 番	区分	報告日	職種	役職名	人 数	公募 開始日	公募 締切日	公募情報掲載URL
1	役員	R2. 12. 14	—	代表取締役社長	1	R2. 12. 21	R3. 1. 21	http://www.aaa.12343
2	従業員	R3. 1. 6	事務系	経理担当課長	1	R3. 1. 13	R3. 1. 27	http://www.aaa.12344
3	従業員	R3. 1. 6	技術系(電気)	—	2	R3. 1. 13	R3. 1. 27	http://www.aaa.12345
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

役員公募選考手続報告書（例）

令和 年 月 日

所管所属長様

監理対象団体名

当団体の役員について公募選考手続を行った結果、大阪市退職者を採用することとしたので、
大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第3条第7項の
規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 役員の役職及び採用することとした者

- (1) 役職
- (2) 採用する大阪市退職者の氏名並びに大阪市退職時の所属及び補職
- (3) 就任予定日及び任期
- (4) 令和○年3月末日時点の年齢（任期の途中に役員として在職させることができる年齢の上限を超えることとなる場合）

2 役員選考委員会の構成

- (1) 外部委員
○名（内訳：大学教授○名、弁護士○名…）
- (2) 内部委員等
○名（うち、大阪市職員及び大阪市退職者○名）

3 役員選考委員会で決定した選考基準

- (1) 選考の実施回数及び各回における書類審査、面接その他の選考方法
一次選考 書類審査
二次選考 面接
- (2) 評価項目、配点、可否判定基準及び各回における合格者数
別紙のとおり。

4 役員選考委員会における選考経過

令和○年○月○日 選考委員全員による一次選考を実施(5名中3名合格)

○月○日 選考委員全員による二次選考(面接審査)を実施。面接終了後、協議して3名中1名を最終合格者に決定

5 役員選考委員会における選考結果

別紙のとおり。

6 当該大阪市退職者を役員に採用した理由(当該大阪市退職者が選考委員会の選考結果と異なる者である場合)

7 役員としての職務の遂行に支障が生じるおそれがない理由(役員に採用した大阪市退職者が他の監理対象団体の役員を兼ねる場合)

役員選考委員会における選考基準及び選考結果

		評価項目(配点) 【※ 1】	応募者甲	応募者乙	応募者丙	応募者丁
1 次選考 (書面)	選考委員 A (外部) 【※ 2】	職務経験・資格(5 点)	9/10 【※ 3】	5/10	7/10	6/10
		文章表現力(5 点)				
	選考委員 B (外部)	職務経験・資格(5 点)	10/10	5 /10	6/10	7/10
		文章表現力(5 点)				
	選考委員 C (内部)	職務経験・資格(5 点)	10/10	5/10	7/10	7/10
		文章表現力(5 点)				
	合計		29/30	15/30	20/30	20/30
	合格者		○		○	○
合否判定基準		20/30 以上とする。				
2 次選考 (面接)	選考委員 A (外部)	説明力(5 点)	19/20	—	14/20	13/20
		課題分析力(5 点)				
		マネジメント力(5 点)				
		業務に関する知識(5 点)				
	選考委員 B (外部)	説明力(5 点)	19/20	—	13/20	12/20
		課題分析力(5 点)				
		マネジメント力(5 点)				
		業務に関する知識(5 点)				
	選考委員 C (内部)	説明力(5 点)	18/20	—	15/20	14/20
		課題分析力(5 点)				
		マネジメント力(5 点)				
		業務に関する知識(5 点)				
	合計		56/60	—	42/60	39/60
1 次選考と 2 次選考の合計		85/90	—	62/90	59/90	
最終合格者		○	—			
最終合格者の判定基準		1 次選考と 2 次選考の合計が 60/90 未満である場合は、最高点の者であっても不合格とし、合格者なしとする。				
備考		【※ 4】				

※ 1 募集要件との整合性に留意し、特に募集要件のうち「求める人物像」として掲げた事項について、選考過程において適切に評価が行われるよう設定した評価項目を記載すること。

※ 2 選考委員の氏名の記載は不要であるが、外部委員・内部委員等の内訳は記載すること。

※ 3 各応募者の評価点の評価項目ごとの内訳の記載は不要

※4 募集要件に明示していなかった消極的事項が判明し、不合格と判断した事例が生じた場合は、具体的に記載すること。

役員の採用選考に当たってのチェックシート

応募者の募集に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	募集に係る役員の職務内容や当該役員に期待する行動特性等を募集情報に具体的に明らかにしているか。	
2	大阪市退職者が選考に際して有利となるような募集要件を付していないか。	
3	募集要件として「応募資格」と「求める人物像」の双方を挙げる場合には、応募しようとする者の誤解を生じることのないよう、これらの区別を明らかにしているか。 なお、監理対象団体の運営上支障となるような考慮すべき事項（以下「消極的事項」という。）がある場合には、あらかじめ当該消極的事項を募集要件に明示しているか。	
4	募集情報に掲載する募集に係る役員の職務内容や当該役員に期待する行動特性等及び募集要件について、あらかじめ大阪市に別紙１「役員公募に係る職務内容及び募集要件報告書」の例により報告するとともに、大阪市外郭団体評価委員会の意見が述べられたときは、その意見を勘案して必要な変更を行ったか。	
5	応募者が知り得る情報について、大阪市退職者が有利になることのないようその公平性を確保するため、大阪市との関係に関する情報も含め応募者に提供する自団体の情報はすべてウェブサイト上に募集情報として掲載しているか。	
6	募集期間は１か月以上としているか。	
7	就職支援会社を活用するなどして募集情報が周知されるようにしているか。	
8	就職支援会社の活用に当たっては、就職支援の態様は定年退職者の再就職支援を目的としたものや転職を目的としたものなど、その目的に応じて様々であると考えられることを踏まえ、役員として求めている人材に即した就職支援会社を適切に選択しているか。	
9	募集情報を大阪市のウェブサイトに掲載することができるよう必要な情報を別紙２「役員及び従業員公募連絡票」の例により大阪市に提供するとともに、自団体のウェブサイトから大阪市のウェブサイト上の当該提供された情報を掲載したウェブページを閲覧できるようにしているか。	
10	大阪市退職者に対する募集情報の提供は、大阪市人材データベースを利用して行っているか。	
11	大阪市退職者が役員に採用された場合における次に掲げる事項のすべてについて、あらかじめ本人であるすべての応募者の同意を得ることとしているか。 ① 大阪市退職者が役員に採用されたときは、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程（以下「退職者指針規程」という。）第３条第７項の規定による報告として、応募者の個人情報のうち、役員に採用された大阪市退職者にあつては、その氏名、年齢（当該大阪市退職者の役員としての任期の途中で退職者指針規程第５条第１項の規定（同条第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。「選考基準等の報告に当たって」	

	の項番１において同じ。)による期限が到来する場合に限る。)、大阪市を退職した時の所属及び補職並びに選考過程における評価に関する情報が、当該大阪市退職者以外の応募者にあつては、選考過程における評価に関する情報を特定の個人が識別されないよう加工したものが、それぞれ大阪市に提供されること。 ② 大阪市に提供された①記載の情報は、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「条例施行要綱」という。）第 11 条第 1 号の規定に基づき大阪市により公表されるとともに、退職者指針規程第 3 条第 8 項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会に提供され、同委員会において自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、その内容について調査審議されること。 ③ ①記載の情報のほか、大阪市退職者が役員に採用された場合において大阪市が当該大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、退職者指針規程第 8 条第 4 項の規定に基づき、応募者の個人情報である応募書類その他の応募に関する情報及び選考書類その他の選考に関する情報（以下「応募・選考情報」という。）が大阪市に提供され、大阪市外郭団体評価委員会において退職者指針規程第 3 条第 8 項の規定による調査審議の一環としての検証に利用されること。 ④ 大阪市に提供された応募・選考情報のうち役員に採用された大阪市退職者に関するものについては、条例施行要綱第 11 条第 1 号の規定に基づき大阪市により公表されること。 ⑤ 大阪市に提供された応募・選考情報のうち役員に採用された大阪市退職者以外の応募者に関するもの（特定の個人が識別されるもの及び特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）については、大阪市が自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の透明性を確保するために必要と認めるときは、条例施行要綱第 11 条第 2 号の規定に基づき大阪市により公表されること。	
12	応募書類に自団体の課題とその対処方法などを記載させて選考過程における評価の対象とする場合に、そのための記載欄を設けずに自己 P R 欄などの自由記載欄に記載させるときは、記載例を設けるなどして応募者が当該自由記載欄に記載する内容が選考過程において評価の対象とされることを容易に理解できるようにしているか。 ※ 例えば、自己 P R 欄の記載内容について、①就任に向けた自らの意欲・熱意、②公表されている情報を踏まえた、自団体の現状及び課題についての認識や課題解決に向けた応募者なりの考え、③文章の構成・内容という 3 つの観点から採点するという場合であれば、その 3 つの項目で採点されるということが応募者に分かるように記載しているか。	

役員選考委員会の設置に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	役員に採用する者の選考に当たっては、役員選考委員会を設置し、その議を経ることとしているか。	
2	役員選考委員会は、自団体からの独立性を有する外部有識者を含む 3 人以上の選	

	考委員で組織し、次に掲げる者及び自団体の従業員である選考委員（以下「内部委員等」という。）の合計が現に在任する選考委員の総数の2分の1以下となるようにしているか。 ① 自団体の役員（社外取締役及び社外監査役並びにこれらに相当するものを除く。）である者及びこれらの役員であった者 ② 自団体の相談役、顧問等の役職（報酬その他の対価を得て自団体の業務を行う役職で、役員並びに弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識及び技術に関する資格を有する者が自団体における当該専門的知識及び技術に関する事項に関して就任している役職以外のものをいう。）にある者及びこれらの相談役、顧問等の役職にあった者 ③ ①及び②に該当しない大阪市職員及び大阪市退職者	
3	退職者指針規程第9条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項のすべてについて、あらかじめ選考委員に就任する者の同意を得ることとしているか。 ① 役員選考委員会における選考は各選考委員による評点方式で行い、大阪市退職者が役員に採用されたときは、退職者指針規程第3条第7項の規定に基づき、選考委員の個人情報である各選考委員ごとの評点に関する情報が、特定の個人が識別されない形で大阪市に提供されること。 ② 大阪市に提供された①記載の情報は、条例施行要綱第11条第1号の規定に基づき大阪市により公表されるとともに、退職者指針規程第3条第8項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会に提供され、同委員会において自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、その内容について調査審議されること。 ③ ①記載の情報のほか、大阪市退職者が役員に採用された場合において大阪市が当該大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の適正性を確保するために必要があると認めるときは、退職者指針規程第8条第4項の規定に基づき、選考委員の個人情報である職歴等（内部委員等以外の選考委員に限る。）及び役員選考における各選考委員の個々の評価の内容や結果を含む選考に関する情報が、特定の個人が識別されない形で大阪市に提供され、大阪市外郭団体評価委員会において退職者指針規程第3条第8項の規定による調査審議の一環としての検証に利用されること。 ④ 大阪市に提供された③記載の情報については、大阪市が自団体における大阪市退職者に関する大阪市と自団体との関係の透明性を確保するために必要と認めるときは、条例施行要綱第11条第2号の規定に基づき大阪市により公表されること。	

役員選考委員会の運営その他の役員選考委員会における選考の実施に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	役員選考委員会の会議を開催するときは、現に在任する選考委員の過半数が出席し、かつ、出席する選考委員の2分の1以上が内部委員等以外の者であることを確認することとしているか。	
2	役員選考委員会における選考は、各選考委員による評点方式で行うこととしているか。	
3	あらかじめ役員選考委員会において、選考の実施回数、各回における書類審査、	

	面接その他の選考方法、評価項目、配点、合否判定基準及び各回における合格者数（以下「選考基準」という。）を議決することとしているか。	
4	選考基準を議決するに当たっては、募集情報に記載された募集要件との整合性に留意することとし、特に募集要件のうち「求める人物像」として掲げた事項については、選考過程において適切に評価が行われるよう評価項目を設定しているか。	
5	選考委員に、選考に当たって退職者指針規程第5条第1項、第3項及び第5項の規定の趣旨を考慮してもらうよう、これらの規定の趣旨を説明することとしているか。	
6	すべての応募者及び選考委員について、それぞれ「応募者の募集に当たって」の項番11及び「役員選考委員会の設置に当たって」の項番3の同意を得ているか。	
7	（自団体が外郭団体及び大阪市職員基本条例第47条第1項第2号又は第3号に掲げる法人その他の団体に該当する監理対象出資法人である場合） 大阪市退職者である応募者については、大阪市人材データバンクを利用して応募していることを確認しているか。	
8	（選考における最終合格者とする者が他の監理対象団体の役員である大阪市退職者である場合） 当該大阪市退職者を最終合格者とするについて、他の監理対象団体の役員を兼ねることによって募集に係る役員としての職務の遂行に支障が生じるおそれがなく、かつ、当該大阪市退職者が他の監理対象団体の役員を兼ねることを考慮しても応募者の中で最適任者であると客観的に説明できるか。	

採用者の決定に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	役員に採用しようとする大阪市退職者が大阪市職員基本条例第47条第3項第1号の承認を受けていることその他同条例所定の手続を経ていることを確認したか。	
2	役員に採用しようとする大阪市退職者が他の監理対象団体の役員であるときは、当該他の監理対象団体の役員を兼ねることによって自団体の役員としての職務の遂行に支障が生じるおそれがないことを確認したか。	

選考基準等の報告に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	役員に採用した大阪市退職者が当該役員としての任期の途中で退職者指針規程第5条第1項の規定による期限が到来することとなるときは、退職者指針規程第3条第7項の規定に基づく報告にその旨を明らかにしているか。	
2	役員選考委員会における選考過程において、募集要件に明示していなかった消極的事項が判明し、不合格と判断した事例が生じた場合は、退職者指針規程第3条第7項の規定に基づく報告にその旨を明らかにしているか。	
3	その他退職者指針規程第3条第7項の規定に基づく役員選考委員会における選考基準、選考の経過及び結果の報告は、別紙3「役員公募選考手続報告書」の例の各項目がすべて網羅されたものとなっているか。	

従業員の採用選考に当たってのチェックシート

応募者の募集に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	公共職業安定所の職業紹介事業による募集の手続きをとっているか。	
2	募集期間は2週間以上としているか。	
3	募集情報を大阪市のウェブサイトに掲載することができるよう必要な情報を別紙2「役員及び従業員公募連絡票」の例により大阪市のウェブサイト上に提供するとともに、自団体のウェブサイトから大阪市のウェブサイト上の当該提供された情報を掲載したウェブページを閲覧できるようにしているか。	
4	大阪市退職者に対する募集情報の提供は、大阪市人材データベースを利用して行っているか。	

選考の実施に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	（自団体が外郭団体及び大阪市職員基本条例第47条第1項第2号又は第3号に掲げる法人その他の団体に該当する監理対象出資法人である場合） 大阪市退職者である応募者については、大阪市人材データベースを利用して応募していることを確認しているか。	

採用者の決定に当たって

項番	チェックポイント	チェック欄
1	従業員に採用しようとする大阪市退職者が大阪市職員基本条例第47条第3項第1号の承認を受けていることその他同条例所定の手続きを経ていることを確認したか。	

大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程

制 定 令和2年2月10日

最近改正 令和4年6月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第7条第2項並びに大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「施行要綱」という。）第15条第1項及び第2項の規定に基づき、本市の外郭団体の事業経営の評価（特定団体の経営再建のための監理に係る事業経営の評価を除く。以下同じ。）及びその結果の反映に関する指針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例及び施行要綱において使用する用語の例による。

(事業経営の評価の対象とする事項及び評価の視点)

第3条 外郭団体の事業経営の評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 外郭団体が本市の行政目的又は施策の達成のために求められる役割を果たすために行う事業活動（以下「対象事業活動」という。）の実績
 - (2) 外郭団体の財務運営の実績
- 2 外郭団体の事業経営の評価のうち対象事業活動の実績に関する評価の視点は、次に掲げる外郭団体の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 条例第2条第1項第1号に掲げる法人である外郭団体 次に掲げる外郭団体の区分に応じ、それぞれ次に定める視点
 - ア 対象事業活動が本市の委託に基づく事業活動又は本市の補助の対象となっている事業活動の将来にわたる継続的な実施である外郭団体 当該事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる技術、専門の人材、設備など技術的能力の確保及び向上がどこまで図られたか。
 - イ アに掲げる外郭団体以外の外郭団体 対象事業活動の実績が本市の行政目的又は施策の達成にどこまで貢献したか。
 - (2) 条例第2条第1項第2号に掲げる法人である外郭団体であって、当該外郭団体の事業経営に関して本市が有している行政目的が大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第4条第1号ア(ウ)に掲げるものであるもの。 当該行政目的に係る対象事業活動の実績が当該行政目的の達成にどこまで貢献したか。
- 3 外郭団体の事業経営の評価のうち財務運営の実績に関する評価の視点は、次に掲げる外郭団体の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 条例第2条第1項第1号に掲げる法人である外郭団体 対象事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤が確保されているか。

- (2) 条例第2条第1項第2号に掲げる法人である外郭団体であつて、当該外郭団体の事業経営に関して本市が有している行政目的が指定基準規程第4条第1号ア(7)又は(イ)に掲げるものであるもの。当該外郭団体の財務運営の実績によって、当該外郭団体のために本市が負担している債務に係る債権が発生するリスク又は当該外郭団体に対する本市の貸付金債権の回収が困難となるリスクがどこまで低減したか。
- (3) 条例第2条第1項第2号に掲げる法人である外郭団体であつて、当該外郭団体の事業経営に関して本市が有している行政目的が指定基準規程第4条第1号ア(ウ)に掲げるものであるもの。当該行政目的に係る対象事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤が確保されているか。

(対象事業活動の実績に関する評価及び評価の結果の反映)

第4条 外郭団体の事業経営の評価のうち対象事業活動の実績に関する評価及びその結果の反映は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 外郭団体は、次に定めるところにより、所管所属と協議して、評価の指標及び当該指標による目標を設定し、当該目標を中期計画及び年度計画に定めること。
- ア 指標及び目標は、所管所属と協議して、中期目標の期間及び毎事業年度について設定すること。
- イ 指標は、当該外郭団体に係る前条第2項各号に定める視点からの対象事業活動の実績を客観的に示すことができ、かつ、可能な限り数値で表すことができるものとする。
- ウ 毎事業年度の目標を達成するために取り組む期間（以下「評価対象期間」という。）は、対象事業活動の実績に関する評価の結果を適切かつ着実に次の事業年度の対象事業活動に反映させる観点から、各事業年度が終了する日の1年3月前の日の翌日から当該各事業年度が終了する日の3月前の日までの1年間とすることを基本とすること。
- エ 毎事業年度の指標及び目標は、遅くとも当該各事業年度開始後1月を経過する日までに設定すること。
- オ 所管所属は、指標及び目標を設定したときは、総務局を通じて、その内容を大阪市外郭団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）に報告すること。
- カ 所管所属は、オの規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、外郭団体と協議して、当該意見を勘案して指標又は目標の変更その他の必要な措置をとるとともに、その内容を総務局に報告すること。
- (2) 外郭団体は、毎事業年度、次に定めるところにより、当該事業年度の途中において対象事業活動の実績について自ら評価を行い、所管所属の評価を受けるとともに、その結果を当該事業年度のその後の対象事業活動に反映させること。
- ア 外郭団体は、評価対象期間の途中における適切な時期に、当該時期までの間の対象事業活動の実績について、前号に定めるところにより設定した当該事業年度の指標及び目標に基づく評価を行い、その結果を本市に報告すること。
- イ 所管所属は、アの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してその内容を審査し、当該報告に係る外郭団体の対象事業活動の実績について当該事業年度の

指標及び目標に基づく評価を行い、その結果を当該外郭団体に通知するとともに、必要に応じて助言等及び措置要求を行うこと。この場合において、前号に定めるところにより設定した指標又は目標を変更する必要があると認めるときは、速やかに同号の規定の例により指標又は目標を変更する手続をとること。

ウ 外郭団体は、イの規定による所管所属の評価の結果及び助言等又は措置要求の内容を踏まえて、当該事業年度の対象事業活動を行うこと。

(3) 外郭団体は、毎事業年度、次に定めるところにより、当該事業年度における対象事業活動の実績について自ら評価を行い、本市の評価を受けるとともに、その結果を当該事業年度の次の事業年度の指標及び目標の設定並びに対象事業活動等に反映させること。

ア 外郭団体は、事業年度が終了するおおむね3月前までに、当該事業年度の評価対象期間における対象事業活動の実績について、第1号に定めるところにより設定した当該事業年度の指標及び目標（前号イの規定による変更をしたときは、当該変更後の指標及び目標。ウにおいて単に「指標及び目標」という。）に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果を本市に報告すること。

イ 所管所属は、アの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してその内容を審査し、当該報告の内容及び審査の結果について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴くこと。ただし、この場合において、市長以外の所管機関に属する所管所属は、当該報告の内容及び審査の結果について総務局に報告し、総務局において市長の審査を行った上で評価委員会の意見を聴くものとする。

ウ 所管所属は、イの規定による評価委員会の意見を勘案して、当該事業年度における外郭団体の対象事業活動の実績について、当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を当該外郭団体に通知すること。ただし、市長以外の所管機関に属する所管所属の場合は、前段の規定にかかわらず、総務局は、イの規定による評価委員会の意見を勘案するために、所管所属と調整した上で、当該事業年度における外郭団体の対象事業活動の実績について、当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を、所管所属を通じて当該外郭団体に通知するものとする。

エ 所管所属は、条例第7条第5項の規定に基づき助言等又は措置要求を行うときは、あらかじめその内容について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴いた上で、評価委員会の意見を勘案して助言等又は措置要求を行うとともに、その内容を総務局に報告すること。

オ 総務局は、次に掲げる事項を公表すること。

(ア) アの規定による外郭団体による評価の結果

(イ) イの規定による評価委員会の意見

(ウ) ウの規定による本市の評価及びその結果

(エ) エの規定による助言等又は措置要求の内容及び評価委員会の意見

カ 外郭団体は、ウの規定による本市の評価の結果及びエの規定による助言等又は措置要求の内容を踏まえて、第1号に定めるところにより、当該事業年度の次の事業年度の対象事業活動の評価に係る指標及び目標を設定し、これらの内容を当該次の事業年度の年度計画

及び対象事業活動に適切に反映させるとともに、必要に応じて中期計画に反映させること。

(財務運営の実績に関する評価及び評価の結果の反映)

第5条 外郭団体の事業経営の評価のうち財務運営の実績に関する評価及びその結果の反映は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 外郭団体は、次に定めるところにより、評価の指標及び当該指標による目標を設定すること。

ア 指標は中期目標の期間について、目標は中期目標の期間及び毎事業年度について設定し、それぞれ中期計画及び年度計画に定めること。

イ 指標は、当該外郭団体に係る第3条第3項各号に定める視点からの財政基盤の安定性を客観的に示すことができ、かつ、数値で表すことができるものとする。

ウ 毎事業年度の目標は、遅くとも当該各事業年度開始後1月を経過する日までに設定すること。

エ ア及びイの規定により設定した指標は、経済状況その他の当該外郭団体を取り巻く状況の変化に応じて検討を加え、必要があると認めるときはこれを見直すこと。

オ 外郭団体は、ア及びイの規定により指標及び目標を設定したとき（エの規定により指標を見直したときを含む。）は、速やかに、本市に報告すること。

カ 所管所属は、オの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してその内容を審査し、当該報告の内容及び審査の結果について、総務局を通じて評価委員会に報告すること。

キ 所管所属は、カの規定による報告に対する評価委員会の意見が述べられたときは、外郭団体に対し、当該意見を勘案して指標又は目標の修正その他の必要な措置をとるよう求めること。

ク 外郭団体は、キの規定による求めがあったときは、これに応じて必要な措置をとるとともに、その内容を所管所属に報告すること。

ケ 所管所属は、クの規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を総務局に報告すること。

(2) 外郭団体は、毎事業年度、次に定めるところにより、当該事業年度における財務運営の実績について自ら評価を行い、本市の評価を受けるとともに、その結果をその後の指標及び目標の設定並びに財務運営に反映させること。

ア 外郭団体は、事業年度終了後3月を経過する日までに、当該事業年度における財務運営の実績について、前号に定めるところにより、中期計画に定めた指標及び同号に定めるところにより設定した当該事業年度の目標（エにおいて「指標及び目標」という。）に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果を本市に報告するとともに、当該結果に基づき、必要に応じて当該事業年度の次の事業年度の指標又は目標を変更し、財務運営に反映させること。

イ 前号の評価に当たっては、その妥当性について公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者（以下「公認会計士等」という。）の意見を聴き、当該

意見を本市に報告することを基本とすること。

ウ 所管所属は、ア及びイの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してその内容を審査し、当該報告の内容及び審査の結果について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴くこと。ただし、この場合において、市長以外の所管機関に属する所管所属は、当該報告の内容及び審査の結果について総務局に報告し、総務局において市長の審査を行った上で評価委員会の意見を聴くものとする。

エ 所管所属は、ウの規定による評価委員会の意見を勘案して、当該事業年度における外郭団体の財務運営の実績について、指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を当該外郭団体に通知すること。ただし、市長以外の所管機関に属する所管所属の場合は、前段の規定にかかわらず、総務局は、ウの規定による評価委員会の意見を勘案するために、所管所属と調整した上で、当該事業年度における外郭団体の財務運営の実績について、指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を、所管所属を通じて当該外郭団体に通知するものとする。

オ 所管所属は、条例第7条第5項の規定に基づき助言等又は措置要求を行うときは、あらかじめその内容について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴いた上で、評価委員会の意見を勘案して助言等又は措置要求を行うとともに、その内容を総務局に報告すること。

カ 総務局は、次に掲げる事項を公表すること。

- (ア) アの規定による外郭団体による評価の結果及びイの規定による公認会計士等の意見
- (イ) ウの規定による評価委員会の意見
- (ウ) エの規定による本市の評価及びその結果
- (エ) オの規定による助言等又は措置要求の内容及び評価委員会の意見

キ 外郭団体は、エの規定による本市の評価の結果及びオの規定による助言等又は措置要求の内容を踏まえて、第1号に定めるところにより、当該事業年度の評価を行った事業年度の次の事業年度の財務運営の評価に係る指標及び目標を設定し、これらの内容をその後の財務運営に適切に反映させるとともに、必要に応じて中期計画に反映させること。

(中期目標の期間を通じた評価及び評価の結果の反映)

第6条 外郭団体の中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度における事業経営の評価及びその結果の反映については、前2条の規定によるほか、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における外郭団体の事業経営の実績について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 外郭団体の対象事業活動の実績に関する評価及びその結果の反映 次に定めるところにより行うものとする。

ア 外郭団体は、当該事業年度が終了するおおむね3月前までに、中期目標の期間における対象事業活動の実績について、中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果を本市に報告すること。

イ 所管所属は、アの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してそ

の内容を審査し、当該報告の内容及び審査の結果について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴くこと。ただし、この場合において、市長以外の所管機関に属する所管所属は、当該報告の内容及び審査の結果について総務局に報告し、総務局において市長の審査を行った上で評価委員会の意見を聴くものとする。

ウ 所管所属は、イの規定による評価委員会の意見を勘案して、中期目標の期間における当該外郭団体の対象事業活動の実績について、中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を当該外郭団体に通知すること。ただし、市長以外の所管機関に属する所管所属の場合は、前段の規定にかかわらず、総務局は、イの規定による評価委員会の意見を勘案するために、所管所属と調整した上で、中期目標の期間における当該外郭団体の対象事業活動の実績について、中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を、所管所属を通じて当該外郭団体に通知するものとする。

エ 所管所属は、条例第7条第5項の規定に基づき助言等又は措置要求を行うときは、あらかじめその内容について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴いた上で、評価委員会の意見を勘案して助言等又は措置要求を行うとともに、その内容を総務局に報告すること。

オ 総務局は、次に掲げる事項を公表すること。

(ア) アの規定による外郭団体による評価の結果

(イ) イの規定による評価委員会の意見

(ウ) ウの規定による本市の評価及びその結果

(エ) エの規定による助言等又は措置要求の内容及び評価委員会の意見

カ 外郭団体は、ウの規定による本市の評価の結果及びエの規定による助言等又は措置要求の内容を踏まえて、第4条第1号に定めるところにより中期目標の期間の最後の事業年度の対象事業活動の評価に係る指標及び目標を設定し、これらの内容を当該事業年度の年度計画及び対象事業活動に適切に反映させるとともに、必要に応じて中期計画に反映させること。

(2) 外郭団体の財務運営の実績に関する評価及びその結果の反映 次に定めるところにより行うものとする。

ア 外郭団体は、事業年度終了後3月を経過する日までに、中期目標の期間における財務運営の実績について、中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果を本市に報告すること。

イ アの評価に当たっては、その妥当性について公認会計士等の意見を聴き、当該意見を本市に報告することを基本とすること。

ウ 所管所属は、ア及びイの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してその内容を審査し、当該報告の内容及び審査の結果について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴くこと。ただし、この場合において、市長以外の所管機関に属する所管所属は、当該報告の内容及び審査の結果について総務局に報告し、総務局において市長の審査を行った上で評価委員会の意見を聴くものとする。

エ 所管所属は、ウの規定による評価委員会の意見を勘案して、中期目標の期間における当該外郭団体の財務運営の実績について中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を当該外郭団体に通知すること。ただし、市長以外の所管機関に属する所管所属の場合は、前段の規定にかかわらず、総務局は、ウの規定による評価委員会の意見を勘案するために、所管所属と調整した上で、中期目標の期間における当該外郭団体の財務運営の実績について、中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を、所管所属を通じて当該外郭団体に通知するものとする。

オ 所管所属は、条例第7条第5項の規定に基づき助言等又は措置要求を行うときは、あらかじめその内容について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴いた上で、評価委員会の意見を勘案して助言等又は措置要求を行うとともに、その内容を総務局に報告すること。

カ 総務局は、次に掲げる事項を公表すること。

- (ア) アの規定による外郭団体による評価の結果及びイの規定による公認会計士等の意見
- (イ) ウの規定による評価委員会の意見
- (ウ) エの規定による本市の評価及びその結果
- (エ) オの規定による助言等又は措置要求の内容及び評価委員会の意見

キ 外郭団体は、エの規定による本市の評価の結果及びオの規定による助言等又は措置要求の内容を踏まえて、前条第1号に定めるところにより設定した中期目標の期間の最後の事業年度の財務運営の評価に係る指標及び目標の見直しを行い、これらの内容をその後の財務運営に適切に反映させること。

2 外郭団体の中期目標の期間の最後の事業年度における事業経営の評価については、前2条の規定にかかわらず、中期目標の期間における外郭団体の事業経営の実績について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 外郭団体の対象事業活動の実績に関する評価 次に定めるところにより行うものとする。

ア 外郭団体は、当該事業年度が終了するおおむね3月前までに、中期目標の期間における対象事業活動の実績について、中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果を本市に報告すること。

イ 所管所属は、アの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してその内容を審査し、当該報告の内容及び審査の結果について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴くこと。ただし、この場合において、市長以外の所管機関に属する所管所属は、当該報告の内容及び審査の結果について総務局に報告し、総務局において市長の審査を行った上で評価委員会の意見を聴くものとする。

ウ 所管所属は、イの規定による評価委員会の意見を勘案して、中期目標の期間における当該外郭団体の対象事業活動の実績について、中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を当該外郭団体に通知すること。ただし、市長以外の所管機関に属する所管所属の場合は、前段の規定にかかわらず、総務局は、イの規定による評価委員会の意見を勘案するために、

所管所属と調整した上で、中期目標の期間における当該外郭団体の対象事業活動の実績について、中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を、所管所属を通じて当該外郭団体に通知するものとする。

エ 所管所属は、条例第7条第5項の規定に基づき助言等又は措置要求を行うときは、あらかじめその内容について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴いた上で、評価委員会の意見を勘案して助言等又は措置要求を行うとともに、その内容を総務局に報告すること。

オ 総務局は、次に掲げる事項を公表すること。

(ア) アの規定による外郭団体による評価の結果

(イ) イの規定による評価委員会の意見

(ウ) ウの規定による本市の評価及びその結果

(エ) エの規定による助言等又は措置要求の内容及び評価委員会の意見

(2) 外郭団体の財務運営の実績に関する評価 次に定めるところにより行うものとする。

ア 外郭団体は、事業年度終了後3月を経過する日までに、中期目標の期間における財務運営の実績について、中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果を本市に報告すること。

イ アの評価に当たっては、その妥当性について公認会計士等の意見を聴き、当該意見を本市に報告することを基本とすること。

ウ 所管所属は、ア及びイの規定による報告を受けたときは、速やかに、監理委員会を開催してその内容を審査し、当該報告の内容及び審査の結果について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴くこと。ただし、この場合において、市長以外の所管機関に属する所管所属は、当該報告の内容及び審査の結果について総務局に報告し、総務局において市長の審査を行った上で評価委員会の意見を聴くものとする。

エ 所管所属は、ウの規定による評価委員会の意見を勘案して、中期目標の期間における当該外郭団体の財務運営の実績について、中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を当該外郭団体に通知すること。ただし、市長以外の所管機関に属する所管所属の場合は、前段の規定にかかわらず、総務局は、ウの規定による評価委員会の意見を勘案するために、所管所属と調整した上で、中期目標の期間における当該外郭団体の財務運営の実績について、中期計画に定められている指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた総合的な評価を行い、その結果及び評価委員会の意見を、所管所属を通じて当該外郭団体に通知するものとする。

オ 所管所属は、条例第7条第5項の規定に基づき助言等又は措置要求を行うときは、あらかじめその内容について、総務局を通じて評価委員会の意見を聴いた上で、評価委員会の意見を勘案して助言等又は措置要求を行うとともに、その内容を総務局に報告すること。

カ 総務局は、次に掲げる事項を公表すること。

(ア) アの規定による外郭団体による評価の結果及びイの規定による公認会計士等の意見

(イ) ウの規定による評価委員会の意見

- (ウ) エの規定による本市の評価及びその結果
- (エ) オの規定による助言等又は措置要求の内容及び評価委員会の意見

(施行の細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他この規程の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、この規程の制定の日から施行する。

(外郭団体の経営評価に関する指針の廃止)

- 2 外郭団体の経営評価に関する指針（平成26年3月27日制定）は、廃止する。

(適用区分)

- 3 この規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に開始する事業年度以後の事業年度に係る外郭団体の事業経営の評価について適用し、施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度に係る外郭団体の事業経営の評価については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 施行日以後最初に開始する事業年度に係る第4条の規定の適用については、同条第1号ウ中「各事業年度が終了する日の1年3月前の日の翌日から当該各事業年度が終了する日の3月前の日までの1年間」とあるのは「この規程の施行の日から当該事業年度が終了する日の3月前の日までの期間」とする。

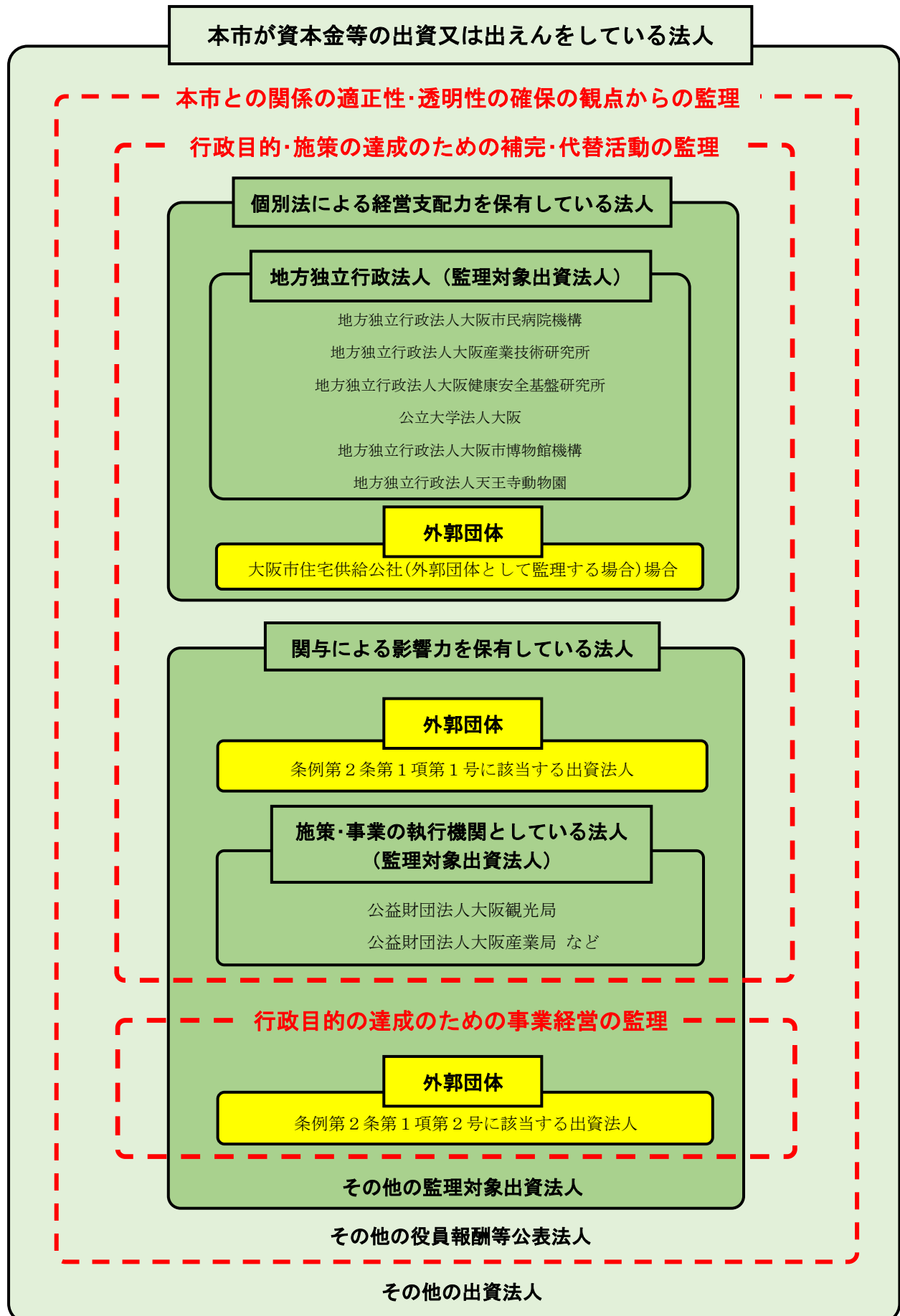
(準備行為)

- 5 第4条第1号及び第5条第1号の規定による指標及び目標の設定その他この規程の施行のために必要な行為は、この規程の施行の日前においても、この規程の規定の例により行うことができる。

附 則（令和4年6月17日総務局長決裁）

この改正規程は、令和4年6月17日から施行する。

本市が資本金等の出資又は出えんをしている法人の関係図



「大阪市外郭団体等への関与及び監理事
項等に関する条例施行要綱逐条解説」

令和 7 年 4 月 大阪市総務局発行

令和 2 年 1 月 27 日初版発行

令和 2 年 4 月 1 日改訂

令和 2 年 10 月 1 日改訂

令和 2 年 11 月 13 日改訂

令和 2 年 12 月 21 日改訂

令和 3 年 7 月 1 日改訂

令和 3 年 9 月 10 日改訂

令和 3 年 12 月 9 日改訂

令和 4 年 6 月 21 日改訂

令和 4 年 10 月 3 日改訂

令和 5 年 4 月 1 日改訂

令和 5 年 10 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

(担当)

大阪市総務局行政部総務課（法人グループ）

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号